

益子町地域防災計画

素案

益子町防災会議

令和6年3月改訂（予定）

目次

総論	1
第1節 計画の目的等	2
第2節 防災ビジョン	4
第3節 用語の定義	6
第4節 防災関係機関等の責務と業務の大綱	7
第5節 益子町の概要	16
第6節 被害の想定	18
第7節 住民及び事業者の責務	20
第8節 計画の点検・評価	20
第9節 計画の習熟・訓練	20
 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編	21
第1章 総則	22
第1節 本町の気象・地勢・河川等	23
第2節 主な風水害等の概要	26
 第2章 予防	29
第1節 防災意識の高揚	30
第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実	35
第3節 防災訓練の実施	39
第4節 避難行動要支援者対策	42
第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備	50
第6節 風水害に強いまちづくり	53
第7節 土砂災害・山地災害等対策	55
第8節 水防体制の整備	58
第9節 農林業関係災害予防対策	61
第10節 防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備	63
第11節 防災行政ネットワーク等の整備	64
第12節 避難体制の整備	69
第13節 消防・救急・救助体制の整備	76
第14節 保健医療体制の整備	78
第15節 緊急輸送体制の整備	80
第16節 火災予防対策	83
第17節 防災拠点の整備	86
第18節 建築物の災害予防対策	90
第19節 鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策	92
第20節 危険物施設等災害予防対策	95
第21節 鉱山、岩石採取場等の災害予防対策	98
第22節 学校、社会施設等の災害予防対策	99
第23節 航空消防防災体制の整備	102
第24節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援体制の整備	104
第25節 孤立集落の災害予防対策	108
第26節 災害廃棄物等の処理体制の整備	110
第27節 観光地の災害予防計画	111
 第3章 応急対策	113
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	114
第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策	125

第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動	133
第4節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請	136
第5節 災害救助法の適用	140
第6節 災害発生時の避難対策	143
第7節 救急・救助活動	152
第8節 医療救護活動	156
第9節 緊急輸送活動	158
第10節 物資・資機材等の調達・供給活動	162
第11節 農林業関係対策	165
第12節 保健衛生活動	168
第13節 障害物等除去活動	175
第14節 災害廃棄物処理活動	177
第15節 学校・社会施設等の応急対策	178
第16節 住宅応急対策	181
第17節 インフラ施設等の応急対策	183
第18節 危険物施設等の応急対策	189
第19節 広報活動	190
第20節 ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入	193
第21節 孤立集落の応急対策	195
第22節 観光地の災害応急対策	196
 第4章 復旧・復興	197
第1節 復旧・復興の基本的方向の決定	198
第2節 住民生活の早期再建	200
第3節 インフラ施設等の早期復旧	207
 震災対策編	211
第1章 総則	212
第1節 本県の地形・地質・活断層	213
第2節 本県の主な地震活動	215
第3節 地震被害想定	218
 第2章 予防	223
第1節 防災意識の高揚	224
第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実	227
第3節 防災訓練の実施	229
第4節 避難行動要支援者対策	229
第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備	229
第6節 震災に強いまちづくり	230
第7節 地盤災害予防対策	232
第8節 農林業関係災害予防対策	233
第9節 地震情報の観測・収集・伝達体制の整備	234
第10節 防災行政ネットワーク等の整備	235
第11節 避難体制の整備	236
第12節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	238
第13節 保健医療体制の整備	240
第14節 緊急輸送体制の整備	241
第15節 防災拠点の整備	241
第16節 建築物の災害予防対策	242
第17節 鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策	246

第18節 危険物施設等の災害予防対策	248
第19節 鉱山、岩石採取場等の災害予防対策	248
第20節 学校、社会施設等の災害予防対策	248
第21節 航空消防防災体制の整備	248
第22節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援体制の整備	248
第23節 孤立集落の災害予防対策	249
第24節 災害廃棄物等の処理体制の整備	250
第25節 観光地の災害予防計画	250
 第3章 応急対策	251
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	252
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	263
第3節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請	265
第4節 災害救助法の適用	265
第5節 災害発生時の避難対策	266
第6節 救急・救助活動・消火活動	269
第7節 医療救護活動	272
第8節 二次災害防止活動	273
第9節 緊急輸送活動	275
第10節 物資・資機材等の調達・供給活動	275
第11節 農林業関係対策	275
第12節 保健衛生活動	275
第13節 障害物除去活動	275
第14節 災害廃棄物処理活動	275
第15節 学校・社会施設等の応急対策	275
第16節 住宅応急対策	275
第17節 インフラ施設等の応急対策	276
第18節 危険物施設等の応急対策	276
第19節 広報活動	276
第20節 ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入	276
第21節 孤立集落の応急対策	276
第22節 観光地の災害予防計画	276
 第4章 復旧・復興	277
第1節 復旧・復興の基本的方向の決定	278
第2節 住民生活の早期再建	278
第3節 インフラ施設等の早期復旧	278
 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	279
第1節 総則	280
第2節 緊急に整備すべき施設等	283
第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	284
第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項	287
第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	288
第6節 防災訓練に関する事項	290
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	291
 火災・事故災害対策編	293
第1部 火災対策	294

第1章 予防	294
第1節 防災活動の促進	295
第2節 火災に強いまちづくり	296
第3節 応急対策への備え	298
第2章 応急対策	301
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	302
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	303
第3節 災害救助法の適用	305
第4節 消火活動及び救助・救急活動	306
第5節 災害拡大防止対策	309
第6節 施設・設備の応急対策	309
第7節 広報活動	309
第3章 復旧	310
第2部 交通関係事故災害対策	311
第1章 総則	311
第1節 本町の交通の状況	312
第2章 予防	313
第1節 情報の収集・伝達	314
第2節 運行の確保	315
第3節 交通施設の整備	316
第4節 応急対策への備え	317
第3章 応急対策	319
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	320
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	321
第3節 災害救助法の適用	324
第4節 災害拡大防止対策	325
第5節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	326
第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動	328
第7節 施設・設備の応急対策	329
第8節 広報活動	329
第4章 復旧	330
第3部 放射性物質・危険物等事故対策	331
第1章 総則	331
第1節 本町の危険物等の状況	332
第2章 予防	334
第1節 事業所等に対する防災体制の強化	335
第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策	337
第3節 放射性物質運搬事故予防対策	338
第4節 石油類等危険物事故予防対策	339
第5節 ガス事故予防対策	340

第6節 火薬類事故予防対策	342
第7節 毒物・劇物事故予防対策	343
第3章 応急対策	344
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	345
第2節 災害救助法の適用	347
第3節 災害拡大防止対策	348
第4節 救助・救急、医療及び消火活動	349
第5節 広報活動	350
第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	351
第7節 放射性物質運搬事故応急対策	353
第8節 石油類等危険物事故応急対策	355
第9節 ガス事故応急対策	357
第10節 火薬類事故応急対策	359
第11節 毒物・劇物事故応急対策	361
第4章 復旧	363
原子力災害対策編	365
第1章 総則	366
第1節 計画策定の趣旨	367
第2節 原子力災害対策重点的区域	368
第3節 原子力災害の想定	369
第2章 予防	371
第1節 初動体制の整備	372
第2節 情報伝達体制の整備	374
第3節 避難活動体制等の整備	375
第4節 モニタリング体制の整備	377
第5節 健康対策	378
第6節 農林物等の安全確保の整備	380
第7節 緊急輸送体制の整備	380
第8節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実	381
第3章 応急対策	383
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	384
第2節 情報の収集・連絡活動	388
第3節 情報伝達・広報活動	390
第4節 屋内退避・避難誘導等	392
第5節 モニタリング活動	395
第6節 医療救護活動等	396
第7節 農林水産物等の安全確保	397
第8節 児童生徒等の安全対策	399
第9節 緊急輸送活動	399
第4章 復旧・復興	400
第1節 健康対策	401
第2節 風評被害対策	403
第3節 除染・汚染廃棄物の処理	405

第4節 損害賠償	407
第5節 各種制限の解除	408

總論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

益子町地域防災計画（以下「計画」という。）は、益子町における災害に係る予防、応急及び復旧対策に関し、町、防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策（原子力災害を含む。）を総合的かつ計画的に推進することにより、町域、住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、防災基本計画（中央防災会議）に基づくとともに、栃木県地域防災計画（栃木県防災会議）を踏まえた上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び益子町防災会議条例（昭和41年益子町条例第20号）第2条の規定に基づき、益子町防災会議が策定するものであり、町、防災関係機関等（原子力事業者を含む。）がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 計画の体系

この計画は、「総論」、「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」、「震災対策編」、「火災・事故災害対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」からなる。

第4 栃木県地域防災計画との関係

この水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編は、栃木県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

第5 益子町国土強靭化地域計画の目指すべき将来の姿、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

益子町国土強靭化地域計画は、大規模災害等に対する町土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本町における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法」第13条に基づき策定されている。このため、町は、本町の国土強靭化に関する部分については、益子町国土強靭化地域計画の基本目標である

- 1 住民の生命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第6 計画の周知徹底

本町職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって地域防災計画を円滑に推進するよう努める。

第2節 防災ビジョン

第1 計画改定

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降も、平成24年5月に発生した竜巻、平成26年2月の大雪、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年10月の台風（令和元年東日本台風）による豪雨など、近年は異常気象による災害が多発し、本町にも多大な被害を発生させており、防災対策の課題を反映させる必要がある。

防災行政は、町、関係機関及び住民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い町構造を形成することにより、災害から住民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

地震や火災等が発生した場合に、複合的及び広域的災害となる危険性が増大している。このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、町、消防機関及び他の防災関係機関の機能充実と住民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、町施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等町基盤の整備を推進し、町構造の防災化を図る。

また、今後、住民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化と防災力低下の可能性が考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

第2 計画の理念

本計画では、前述の背景を基に、自助・共助、公助を基本とした以下の計画理念に基づき、行動を行うものとする。

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に的確に対応できる体制の確立
- (3) 災害に強い人とまちづくり

第3 計画達成のための方策

(1) 防災・減災のまちづくり

様々な整備手法を多角的・総合的に展開し、歴史に培われた益子の豊かな町並みを活かしつつ、防火構造を備え、街路、空地等の防災空間が適切に配置された災害に強い町構造の構築に努め、住民の安全な生活を支えるとともに、益子町の歴史的資産を後世へと伝承する。

(2) 災害に的確に対応できる体制の確立

災害による突発的な事態、あらゆる局面に即応できる柔軟かつ組織的な防災体制の確立を図るものとし、関係職員の迅速かつ的確な活動を促す初動体制の確立、情報収集体制の充実強化、不意に発生する災害にも対応可能な組織体制の構築、非常時の情報連絡伝達手段のバックアップ化等の施策を推進する。

また、町による対応が困難な事態に備え、県や自衛隊等への応援・派遣要請体制、他町との相互応援協定の充実に努める。

(3) 災害に強い人とまちづくり

災害の被害を軽減する上で、住民や事業所の日ごろからの災害への備えや、災害発生時の的確な対応が重要な役割を果たす。また、行政の能力を超える甚大な災害の際には、住民、事業所、行政等の協力的かつ組織的な防災活動が不可欠となる。

あらゆる機会を活用し、住民・事業所等への防災意識の向上、防災対策の知識普及を図るとともに、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成強化を図り、自らの安全は自らで守るという意識に裏打ちされた、屈強な自主防災体制づくりに努める。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

1 基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2 救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3 県防災計画	基本法第40条の規定に基づき、栃木県防災会議が作成する栃木県地域防災計画をいう。
4 水防計画	水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、水防管理者が作成する水防計画をいう。
5 災害対策本部	基本法第23条第1項の規定に基づき、町区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、益子町地域防災計画の定めるところにより町長が設置する益子町災害対策本部をいう。
6 本部長	基本法第23条第2項の規定に基づき、町長をもって充てる益子町災害対策本部長をいう。

第4節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧対策が的確、円滑に実施されるよう、町、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 芳賀地区消防本部、芳賀地区広域行政事務組合

芳賀地区消防本部、芳賀地区広域行政事務組合は、災害から構成自治体の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。併せて、広域情報連絡網の運用により情報の周知を図るものとする。

3 栃木県（県現地機関を含む。）

県は、町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊

東部方面特科連隊第2大隊は、町、県の要請により必要な部隊を町に派遣し、状況把握、避難者の援助、捜索・水防・消防活動等に協力する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関等（災害対策基本法第2条第5項参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

7 益子町消防団

益子町消防団は、災害から町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。

8 自主防災組織

自主防災組織は、益子町災害対策本部、益子町災害警戒本部及び益子町消防団と綿密な連携をとり、防災業務に努める。

9 住民

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体

その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 町

機 関 名	業 務 の 大 綱
益子町	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 他町、県との相互連携体制の整備 (8) 自主防災組織等の育成支援 (9) ボランティア活動の環境整備 (10) 環境放射線モニタリング実施及び結果の公表 (11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (12) その他法令及び益子町地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 (3) 災害救助法の運用 (4) 消火・水防等の応急措置活動 (5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (7) 緊急輸送体制の確保 (8) 緊急物資の調達・供給 (9) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (10) 施設、設備の応急復旧 (11) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (12) 住民への広報活動 (13) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 (14) 原子力災害時の住民の避難、屋内退避、立入り制限 (15) 県内外からの避難者受入に係る県への協力 (16) 県内外からの広域一時滞在の受入れ (17) その他法令及び益子町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>3 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 風評被害による影響等の軽減 (5) その他法令及び益子町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
栃木県 (芳賀福祉事務所) (栃木土木事務所)	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 (3) 専門家等の派遣要請 (4) 災害救助法の運用 (5) 消火・水防等の応急措置活動 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (13) 住民への広報活動 (14) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 (15) 県外避難者の受け入れに対する総合調整 (16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限 (17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する町、関係機関への指示 (18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>3 災害復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援 (6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

3 警察

機 関 名	業 務 の 大 綱
真岡警察署 (益子交番)	1 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること 2 避難指示等避難情報に関すること 3 治安の確保及び交通規制に関すること 4 交通規制及び警戒区域の設定に関すること 5 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること 6 被災者の救出及び避難誘導に関すること 7 死体(行方不明者)の捜索及び検死に関すること 8 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること 9 危険物の取締りに関すること

4 消防

機 関 名	業 務 の 大 綱
芳賀地区広域行政 事務組合消防本部 (真岡消防署益子分署)	1 消火活動に関すること 2 救助・救急活動に関すること 3 防火相談、救急講習に関すること 4 防火対象物等査察、防火指導に関すること 5 危険物の保安と除去に関すること 6 危険物の防火指導に関すること 7 建築物の消防同意事務に関すること 8 火災原因調査に関すること

5 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 (東部方面特科連隊 第2大隊)	1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 遭難者等捜索救助 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除 7 応急医療防疫、病害虫防除等の支援 8 通信支援 9 人員及び物資の緊急輸送 10 炊飯及び給水支援 11 救援物資の無償貸付又は譲与 12 交通規制の支援 13 危険物の保安及び除去

6 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 約
警察庁 関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
総務省 関東総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること 2 非常通信に関すること 3 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること 4 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること
財務省 関東財務局 (宇都宮財務事務所)	1 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること 2 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること
厚生労働省 栃木労働局 真岡労働基準監督署	1 産業安全（鉱山関係を除く。）に関すること 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること
農林水産省 関東農政局 (栃木県拠点)	1 災害予防対策 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設整備に関すること 2 応急対策 (1) 農業被害に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 災害時における主要食糧、生鮮食料品等の供給に関すること。 (4) 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (5) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (6) 農産物等の安全性の確認に関すること。 3 復旧対策 (1) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (2) 災害による被害農林業者に対する資金の融通に関すること。 (3) 風評被害対策に関すること
林野庁 関東森林管理局 (日光森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること
経済産業省 関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係資材の円滑な供給の確保に関すること。 2 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。

関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
国土交通省 関東運輸局	1 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
国土交通省 関東地方整備局 (下館河川事務所)	所管河川についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 所管施設等の整備及び安全の確保 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 防災に関する広報、情報提供等 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、河川予警報の伝達等 (2) 災害発生直後の施設の点検 (3) 災害対策用資機材、復旧用資機材の確保 (4) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (5) 災害時のための応急資機材の備蓄 (6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (7) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
関東地方整備局 (宇都宮国道事務所)	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること 2 災害に関する情報の収集及び広報に関すること 3 災害時における交通確保に関すること 4 災害危険地域の選定及び指導に関すること 5 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること 6 災害時における応急工事に関すること 7 災害復旧工事に関すること 8 再度災害防止工事の施工に関すること
国土地理院 関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること
気象庁 東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象(地震にあっては、地震動に限る。)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できることを努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成について、技術的な支援・協力をすること 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること 7 県や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること

環境省 関東地方環境事務所	1 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること 2 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること
------------------	---

7 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 約
日本郵便株式会社 関東支社 (益子郵便局、 七井郵便局、 田野郵便局)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 災害特別事務取扱いに関すること (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便局の料金免除 (2) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項
日本赤十字社 栃木県支部	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 4 義援金品の募集、配分に関すること 5 日赤医療施設等の保全に関すること 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること
日本放送協会 宇都宮放送局	1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難場所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本電信電話株式会社 栃木支店	1 公衆電気通信設備の保全に関すること。 2 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 3 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 4 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること 5 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段に関すること 6 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 7 災害復旧及び被災地における情報流通について住民、国、町、県、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること

総論

第1章 総則

電気通信事業者 (株式会社NTTドコモ 栃木支店)、 KDDI株式会社 小山テクニカルセンター、 ソフトバンクモバイル 株式会社、 楽天モバイル株式会社)	1 移動通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通の確保に関すること。
日本銀行 (本店)	1 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 2 損傷通貨の引換えに関すること。
東京ガス株式会社	1 ガス施設(パイプライン等)の保安の確保に関すること。
東京電力パワーグリッド 株式会社(栃木総支社)	1 電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関するこ と
東京電力ホールディングス 株式会社 東京電力パワーグリッド 株式会社(栃木総支社) 日本原子力発電株式会社 (東海第二発電所)	1 原子力施設の防災管理に関するこ 2 従業員等に対する教育、訓練に関するこ 3 関係機関に対する情報の提供に関するこ 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関するこ 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関するこ 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関するこ 7 町、県、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関するこ 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関するこ

8 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
芳賀中部上水道企業団	1 上水道関連施設の安全・保安に関するこ 2 応急給水、災害時の飲料水確保に関するこ
芳賀地区広域行政事務組合 芳賀地区エコストーション	1 廃棄物等の処理に関するこ
芳賀地区広域行政事務組合 環境クリーンセンター	1 し尿等の処理に関するこ
益子町土地改良区 ・芳賀台地土地改良区	1 水門、水路の操作に関するこ
(一社)栃木県LPGガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関するこ 2 災害時におけるガスの供給に関するこ
栃木県道路公社	1 有料道路の保全及び復旧に関するこ 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関するこ
株式会社栃木放送 株式会社エフエム栃木 株式会社とちぎテレビ	1 住民に対する防災知識の普及に関するこ 2 情報の収集に関するこ 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関するこ 災害及び気象予報、警報、避難・屋内避難、被害状況、官公署通報事項 の周知 4 受信対策に関するこ 避難場所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関するこ 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関するこ
(一社) 栃木県医師会 (社) 栃木県歯科医師会 (一社) 栃木医師薬剤師会 (公社) 栃木県看護協会 (公社) 栃木県柔道整復師会	1 災害時における医療救護活動に関するこ

栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社) 栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること
(一社) 栃木県トラック協会	1 災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
(一社) 栃木県バス協会	
(一社) 栃木県タクシー協会	
(社福) 栃木県社会福祉協議会	1 益子町災害ボランティアセンターの設置の支援に関すること 2 その他災害ボランティアに関すること。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
真岡鐵道株式会社	1 鉄道施設の防災に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送に関すること。
はが野農業協同組合 芳賀地方農業共済組合 芳賀地区森林組合	1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家、被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 4 飼料、肥料等農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 木材の供給と物資のあっせんに関すること。 6 農作物の需給調整に関すること。 7 応急生活物資の確保、供給に関すること。 8 被災事業者等に対する資金融資に関すること。 9 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。
益子町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力、あっせんに関すること
芳賀都市医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること
病院等医療施設の管理者	1 避難施設の整備と避難訓練等の実施に関すること 2 災害時における入院患者等の安全に関すること 3 災害時における負傷者等の医療と助産に関すること 4 被ばく医療への協力に関すること 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること
益子町社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集、被災者の救護に関すること 2 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること 3 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること 4 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること 5 その他町が実施する応援対策についての協力に関すること
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入所者の安全確保に関すること 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること 4 福祉避難所としての施設の提供に関すること
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底に関すること。 2 防護施設の整備に関すること。 3 災害時における危険物の保安措置に関すること
金融機関	1 被災事業者等に対する資金融資に関すること。

第5節 益子町の概要

第1 自然的条件

1 位置・地勢

本町は栃木県の南東部、首都東京から約 90 km、県都宇都宮から約 20 km の距離に位置し、北は市貝町、東は茂木町、西は真岡市、南は茨城県桜川市と接する県境にある。町域は東西 8.25 km、南北 12.85 km、面積は 89.40 Km² を有している。

鉄道は、JR水戸線下館駅と茂木駅を結ぶ第3セクターの真岡鐵道があり、益子駅、七井駅から下館駅まで約 40 分で運行する。道路は国道 121 号、123 号、294 号が、町の北西部を走っている。

2 自然・気候

町の西部は関東平野からつながる平地・台地で、中央を北から南に小貝川が流れる。小貝川沿いの低地は田園地帯となっており、両脇の台地に市街地や集落が形成されている。町の東部は八溝山系の最南端に位置する山地・丘陵地帯で、町の最高峰雨巻山（標高 533.3m）や高館城跡として知られる高館山（標高 301.8m）などがある。小宅川、大羽川、百目鬼川、ぐみ川など大小の河川が小貝川に注ぎ、それらの河川沿いに農地や集落が形成されている。農業用溜池も多く、特に大郷戸ダムが大きい。

気候は温暖で、降雪はあるが根雪となることはない。台風による大雨、突風があるほか、雷、降雹がある。

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口は、令和 5 年 10 月 1 日現在（栃木の統計）20,940 人で、減少傾向にある。また、65 歳以上の人口増加、1 世帯当たり人員の低下など、高齢化が顕著に現れている。したがって、本計画策定に当たっての災害時における避難行動要支援者対策は、重要な課題と位置づけられる。

年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年10月
総人口（人）	24,348	23,281	21,898	20,940
世帯数	7,801	7,787	7,813	7,892
男（人）	12,057	11,542	10,871	10,389
女（人）	12,291	11,739	11,027	10,551
高齢化率（65歳以上人口の全体に占める割合）	22.4%	27.0%	32.2%	34.7%
1世帯当たり人員	3.1	2.9	2.8	2.7
人口密度 (1平方キロ当たり)	271.9	260.4	244.9	234.2

（平成27年～令和2年は国勢調査、令和5年10月は栃木県年齢別人口調査結果による）

2 産業

（1）就業人口

本町の産業構造は、戦前から続く農業と窯業を中心とした形態に、昭和 40 年代に誘致した精密機械などの工業が加わったのち、小売業やサービス業などが発展している。産業区分別の割合は、県平均や全国平均と比べると、第1次産業と第2次産業の就業割合が高く、第3次産業の就業割

合が低くなっている。

(2) 農業

農業は、米麦、野菜・果樹・畜産による複合経営が行われている。また、地域特産物である葉たばこの生産も行われている。

農家の高齢化、後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しいが、一方で土地改良事業による農業経営の効率化が進み、新しい発想の農業形態も見られるようになった。

また、りんご、なし、ぶどう、いちごなどによる観光農園の育成も進み、観光客を誘致する観光スポットとして近年成長している。

(3) 林業

森林面積は3,904haで、町総面積の44%（うち民有林は66%）を占めている。民有林の人工林率は37%と低く、天然林が多い。（令和元年度、「令和2年栃木県森林・林業統計書」による）

良質材の育成と効率の良い施業を図るため、森林組合と連携して、間伐や高性能林業機械を用いた施業の推進等を行っている。

(4) 工業

本町の製造業は、地場産業である窯業と精密機械工業を中心で、平成26年の従業員4人以上の事業所は65か所、従業者数は964人、製造品出荷額等は約179億円（令和元年度）となっている。

(5) 商業

本町の小売・卸売業は、窯元・中小小売販売店などの陶磁器・民芸品の販売、自営小売店舗での食料品・日用生活品等の販売、中小規模のスーパー・ショッピングセンターが主である。平成26年の小売・卸売商店数は199店、従業者数は1,089人、販売額は約207億円となっている。近隣町の大型店等への消費の流出は大きく、多くの個店は厳しい状況となっている。

(6) 観光

本町は益子焼のまちとして全国に知られ、令和元年度で290万人の観光客が訪れている。中でも春と秋の益子陶器市には、毎年60万人前後の観光客が訪れる。主な観光資源は、陶磁器の芸術品に触れることのできる陶芸メッセ益子や、そのほか民間ギャラリー、陶芸体験ができる窯元や販売店のほか、観光いちご園地、なし、りんご、ぶどうのもぎとりができる上大羽果樹園地、自然の美しい益子県立自然公園、西明寺などの歴史的建造物も豊富である。

第6節 被害の想定

1 水害

「益子町防災ハザードマップ」に示されている水害を想定する。想定雨量は、小貝川流域（田野橋付近から下流）が72時間総雨量778mm、小貝川流域（田野橋付近から上流）が1日の総雨量647mm、そして、大羽川流域が24時間総雨量647mmとする。

※詳細は、令和5年6月発行「益子町防災ハザードマップ」を参照。

2 震災

県における地震被害想定

(1) 地震規模、震源等の設定

栃木県として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震と、本町において最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模	断層長さ	震源深さ
想定県庁直下型地震	M7.3	約30km	15km

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

- 栃木県として、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定するため、本県において人口が最も集中する県都宇都宮市の県庁直下で地震が発生することを想定する。（注意：栃木県内において宇都宮市で大地震が発生しやすいということではない）
- 宇都宮市及びその周辺では広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は現在確認されていないものの、活断層があらかじめ確認できない場所であっても大地震が発生する可能性は否定できないことから、県庁直下で地震が発生するものと仮定する。
- 国（首都圏直下地震対策専門調査会）では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、すべての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてマグニチュード6.9を設定している。
- 本県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年、M7.3）を参考に県庁直下に震源を仮定したM7.3とした。
- 起震断層の長さは、仮に30kmとする。

(2) 発災ケース

過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、以下の3つのケース（季節・時刻）を設定した。

- ①冬深夜・・・多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
- ②夏12時・・・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、建物倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。
- ③冬18時・・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

(3) 被害想定結果

本調査は、平成26年度に実施した地震被害想定のデータを使用して、計測震度、建物被害、ラ

イフライン被害、人的被害、機能被害等について、次のとおり予測した。なお、風速は 10m/s として想定した。

項目		栃木県			益子町		
		①冬深夜	②夏12時	③冬18時	①冬深夜	②夏12時	③冬18時
地震動	計測震度	震源の宇都宮市を中心には最大震度7を計測するほか、県土の約1/2で震度5強以上となる。			全町で震度4から震度6弱の揺れが予想される。		
建物被害	全壊棟数 [棟]	62,786			8		
	半壊棟数 [棟]	107,876			162		
地震火災	出火件数 [件]	104	121	294	0	0	1
	焼失棟数 [棟]	2,080	3,173	8,025	0	0	0
交通支障	道路施設	県全土で通行支障が発生する。					
	鉄道施設	主要駅では多くの滞留者が発生する。					
人的被害	死者数 [人]	3,926	2,389	3,049	0	0	0
	負傷者数 [人]	32,081	27,298	25,050	28	23	21
	要救助者数 [人]	15,318	10,649	11,903	1	0	0
機能被害	最大避難場所 生活者数 (1日後) [人]	114,237 (※冬18時発災ケース)			46 (※冬18時発災ケース)		

第7節 住民及び事業者の責務

第1 住民の責務

住民は、自助・互助・共助の意識に立って、災害時は相互に協力し、住家若しくは使用する建物の安全性を図るものとする。

また、災害時に対応できるよう日常から備蓄を進めるものとする。

第2 事業者の責務

事業者は、所有若しくは使用している施設について、法令に即した安全性の確保を図るとともに、救助用資機材の準備等、必要な対策を講じるものとする。

また、町・防災関係各機関が実施する防災事業の実施に積極的に協力するとともに、災害時には、事業活動を通して、最大限の対応を図り、周辺住民との連携及び協力に努めるものとする。

第8節 計画の点検・評価

町及び防災関係機関は、この計画の実効性を担保するため、毎年点検・評価を行い、修正の必要性を認めた場合は速やかに防災会議に諮り修正を行う。

第9節 計画の習熟・訓練

本町の各部局及び防災関係機関等は、日頃から防災・減災についての調査、研究、教育、研修及び訓練等により、益子町地域防災計画の習熟並びにこの計画に関連する諸計画の実現に努め、防災力の強化に努める。

また、住民の防災意識を高め、災害時に安全確保のため適切な行動がとれること及び地域における相互体制を確立するため、この計画の住民への周知を徹底する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第1章 総則

第1節 本町の気象・地勢・河川等

概要

- ・気象状況、地勢、河川、豪雪地帯の状況等、本県の自然的条件を明らかにし、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策の効果的な実施に資する。

項目

第1 気象の状況

第2 地勢の状況

第3 河川の状況

参考資料

第1 気象の状況

本町は、太平洋側気候であるが内陸県のため、最高気温と最低気温との較差が大きい。高温の年は関東地方南部方面よりも暖かくなり、逆に低温の年は東北地方と同じような気温を示す。

また、夏期は、雷の発生が多く盛夏期でも比較的雨量が多い。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しいため平野部でも最低気温が氷点下の日が多い。男体おろし、那須おろしと呼ばれる季節風、空つ風が吹き、標高の高い山沿い地方では日本海側気候の様相を呈し雪をもたらす。

年間平均気温は、15.3°Cと温暖な地域となっている。

近接する真岡アメダス観測所の令和5年（2023年）の年間数値は以下のとおり。

月	降水量			気温				風向・風速				時間			
	合計	最大		平均			最高	最低	平均		最大風速				
		日	1時間	10分間	日平均	日最高			風速	風速	風向	風速			
		(mm)	(mm)	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)	(m/s)	風向	(m/s)	(h)		
1	10.0	6.0	2.0	0.5	2.3	9.5	-4.7	14.6	-9.9	1.4	8.5	北北西	16.9	北	219.5
2	29.5	21.5	3.5	1.0	4.2	11.2	-3.1	17.5	-9.5	1.6	6.9	北	12.7	北	206.8
3	108.5	24.5	16.0	6.0	10.5	17.3	3.7	23.6	-4.6	1.7	7.5	北	13.9	北北東	197.7
4	88.5	30.5	6.5	3.0	13.8	20.8	6.3	28.9	0.2	2.0	9.0	南	16.5	南南東	216.6
5	157.5	36.5	13.0	3.5	17.6	23.9	11.5	32.9	5.2	1.9	7.4	北	12.9	北	211.9
6	357.5	117.0	38.5	18.5	22.1	27.2	17.7	33.0	10.1	1.5	6.7	東北東	12.3	南	142.5
7	75.5	26.0	19.5	17.5	27.2	33.3	22.4	37.6	19.6	1.5	8.8	東北東	15.5	北北東	244.4
8	92.0	26.5	14.5	12.5	28.4	34.4	24.3	37.3	21.1	1.8	6.6	南西	11.2	南西	218.8
9	296.5	150.0	75.0	18.0	25.4	30.6	21.7	35.6	13.8	1.4	9.3	北	17.1	北北東	119.8
10	108.0	34.0	8.5	4.0	16.0	22.7	9.4	26.1	3.7	1.2	5.8	北東	13.6	北	202.0
11	76.0	36.5	19.0	6.0	11.0	17.7	4.9	24.4	-1.1	1.4	8.1	南	16.4	南南東	174.9
12	21.0	13.0	4.0	1.5	5.5	13.1	-1.3	20.2	-7.6	1.2	6.4	南西	15.5	西南西	207.6
年	1,420.5	150.0	75.0	18.5	15.3	21.8	9.4	37.6	-9.9	1.6	9.3	北	17.1	北北東	2,362.5

(気象庁ホームページより)

第2 地勢の状況

1 土砂災害・洪水等を引き起こす可能性のある地勢の状況

(1) 治山の状況

本県の主要な水源地帯である山岳部は、地形が急峻で火山性の地質が大部分であるため、崩壊しやすい所が多く、山腹、溪流の荒廃地が各所に点在し、令和3（2021）年3月末現在で山地災害危険地区は4,236箇所に達しており、本町内にも44箇所がある。

これらの荒廃地から生産される土砂は、大雨などによって溪流に流出し、土砂災害を引き起こすとともに、下流地帯の洪水氾濫の原因となり、林地、農地、宅地、公共施設等に多大の被害を及ぼしている。

(2) 砂防の状況

河川流域の地質は脆弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を具備しているため、一度山地荒廃の原因となる豪雨、台風等に見舞われると山腹、溪流の岸は崩壊を起こし、土砂災害を引きおこすとともに、多量の土砂を下流に押し流すこととなる。

生産された土砂は、溪流が平地に達する所を脱すると扇状地を形成し、その発達に伴い、河道が変わるので、堤防を造ることにより河川の流れを一定の幅に限定し制約しているが、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の流れを妨げ、河川流水の断面積不足による堤防の決壊の原因となり、住民の生活を脅かしている。

また、最近の都市化や各種開発に伴い、平坦地や丘陵地においても土砂災害の危険性が高くなっている。

2 災害危険箇所の状況

本県及び本町における山地災害危険地区並びに急傾斜地、土石流、地すべりの土砂災害警戒区域については、県下全域に分布しており、以下のとおり確認されている。

(1) 県環境森林部所管の山地災害危険地区の状況（令和3（2021）年3月末時点）

	山地災害危険地区数	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
栃木県	4,236	2,402	1,810	24
益子町	44	26	18	0

(2) 県土砂災害警戒区域の指定（令和4（2022）年10月末時点）

	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり
栃木県	9,701	6,032	3,562	107
益子町	99	94	5	0

第3 河川の状況

1 本町の河川の概要

本町内には鬼怒川・小貝川流域（利根川水系）の小貝川が流れている。鬼怒川下流域は古鬼怒川がつくった扇状地であり、鬼怒川に並行して小貝川、五行川、田川等が流れている。宇都宮市や真岡市を流れる田川、五行川等の中小河川では、氾濫が繰り返されていたことから、古くから河川改修を進めている。

2 洪水浸水想定区域指定の状況

本県における洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりである。

	県管理区間	国管理区間
洪水予報河川	小貝川	小貝川
水位周知河川	なし	なし
その他河川	大羽川、ぐみ川、小宅川、 百目鬼川、百目鬼川の放水路	なし

第2節 主な風水害等の概要

概要

- ・本県に被害を及ぼした主な水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

項目

第1 本町の水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要

参考資料

第1 本町の水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要

1 主な水害・台風、竜巻等風害の被害状況

過去最大の人的被害をもたらした風水害は昭和22年のカスリーン台風で、日光や塩原では総雨量が約500mmとなり、渡良瀬川の氾濫などが発生した。死者・行方不明者は400人以上、住家の倒壊・流失が2千棟以上となった。

過去最大の住家被害及び被害額をもたらした風水害は令和元年の東日本台風で、住家被害については、全半壊、一部破損、床上・床下浸水は合計約1万5千棟に上り、本町は含まないが、21町に災害救助法が適用され、被害額については、956億円に上った。

竜巻等風害については、平成24年5月6日の昼頃に県東南部で発生した竜巻により、真岡市東部から益子町、茂木町を経て茨城県常陸大宮市までの長さ約32km、幅約650mの範囲で住家や農業施設の損壊などの被害が発生し、重傷1人、住家被害が約470棟に上った。

2 本町及び本町周辺における過去の主な災害は、次のとおりである。

(1) 水害・竜巻被害等

年月日	原因 (地域)	概要
昭和36年9.16	長雨	立木・家屋の倒壊、河川氾濫
昭和37年8.19	台風12号	河川氾濫
昭和38年7.3	集中豪雨	河川氾濫
昭和39年9.25	台風20号	河川氾濫
昭和40年9.10	台風23号	河川氾濫
昭和41年9.24	台風26号	河川氾濫
昭和47年6.7	梅雨	新町で土砂崩れ
昭和51年7.28	長雨	真岡カントリーで土砂崩れ
昭和61年8.4	台風10号	土砂崩れ、河川氾濫で1名死亡、1名重傷
平成4年5.23	竜巻	台町で家屋・立木等損壊
平成4年9.4	竜巻	星の宮、台町で家屋・立木等損壊、全壊1戸、一部損壊64戸、床下浸水2戸、非住家7戸、り災者1世帯7人、電話1,288回線 ※ 県内合計の数値

平成5年8. 27	台風11号	河川氾濫
平成7年7. 14	大雨	河川氾濫
平成8年9. 22	台風17号	河川氾濫
平成11年9. 8	突風	下町で家屋損壊
平成14年9. 12	降雹	田野南部
平成24年5. 6	竜巻	家屋被害：全壊 7、半壊： 7、一部損壊 186、公共建物 2、その他 163、文教施設 1、負傷者 7名
平成27年9. 9～10	台風18号	床下浸水 2戸、土砂崖崩れ 2箇所
令和元年10. 11～ 13	台風19号	住宅一部損壊 7棟、床下浸水 4棟

雪害については、平成 26 年 2 月に 2 週に渡る降雪があり、宇都宮市で 32 cm、日光市土呂部で 129cm、那須で 88cm の積雪となり、重軽症が約 100 人、住家の半壊及び一部破損が約 30 棟に上った。

(2) 火災、地震

年月日	原因 (地域)	概要
昭和37年4. 22	火災	下大羽で住宅 9 戸・非住宅 14 棟全焼
昭和46年6. 18	火災	新町駅前で住宅 1 戸全焼、4 戸半焼
昭和58年2. 11	山林火災	大川戸国有林 20ha 焼失、 被害総額 24,986 千円 (赤松、杉、桧等) ※県内合計の数値
平成8年12. 21	地震	家屋等損壊 震度5弱
平成23年3. 11	地震	東日本大震災 家屋被害：全壊 14、半壊： 155、 一部損壊 2,100、合計 2,269、負傷者 7 名 震度 5 強

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
第1章 総則

第2章 予防

第1節 防災意識の高揚

概要

- ・住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

項目

- 第1 住民の防災意識の高揚
- 第2 児童生徒及び教職員に対する防災教育
- 第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育
- 第4 職員に対する防災教育
- 第5 防災に関する調査研究
- 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮
- 第7 災害ボランティアの連携強化
- 第8 言い伝えや教訓の継承
- 第9 町職員向け災害救助法等の研修の実施

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、建設課、学校教育課、生涯学習課、社会福祉協議会	(総務班、広報班、土木建設班、学校教育班、ボランティア班、社会福祉協議会)
参考資料	

第1 住民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

町及び防災関係機関は、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。
その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

町及び防災関係機関は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、町は、家庭等で普段からできる防災対策について、住民（特に若い世代）～継続的に周知していく。

（1）普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

住民一人ひとりが自らの身の安全は自ら守るという自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

イ 防災講演会・講習会・出前講座等の開催

ウ 防災パンフレット・チラシ等の配布

エ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、ホームページ、防災メール等による広報活動の実施

オ 電話帳（NTTハローページ）における避難所等防災知識の普及

カ 防災訓練の実施促進

- キ 防災器具、災害写真等の展示
- ク 各種表彰の実施

(2) 普及啓発すべき防災知識・技術

- ア 災害時の心得
- イ 避難経路、避難所等の場所
- ウ 気象に関する知識
- エ 応急・救護方法
- オ 家庭での予防・安全対策
- カ 災害の前兆現象
- キ 災害危険箇所

(3) 防災週間、火災予防運動等の実施と啓発強化期間

防災週間や全国火災予防運動をはじめ、各種防災・安全運動等を通じ、自主防災意識の普及、徹底を図る。特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間 (1月15日～1月21日)
- イ 春季全国火災予防運動 (3月1日～9日)
- ウ とちぎ防災の日 (3月11日)
- エ 水防月間 (5月1日～5月31日)
- オ 山地災害防止キャンペーン (5月20日～6月30日)
- カ がけ崩れ防災週間 (6月1日～6月7日)
- キ 土砂災害防止月間 (6月1日～6月30日)
- ク 防災週間 (8月30日～9月5日)
- ケ 秋季全国火災予防運動 (11月9日～15日)

(4) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

町は、住民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市にある「消防防災総合センター（栃木県防災館）」を住民へ広報し、利用を通じて、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

(5) 消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による防災普及啓発活動の促進

町は、消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による地域の防災普及啓発活動を促進する。

第2 児童生徒及び教職員に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努めるとともに、避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させるものとする。

1 防災教育の充実

- (1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。
- (2) 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県教育委員会が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用副読本等の各種啓発資料をはじめ、栃木県防災館等の施設の活用などに配慮する。

(3) 災害発生時に、児童・生徒が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

2 避難訓練等の実施

避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練方法の工夫を行う。

3 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、分かりやすい防災対策マニュアルを作成・活用し、安全指導資料等を参考に教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町及び防災関係機関は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部、防災関係機関等と協力・連携して、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設、宿泊施設等不特定多数の者が出入りする防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・危険物、火薬類、高压ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ・病院、社会福祉施設
- ・ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対して防災教育を行うとともに、住民が相互に密接な連携を保ち単独又は共同して防災活動が行えるよう、常に防災意識の高揚に努める。また、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- 1 気象予警報、土砂災害の種類、災害危険箇所等災害に関する知識
- 2 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- 3 災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
- 4 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- 5 災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度、栃木県被災者生活支援制度等についての理解
- 6 その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第7 災害ボランティアの連携強化

1 ボランティア活動の支援

町は、県、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会と連携して、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- (1) ボランティアに係る広報の実施（県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会）
- (2) 災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施（県社会福祉協議会、町社会福祉協議会）
- (3) 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施（町、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会）
- (4) ボランティア団体の育成・支援（町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会）
- (5) 災害救援活動に係るマニュアルの策定（県社会福祉協議会）

2 行政とボランティア団体等との連携

町は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な協力体制づくりに努める。

3 ボランティア同士の連携強化支援

町及び町社会福祉協議会は、災害時の混乱した中でもボランティア同士が協力して円滑な活動が行われるよう、平常時のボランティア同士の顔の見える関係づくりとネットワーク化を図る。

(1) 災害ボランティア登録

町社会福祉協議会は、災害ボランティア（個人・団体）の登録を推進する。

第8 言い伝えや教訓の継承

町及び住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

また、町は、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第9 町職員向け災害救助法等の研修の実施

町は、平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために、町職員向けの研修会を開催するとともに、必要に応じて担当者向けの手引きを作成する。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

概要

- ・自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

項目

第1 現状と課題

第2 個人・企業等における対策

第3 自主防災組織の育成・強化

第4 消防団（水防団）の活性化の推進

第5 女性防火クラブ等の育成強化

第6 災害関係ボランティアとの連携

第7 人的ネットワークづくりの促進

第8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、学校教育課、高齢者支援課、
消防団、社会福祉協議会 (総務班、広報班、学校教育班、福祉班、消防団、
社会福祉協議会)

参考資料

第1 現状と課題

1 自主防災組織

本町では、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）が組織されている。全町において、令和5年10月現在で71の自治会があり、防災組織として機能している。

住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう、自主防災意識の普及、徹底を図る。

また、近年では活動の形式化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題も発生しているため、町は、常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける必要がある。さらに、男女双方の視点から防災活動が可能となるよう、女性防火クラブとの連携を図る。

2 消防団

消防団員数は年々減少し、更に団員の高齢化が進行しているため、町は、団員の確保と活性化を図るために取組を進める必要がある。

3 ボランティア団体等

困ったときにはともに助け合う「共助」の精神に基づき、町内及び県内には、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細かな支援が期待できる社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、中間支援組織、地域団体等が数多く存在するが、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

災害の「初動」対応については、住民一人ひとりが「主役」になって、自主防災に努め「災害に強いまち」を目指す。

住民は、平常時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の活動についての習熟に努める。

(1) 防災に関する知識の習得

- ・天気予報や気象情報
- ・気象警報・注意報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- ・過去に発生した被害状況
- ・ハザードマップ等による近隣の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の把握
- ・災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難指示等発令時の行動、避難方法、避難所等での行動等）

(2) 家族防災会議の開催

- ・避難所等、避難経路の確認
- ・非常持出品、備蓄品の選定
- ・家族の安否確認方法（NTTや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等）
- ・災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

(3) 非常用品等の準備、点検

- ・飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- ・飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
- ・土のう、スコップ、大工道具、発電機（発電又は蓄電機能を有する車両を含む。）等資機材の整備・点検

(4) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

(5) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用方法等）

(6) 町、県、又は地域で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

町は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、困ったときにはともに助け合う「共助」の精神に基づき、災害時に果たす役割（従業員や顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、企業等の要望に応じた事業継続計画（BCP）の個別策定支援を行う。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取

組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

第3 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帶して活動を行う。

2 町（消防本部（局）含む。）及び県による自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会、自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

- ・自主防災組織への資機材の整備支援
- ・危険箇所等の把握
- ・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・地域の避難行動要支援者の把握
- ・広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）
- ・活動体制の整備等

第4 消防団（水防団）の活性化の推進

町は、次の事業を実施するなど、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- ・消防団活性化総合計画の策定
- ・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報等

第5 女性防火クラブ等の育成強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成・強化を推進する。

第6 災害関係ボランティアとの連携

1 一般ボランティア

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えるボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティア活動の環境活動

町及び町社会福祉協議会は、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施<町社会福祉協議会>
- ・災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施<町社会福祉協議会>
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施<町、町社会福祉協議会>
- ・ボランティア団体の育成・支援<町、町社会福祉協議会>

(2) 行政とボランティア団体等との連携

町及び県は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支社、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

第7 人的ネットワークづくりの促進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ、福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救助といった応急行動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

町内の一一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として益子町防災会議に提案することができる。町は、益子町防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、益子町地域防災計画に当該計画を位置づけるものとする。

※令和6年3月現在の策定済みの地区防災計画は3地区。

詳細については、資料編を参考のこと。

第3節 防災訓練の実施

概要

- ・初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

項目

- 第1 総合防災訓練
- 第2 防災図上総合訓練
- 第3 通信訓練・情報伝達訓練
- 第4 非常招集訓練
- 第5 消防訓練
- 第6 水防訓練
- 第7 住民の訓練
- 第8 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、消防団	(総務班、広報班、消防団)

参考資料

第1 総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

また、町は、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施する。

- ・職員の動員、災害対策本部設置訓練
- ・情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ・水防訓練
- ・土砂災害に係る避難訓練
- ・救出・救助訓練
- ・避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- ・応急救護、応急医療訓練
- ・ライフライン応急復旧訓練
- ・警戒区域の設定、交通規制訓練
- ・支援物資・緊急物資輸送訓練
- ・ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ・広域応援訓練
- ・避難行動要支援者避難支援訓練

第2 防災図上総合訓練

町及び防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るために、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練の定期的な実施に努める。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- ・特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の体制構築、状況判断、及び対応策の立案といった内容を盛り込む。
- ・実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- ・訓練実施地のハザードマップやより実際的な被害想定等を考慮する。

第3 通信訓練・情報伝達訓練

町及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第4 非常招集訓練

町及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

1 平素における非常招集措置の整備

招集の区分や業務分担ごとに、招集対象者の住所及び連絡方法等を記した名簿を作成する等、非常招集のために必要な事項を整備する。

2 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、迅速、正確を期すること。

3 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

4 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

第5 消防訓練

町は、火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防についても隨時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町の消防機関も協力するものとする。

なお、訓練は消防機関と消防団等が行うものとに区分する。

1 消防機関が行うもの

- (1) ポンプ操作
- (2) 放水訓練
- (3) 礼式規律訓練

- (4) 消防戦術
- (5) 警備救助活動

2 消防団等が行うもの

- (1) 通報訓練
- (2) ポンプ操作
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練

第6 水防訓練

町は、消防署と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団（消防団）の参加を得た水防訓練を実施する。

第7 住民の訓練

町は、防災関係機関等と協力し、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

自治会（自主防災組織）等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防機関等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、次に掲げる訓練を実施する。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 救出・救護訓練
- 4 初期消火訓練

第8 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- ・情報伝達訓練
- ・避難訓練、避難誘導訓練
- ・救出・救護訓練
- ・初期消火訓練
- ・避難行動要支援者避難支援訓練等

第4節 避難行動要支援者対策

概要

- ・高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

項目

第1 現状と課題

第2 地域における安全性の確保

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

第5 外国人に対する防災対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、福祉子育て課、高齢者支援課、 (総務班、福祉班、商工班、学校教育班)

観光商工課、学校教育課

参考資料

第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動に支援を必要とする一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するものである避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いていること、対策の重要性は増していくと思われる。

第2 地域における安全性の確保

町は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するものとする。

当該情報を提供するときは、町地域防災計画の定めるところにより、情報提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

県は、町や自主防災組織等に対して必要な支援を行う。

1 町における計画

町は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、町地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方を整理し、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして個別避難計画の作成に努める。

地域防災計画において定める必須事項

＜避難行動要支援者名簿＞

(1) 避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関について、避難行動要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

- ア 真岡警察署
- イ 芳賀広域消防本部
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 自治会
- オ 益子町消防団
- カ 益子町社会福祉協議会
- キ 町役場関係部局
- ク その他避難行動要支援者の支援に關係する機関

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者で、その範囲は以下のとおりとする。ただしウ～オのうち「施設入所支援」及び「療養介護」の受給者を除く。

- ア 身体障害の程度が1級又は2級の者のうち、入所又は入院していない者
- イ 知的障害の程度が知能指数35以下の者のうち、入所又は入院していない者
- ウ 介護保険の要介護度が4又は5で、民生委員が調査した内容、介護保険認定調査員の調査又は主治医の意見書において「寝たきり」とされる者で、入所又は入院していない者
- エ 精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち一人暮らしの者
- オ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等のうち入所又は入院していない者
- カ 独居高齢者（70歳以上）
- キ 高齢者（70歳以上）のみの世帯
- ク その他支援が必要と認められる者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿項目

町は、避難行動要支援者の要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

イ 個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであることから、町はこうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講ずる。

- ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明する。
- ウ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する。
- エ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- オ 避難行動要支援者名簿の適切な管理・保管を行うよう説明する。
- カ 避難行動要支援者名簿を提供した際、受領書兼誓約書に記入の上、提出してもらう。
- キ 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう説明する。
- ク 名簿情報の取扱状況の報告を求める。
- ケ 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める。
- コ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 避難情報等の発令・伝達

町は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を適時適切に発令する。

避難情報等の発令及び伝達に当たっては、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、以下に配慮する。

- (ア) 高齢者や障がい者等の要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (ウ) 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選んで伝達する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

町は、各種情報伝達の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせて緊急かつ着実に避難指示等が伝達されるよう努める。

(7) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時に発生すると、消防、警察等の救急救助活動が大幅に制約されることから、町は、消防団、自治会（自主防災組織）、民生委員等と連携しながら、地域における支援体制を構築し、救出、救護体制の確立、強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携した体制の確立、強化を図る。

(8) 緊急通報システムの整備

町は、緊急時における一人暮らし高齢者の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を行う。

(9) 幼稚園児等対策

町は、幼稚園・保育園・認定こども園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全性の確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(10) 防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識の周知と拡充を図るとともに、防災訓練等への積極的な呼びかけ、災害に対する基礎知識の理解が図れるよう努めていく。

(11) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、発災時に避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を定める個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

ア 計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

以下を優先度の高い者とする。

- (ア) ハザードマップで危険とされる区域に住む者
- (イ) 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
- (ウ) 高齢者世帯で独居又は夫婦二人暮らし等、避難支援者が側にいない者

イ 個別避難計画作成の進め方

町は、関係者と連携し、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。優先度の高い避難行動要支援者については、地域の実情を踏まえながら、令和3年に改正された災害対策基本法施行後から概ね5年程度で作成に取り組む。

また、町が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域の自主防災組織等が記入する計画づくりを促進する。本人や地域が記入し、町に提出された計画のうち、町が必要と定めた情報が記載されているものについても、町が作成の主体となっている避難行動要支援者の個別避難計画として取り扱うものとする。

(2) 避難支援関係者となる者

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 計画作成に必要な個人情報

本節に定めた事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(ア) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

本節に準ずるほか、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員・児童委員など）から、情報収集をする。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、町は、福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努める。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

(5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

(6) 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(7) 避難支援等関係者の安全確保

(8) その他必要事項

町は、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合、また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。このことから、計画作成主体である町や、個別避難計画作成の関係者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知することが適當である。

3 地域支援体制の整備

町は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を定める個別避難計画の作成に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

町及び県は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

町は、公立社会福祉施設（益子町福祉センター）について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

町は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

2 非常災害に関する計画の作成

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

3 緊急連絡体制の確保

町は、社会福祉施設に防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

4 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

5 夜間体制の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制について、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人

ホームについては、管理宿直員を配置するよう指導する。

6 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、町長はその旨を公表することができる。

7 防災教育・訓練の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

町は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 外国人への防災知識の普及

町は外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、町は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマーク（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

- 町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。
- ・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
 - ・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
 - ・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーター及び外国人キーパーソンの確保

町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

(公財) 栃木県国際交流協会は、災害時に町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。

5 災害時における訪日外国人への情報伝達

県は、訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備に努める。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

概要

- ・大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

項目

- 第1 飲料水の確保
- 第2 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備
- 第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備
- 第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保
- 第5 物資の供給体制及び受入体制の整備
- 第6 輸送手段の確保体制の整備

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課	(総務班、土木建設班)

参考資料

第1 飲料水の確保

町及び芳賀中部上水道企業団、防災関係機関は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

1 補給水利の確保

補給水利として浄水場、配水池の水を応急給水の水源として確保する。
また、そのバックアップ体制としてペットボトル水等の備蓄を行う。

2 応急給水拠点等の整備

- (1) 震災時には被害状況に応じて、町内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。
- (2) 浄水場及び配水場においては、給水基地として給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 拠点給水は、原則として避難場所や浄水場等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域の中心となる公共施設等を拠点とし、給水タンクや仮設給水栓による応急給水を行う。

3 応急給水用資機材等の整備

給水タンク・仮設給水栓・ポリタンク・非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備充実を図る。

4 応急給水マニュアルの整備

応急給水マニュアルを整備する。

5 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、町及び県、芳賀中部上水道企業団は相互に協力するものとする。

第2 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

災害時における食料、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのた

め、町、県をはじめ防災関係機関、各家庭は、その確保体制の整備を図るものとする。

1 住民の備蓄推進

住民は、各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

町は、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 町の備蓄推進

災害時における食料、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのため、町、県をはじめ防災関係機関、各家庭は、その確保体制の整備を図るものとする。

（1）備蓄

災害時には、一時的に流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食料や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。

町は県と連携し、このような事態に備え、必要な食料及び寝具その他の生活必需品を確保する。また、備蓄物資の種類としては、高齢者や乳幼児等へ配慮した品目を見直し、必要数を備蓄する。

ア 非常用食料として、想定避難場所生活者数に対する災害発生当日食料の備蓄の整備を行い、県と相互に協力する。

イ 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送・提供するため分散備蓄を図り、小・中学校の余裕教室を利用して、概ね防災拠点ブロックに2箇所の備蓄倉庫を整備し、被災者の被災直後の生活に必要な食料及び生活必需品等を備蓄する。

ウ 各家庭においては、災害に備えて最低3日分の食料及び生活必需品を備蓄する。

エ 町が備蓄・確保する主な物資

（ア）重要物資等

- a 食糧品（白米・乾パン等）
- b 寝具（寝袋・ロールマット）
- c テント
- d ブルーシート
- e 救命ボート・ライフジャケット
- f 簡易トイレ
- g 避難所用間仕切り等

（イ）その他用品の確保

- a 被服（肌着等）
- b 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- c 光熱用品（LPGガス、LPGガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯、発電機、ストーブ、扇風機等）
- d 日用品（石鹼、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- e 医薬品等（常備薬、救急セット）
- f 高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- g 棺桶、遺体袋等

3 備蓄・供給体制の整備

町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行う。

なお、目標数量については、県の地震被害想定等を参考に設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

町は、備蓄等を行うにあたり、以下の整備を行うものとする。

- (1) 避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 民間業者との協定の推進
 - ア 主食、副食、日用品等の関係業者と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。
 - イ 事前に調達に関する協定を締結した場合、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。
- (4) 供給体制の整備

4 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 各機関の対策

- (1) 町の対策

町は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣町との共同備蓄の推進に努める。
- (2) 防災用資機材の管理者における対策

防災用資機材の管理者は、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの支援物資等の受入体制の整備に努める。

第6 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第6節 風水害に強いまちづくり

概要

- ・防災の観点を踏まえたまちづくりの推進並びに治水・砂防・治山対策を実施する。

項目

- 第1 災害に強いまち整備の計画的な推進
- 第2 災害に強いまち構造の形成
- 第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備
- 第4 火災延焼防止のための緑地整備
- 第5 再生可能エネルギーの利活用促進
- 第6 治水対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、市民くらし課、農政課、観光商工課、建設課	(総務班、広報班、環境衛生班、農政班、商工班、土木建設班)
参考資料	

第1 災害に強いまち整備の計画的な推進

災害に強いまち整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

町は、県の協力を得て次の事業の実施を図るものとする。

1 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

2 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、まち施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、まち計画策定上の指針となるべきものである。

このため、「益子都市計画マスタープラン」では、市街地や集落地における防災ネットワークの形成を図るなど、防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、災害に強い、安全性の高いまちづくりの推進を図っている。

第2 災害に強いまち構造の形成

1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の推進が必要である。

このため、町は、土地区画整理事業等の実施に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

2 防災機能を有する設備の整備

町は、関係機関と連携して、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時におけ

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第2章 予防

る応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

3 火災に強い都市構造の形成

町及び県は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、火災に強い地域構造の形成を図る。

4 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章のとおり整備を推進する。

第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

1 公園の整備

町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、通信施設等の災害応急対策施設を備え、避難場所となる公園の整備を推進する。

2 その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難所等・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

3 その他公共施設の点検

町は、災害時に避難所や各班の活動の拠点となる公共施設について、1年に1回耐震等に対する点検を行う。特に、町民会館の天井など避難場所に指定され、多くの住民の避難が予想される建物について実施する。

第4 火災延焼防止のための緑地整備

避難所等として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど火災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、火災に強い緑づくりを推進する。

第5 再生可能エネルギーの利活用促進

町は、太陽光や小水力などに恵まれているという本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第6 治水対策

治水対策として、遊水地を整備し、洪水や浸水に備えている。今後も平常時から河川施設の巡視を行い、関係機関と連携しながら治水対策に万全を期するよう努める。

第7節 土砂災害・山地災害等対策

概要

- ・土砂災害、宅地造成地災害、山地災害、土石流等について、計画的な予防対策を実施する。

項目

- 第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策
- 第2 土砂災害関連情報
- 第3 被災宅地危険度判定制度の整備
- 第4 山地災害防止対策
- 第5 急傾斜地崩壊対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課	(総務班、土木建設班)

参考資料

第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、町は連携して次の対策を実施する。

1 基礎調査の実施

県は、渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

なお、ハード整備対策の実施や土地の改変により、区域の見直しが必要な箇所にあっては、再度調査を実施する。

2 土砂災害警戒区域の指定等

（1）町は、警戒区域の指定があった場合、町地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項
- オ 救助に関する事項
- カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（2）町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に配布する。

（3）町は、町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に

対し、避難確保計画の作成について支援する。

第2 土砂災害関連情報

1 土砂災害警戒情報の発表・提供

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第1に準ずる。

2 土砂災害緊急情報の提供

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第2に準ずる。

3 土砂災害に関するその他の情報提供

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第2に準ずる。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

町は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の養成

被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき、被災宅地危険度判定士を認定する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において県内町等との連絡調整及び被災宅地危険度判定実施体制について整備する。

第4 山地災害防止対策

本町の災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）における被害発生を防ぐため、次の対策を計画的に実施する。

1 住民等への周知

県は、町に危険箇所に関する資料を提供するとともに、町と協力して、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する。また、山地防災推進員の活動を通じ、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

第5 急傾斜地崩壊対策

1 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

町は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排

水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県は、急傾斜地崩壊危険地区の指定区域において、当該町と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

町は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

2 住民への周知

県は、町に危険区域に関する資料を提供するとともに、町と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険区域の周知を行う。また、町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- ・斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- ・小石が斜面からばらばらと落ち出す

第8節 水防体制の整備

概要

- ・河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

項目

- 第1 水防活動体制の整備
- 第2 洪水予報伝達体制の整備
- 第3 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策
- 第4 洪水浸水想定区域等における対策
- 第5 施設等の水害予防対策
- 第6 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課、消防団	(総務班、土木建設班、消防団)

参考資料

第1 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

(1) 町（水防管理団体）

町（水防管理団体）は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

水防管理団体水防倉庫備蓄基準（令和4年度「栃木県水防計画」より）

資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器具	掛矢	丁	5	資材	土のう袋等	袋	500
	ノコギリ	〃	5		シート類	枚	100
	ツルハシ	〃	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	〃	20		鉄線	kg	50
	なた	〃	5		ロープ等	〃	50
	ペンチ	〃	3		竹	〃	15
	かま	〃	5				

2 水防施設の整備

国土交通省関東地方整備局、町（水防管理団体）及び県は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

3 訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化

- (1) 町（水防管理団体）は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 町（水防管理団体）は、計画的に水防訓練を実施する。
- (3) 町（水防管理団体）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第2 洪水予報伝達体制の整備

1 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を気象庁と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

県は、水防計画に基づき、予報通知受領後、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

本県関係の洪水予報河川、基準水位観測所及び発表基準等は、栃木県水防計画による。

第3 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第4 洪水浸水想定区域等における対策

(1) 町は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも当該浸水想定区域等毎に、次の事項を町地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

(2) 町は、町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(3) 町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

(4) 水防管理者（町長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第5 施設等の水害予防対策

1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るために、必要に応じて巡回点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

- (2) 事業計画
- ア 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。
 - イ 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

2 ダム施設（多目的、利水ダム）

(1) 平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。

また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

(2) 保守管理目標

ダム施設の管理者は、河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

第6 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、また、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

第9節 農林業関係災害予防対策

概要

- 農林業施設整備等の予防対策の実施に努める。

項目

第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

第2 農林業共同利用施設対策

実施機関

通常時

(災対本部体制下)

町民くらし課、農政課、建設課、

(環境衛生班、農政班、土木建設班、給排水班)

関係機関

参考資料

第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農業用施設及び林道等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 共通的な対策

(1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設及び林道等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。台風などの大雨が予想される時には事前に事前放流を実施しため池等の推移を低下させ、災害の未然防止に努める。また、老朽化・耐震強度不足等により施設の改良が必要な防災重点農業用ため池に指定されているものは、国・県の補助制度を活用し、計画的に改修するとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や廃止を推進する。

3 用水施設対策

頭首工等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

4 林道施設対策

林道の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

第2 農林業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、町等の農林業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林業共同利用施設（農林物倉庫、農林物処理加工施設、農林業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第10節 防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備

概要

- ・防災気象情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

項目

第1 宇都宮地方気象台の対策

第2 関係機関の連携

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、関係機関	(総務班、関係機関)

参考資料

第1 宇都宮地方気象台の対策

1 地上気象観測施設の整備

宇都宮地方気象台は、台風・集中豪雨・長雨・竜巻突風などで災害の発生が予想される場合に、警報・注意報等の防災気象情報等を適時・的確に発表するため、気象台・日光特別地域気象観測所・地域気象観測所に設置している雨量計、風向風速計、温度計・日照計等の観測機器について、継続的な維持管理を行うとともに、必要に応じて整備拡充に努める。

2 適切な防災気象情報の発表・伝達

(1) 警報・注意報等の発表・伝達体制の整備

宇都宮地方気象台は、県内の気象観測所からのデータのほか、気象レーダー観測や高層気象観測等によるデータを基に、適切に防災気象情報を発表できる体制を整備する。

県及び関係機関に警報、注意報、その他重要な情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

また、住民の避難等応急活動が円滑に実施できるよう、県と連携するとともに、報道機関の協力を得て、防災気象情報について広く周知を図る。

(2) 防災気象情報の充実

宇都宮地方気象台は、気象情報、注意報・警報等の防災気象情報をより効果的なものにするため、隨時詳細な調査・分析を行い、必要があれば改善に努める。

第2 関係機関の連携

災害に結びつく自然現象を、より多くの地点から収集し、詳細に把握するため、宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県等の気象・水位観測等実施機関は、観測値等の相互利用体制の整備に努めるとともに、他の防災関係機関に対し観測値を積極的に提供し、異常気象時ににおける雨量等必要な観測値の総合的利用を図る。

第11節 防災行政ネットワーク等の整備

概要

- ・関係機関と連携した防災行政ネットワークの整備を図る。また、地域住民への伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。

項目

- 第1 現状と課題
- 第2 町・消防本部（局）の対策
- 第3 一般加入電話の対策
- 第4 電信電話施設
- 第5 株式会社NTTドコモ
- 第6 KDDI株式会社
- 第7 ソフトバンク株式会社
- 第8 放送機関の対策

実施機関

- | | |
|----------|------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、関係機関 | (総務班、関係機関) |

参考資料

第1 現状と課題

平成10（1998）年8月末豪雨災害において公衆回線の寸断が発生し、県では、衛星回線を活用した「栃木県防災行政ネットワーク」を運用しているほか、県と町・消防本部（局）・主要防災機関を結ぶ「防災情報システム」を導入し、被害報告等の情報収集・集計の高度化を図るとともに、災害現場からの映像情報の共有化を容易に行えるよう、ヘリテレ映像伝送システムを拡充した。また、移動系半固定無線機を各町、消防本部（局）等に設置し、通信ルートの複数化による確実な情報伝達を図っている。今後、地域災害対策活動拠点である県立学校へ災害時にも使用することができる非常通信手段の整備を検討する必要がある。

また、町は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 防災行政無線システム
- 2 県防災行政ネットワーク
- 3 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- 4 携帯電話
- 5 インターネット
- 6 テレビ（Lアラート）
- 7 ラジオ

住民等の安全確保には、これらがあるが、町の特色を活かして、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等について放送事業者等とあらかじめ申し合わせるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有するなど、放送事業者等と連携した避難指示等の伝達体制の確立に努める。

第2 町・消防本部（局）の対策

町は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

1 町防災行政無線

(1) 町の対策

町は、災害時における地域住民等への情報伝達手段として、同報系無線、移動系無線等を導入するよう努める。

また、災害に備えて、通信設備・施設の耐久性向上を図り、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、発電機用燃料の確保に努めるとともに、定期的に通信訓練を実施し、習熟に努める。

(2) 県による整備支援

県は、防災行政無線の整備を積極的に促進するほか、地域の実情に応じた情報伝達手段の整備の促進を図っていく。

2 県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県により県防災行政ネットワークが整備され、現在は防災情報システムが導入されている。

県は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、次の対策を講じ万全を期している。

- (1) 地域衛星通信ネットワーク（衛星系）と移動無線システム（移動系）を構築し確実な情報伝達を図っている。
- (2) 市町、消防、防災関係機関、県主要出先機関 128 箇所を基本的に衛星系と移動系で整備し、2 ルートとしている。
- (3) 衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保している。
- (4) 気象情報の画像による送信・受信システムを整備し、市町等へ台風情報、地震情報、アメダス情報等の提供を行うとともに、気象注意報・警報の自動配信を行っている。

3 その他の住民伝達手段の整備

町は、豪雨時等の激しい雨等により屋外スピーカーの音声が住宅内部に届かないことも考慮し、携帯電話等による緊急速報メール、テレビやインターネット等によるニアラート、コミュニティFM等の活用、災害時優先電話等幅広く強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、その地域の実情に合わせた災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

また、消防機関と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

4 消防・救急無線

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

第3 一般加入電話の対策

東日本電信電話株式会社は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- ・電信電話施設、設備の防災性の向上、非常電源等の確保

- ・電信電話施設、設備の定期点検
- ・通信サービスの継続、迅速復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- ・災害対応計画の策定、訓練による検証・修正
- ・代替手段の普及（災害用の伝言ダイヤル、伝言板等の登録、利用法など）

また、災害時においても災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため災害時優先電話を登録し、大規模災害時の通信の確保に努める。主要避難所における「災害時特設公衆電話」の維持管理をNTT東日本株式会社と協力し、行う。

周 知 事 項

- | |
|---|
| ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。 |
| ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。 |

第4 電信電話施設

東日本電信電話株式会社

1 現況

災害が発生した場合において、通信を確保するため次の対策を講じている。

- (1) 電気通信設備と、その附帯設備の防災計画の策定・実施
- (2) 災害が発生した場合における通信を確保するための通信網の整備
- (3) 災害時の通信確保、被害の迅速な復旧のため、各種災害対策機器の配備
- (4) 防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備の災害応急復旧訓練等各種訓練の実施

2 計画目標

災害が発生した場合、予想される電気通信設備等への被害を最小限に抑え、通信を確保するため災害応急対策の確立に努める。

3 実施計画

- (1) 電気通信設備等の耐火・耐水・耐雪・耐震構造化を図る。
- (2) 災害時の通信を確保し、迅速な復旧を行うため、電気通信設備等の対災害性の向上を図るとともに、災害対策機器の整備・拡充を図る。
- (3) 災害時における通信を確保するため、通信ルートの2ルート化、分散収容を行う。
- (4) 通信ケーブルの地下化を推進する。
- (5) “171”災害用伝言ダイヤルの周知

大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして安否情報の登録、又は家族や友人の安否情報を確認することができる“171”災害用伝言ダイヤルの仕組みや利用等の周知に努める。

第5 株式会社NTTドコモ

1 現況

災害が発生した場合において、移動通信を確保するため、次の対策を講じている。

- (1) 移動通信設備と、その附帯設備の防災計画の策定・実施
- (2) 移動通信の全面的途絶、麻痺を防ぐための移動通信網の整備

- (3) 災害時の移動通信確保、被害の迅速な復旧のため、各種災害対策機器の整備
- (4) 防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備の災害応急復旧訓練等各種訓練の実施

2 計画目標

災害が発生した場合、予想される移動通信設備等への被害を最小限に抑え、移動通信を確保するため、災害応急対策の確立に努める。

3 実施計画

- (1) 移動通信設備等の耐火・耐水・耐雪・耐震構造化を図る。
- (2) 災害時の移動通信を確保し、迅速な復旧を行うため、電気通信設備等の対災害性の向上を図るとともに、災害対策機器の整備・拡充を図る。

4 災害用伝言板の周知

大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減を図るため、携帯電話等で家族や友人の安否情報を確認することができる災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

第6 KDDI株式会社

1 現況

災害による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備、付帯設備の防災計画（耐震・耐火・耐水設計等）を実施し、通信設備が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行っている。

(1) 信用用電源の確保

商業用電源系統の複数化とともに、自家発電設備を設置している。

(2) 伝送路監視と網管理

ネットワークオペレーションセンター（NOC）では伝送路の障害区間を自動的に判定し、迅速に障害復旧を行っている。また、小山テクニカルセンターでは、網の効率的運用と災害時における異常トラフィックに対する網措置を行っている。

(3) 通信設備の点検

通信設備の巡回点検を行うとともに、定期整備による予防保全を実施している。

2 実施計画

(1) 通信設備の耐災害性の向上

設備自体の強化、耐震工法による設置、予備設備による二重化構造、設備の分散等を行う。

(2) 伝送路の多ルート化

災害時においても、通信の疎通を確保するため、国際・国内伝送路を多ルート化するとともに、国際・国内回線を各局に分散収容する。

(3) 防災訓練

災害発生時における通信の確保、職員の安全の確保、社外防災関係機関との相互協力等の防災活動の習熟、職員の防災意識の高揚を図るため、防災訓練を実施する。

(4) 整備計画

通信の信頼性向上と災害時等の通信疎通率の向上を目的として、現行の安全化対策の内容をさらに拡充整備する。

3 災害用伝言板の周知

大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減を図るため、携帯電話等で家族や友人の安否情報を確認することができる災害用伝言板サービスの仕組みや利用等の周知に努める。

第7 ソフトバンク株式会社

1 通信確保対策

(1) 現況

災害が発生した場合において、通信を確保するため次の対策を講じている。

- ・電気通信設備とその附帯設備の防災計画の策定・実施
- ・災害が発生した場合における通信を確保するための通信網の整備
- ・災害時の通信確保、被害の迅速な復旧のため、各種災害対策機器の配備
- ・防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備の災害応急復旧訓練等各種訓練の実施

(2) 計画目標

災害が発生した場合、予想される電気通信設備等への被害を最小限に抑え通信を確保するため、災害応急対策の確立に努める。

(3) 実施計画

- ・電気通信設備等の耐火・耐水・耐雪・耐震構造化を図る。
- ・災害時の通信を確保し、迅速な復旧を行うため、電気通信設備等の対災害性の向上を図るとともに、災害対策機器の整備・拡充を図る。
- ・災害時における通信を確保するため主要な伝送路の多ルート構成又はリング構成と分散設置を行う。
- ・通信ケーブルの地中化の推進を行う。

2 災害用伝言板の周知

大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減を図るため、携帯電話での家族や友人の安否情報を確認することができる災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

第8 放送機関の対策

各放送機関は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- ・放送施設、設備の防災性の向上、非常電源等の確保
- ・放送施設、設備の定期点検
- ・放送の継続、迅速な復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- ・災害対応計画（非常時の番組編成含む。）の策定、訓練による検証・修正
- ・非常用の放送施設、設備（仮設、予備など）の整備

第12節 避難体制の整備

概要

- ・避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を住民に周知する。

項目

- 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 第2 避難に関する知識の周知徹底
- 第3 避難実施・誘導体制の整備
- 第4 避難所管理・運営体制の整備
- 第5 栃木県災害福祉広域支援協議会・災害福祉支援チーム（D W A T）の整備
- 第6 県外避難者受入対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
全課（所管施設）、消防団、関係機関	(全班、消防団、関係機関)

参考資料

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定し、町地域防災計画に定めておく。
現在指定している箇所が適切であるか隨時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。
指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、公示する。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。

- ・災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- ・災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
- ・安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。
- ・地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

- (3) 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

- (1) 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、町地域防災計画に定めておく。

- 現在指定している箇所が適切であるか隨時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

- 指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、公示する。

(2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとする。

(3) 上記(2)の基準に加えて、次のことも留意すること。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 指定福祉避難所の指定

(1) 町は、避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定福祉避難所として指定し、町地域防災計画に定めておく。

現在指定している箇所が適切であるか隨時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、受入対象者を特定の上、公示する。

(2) 2の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

(3) バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター や介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

(4) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意するものとする。

○整備にあたっての留意事項

- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。障害者に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備し、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、障害者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。

- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN(wi-fi)の利用ができる環境整備に努める。
- ・必要に応じて家庭動物(ペット)のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

6 避難に関する知識の周知徹底

町は、災害時の避難に万全を期するため、様々な手段や媒体を用いて、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持ち出し品、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○主な周知方法

- ・自主防災組織等を通じた周知
- ・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- ・ハザードマップ配布による周知
- ・広報紙、インターネット等による周知

第2 避難に関する知識の周知徹底

町及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、県は、災害時において町が多様な情報発信手段を活用できるよう、普段から研修会等により支援する。

○主な周知方法

- ・自主防災組織等を通じた周知 <町>
- ・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知 <町>
- ・ハザードマップ配布による周知 <町>
- ・広報紙、インターネットによる周知 <町、県>
- ・避難訓練の実施 <自主防災組織等>

第3 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

町は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う基準を設定するものとする。

その際、国の避難指示等に関するガイドラインに示されている情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておく、必要に応じ見直すよう努める。

県は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

2 避難指示等の伝達手段の整備

町は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第12節第3のとおり、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進するとともに、広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、本章第11節第8の放送事業者の活用、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用し、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導体制の確立

(1) 避難基準の設定

土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討、設定するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用関連施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておく、必要に応じて見直すよう努める。

種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間をする者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・高齢者や障害のある人など、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している人は、警戒レベル4避難指示の発令を待たず、立退き避難又は屋内安全確保を行う。高齢者以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミング。
避難指示	・通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・緊急安全確保の発令を待たず、立退き避難又は屋内安全確保を行う。
緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害が発生した状況 ・人的被害が発生した状況	・命の危険から身の安全を可能な限りで確保するため、例えば、自宅・施設等で少しでも浸水しにくい場所や崖から少しでも離れた部屋に緊急的に移動したり、近隣の少しでも堅牢な建物等に緊急的に移動するなど、その時点での場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動する。

※災害は「自然現象」であるため、不測の事態も想定される、このため、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切であると言えず、浸水の程度によっては、避難所に避難する際に被害に遭うことが予想されるため、状況に応じ自宅や隣接建物の2階以上に避難させる等、適切な避難勧告等の発令が必要である。

(2) 避難準備情報発表体制の確立

気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合に、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制を確立する。また情報発表は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者にも十分配慮したものとする。

(3) 避難伝達手段の整備

土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、防災行政無線を中心とした通信施設の利用や、緊急速報メール、職員による広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

(4) 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

- ・各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。

- ・地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(5) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 帰宅困難者対策

(ア) 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

a 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

b 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町及び消防本部（局）は、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

町は避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等も毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

6 県による体制整備支援

県は、町のマニュアル作成の指針となる栃木県避難所運営マニュアル作成指針を作成するなど避難所における管理・運営が円滑に行われるための支援に努める。

第5 栃木県災害福祉広域支援協議会・災害福祉支援チーム（D W A T）の整備

県は、大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を円滑に実施できるよう、県社会福祉協議会及び福祉関係団体と連携して、栃木県災害福祉広域支援協議会を整備し、避難所等において支援を行う栃木県災害福祉支援チーム（D W A T）を設置する。

第6 県外避難者受入対策

震災対策編第2章第11節第2に準ずる。

第13節 消防・救急・救助体制の整備

概要

- ・大規模災害時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。
- ・このため、地域住民、町、県、防災関係機関が連携して、迅速、適切に被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する。

項目

- 第1 地域住民に対する防災意識の普及啓発
- 第2 初動体制の確保
- 第3 救急・救助体制の整備
- 第4 広域消防応援受入体制の整備
- 第5 医療機関との連携強化

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、福祉子育て課、消防団	(総務班、防疫医療班、消防団)

参考資料

第1 地域住民に対する防災意識の普及啓発

町、消防本部は、避難訓練等の各種防災訓練や応急処置に関する講習会を開催するなどして地域住民の防災意識の普及啓発と自主救護能力の向上を図る。

第2 初動体制の確保

町、消防機関は、災害発生時に一刻も早く現場に到着する必要があることから、消防団員等の連絡・参集体制の整備、充実を図る。

第3 救急・救助体制の整備

- 1 消防本部は、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめ、高度な救急・救助需要に対応できる隊員の養成を図るとともに、高規格救急車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備充実を図る。
- 2 町は、自治会、消防団OB等を中心とした自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、消防本部、消防団との防災訓練を実施することにより、災害時における情報の提供や救助活動に対する協力体制を整備する。

第4 広域消防応援受入体制の整備

町は、県内市町と相互応援協定を締結しており、災害時には、当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を周知しておくものとする。

また、消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援について具体的に定めた「栃木県広域消防応援等計画」、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

第5 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携強化を図る。

第14節 保健医療体制の整備

概要

- ・災害時の救急医療体制を確保するため、町は、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。

項目

- 第1 初期医療体制の整備
- 第2 後方医療体制の整備
- 第3 応援要請
- 第4 医療体制の確保

実施機関

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、福祉子育て課、高齢者支援課、 | (総務班、防疫医療班、福祉班、関係機関) |
| 関係機関 | |

参考資料

第1 初期医療体制の整備

1 町の対策

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

第2 後方医療体制の整備

1 救護所における救護班では対応できない重症者等を収容するため、町は芳賀都市医師会等と連絡を密にし、重症者等の受入れの拠点となる医療機関の確保に努めるなど後方医療体制の整備を図る。

2 県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能、被災地からとりあえずの重症傷病者の受入れ機能、DMA T等の受入れ機能、広域搬送への対応機能、DMA Tの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能等を有する災害拠点病院を指定しており、これにより災害時における医療の確保を図ることとしている。町は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

3 災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、災害拠点病院等は、病院防災マニュアルを作成し、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努める。

第3 応援要請

町内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町相

互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続等について習得しておくものとする。

第4 医療体制の確保

医療機関等においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

第15節 緊急輸送体制の整備

概要

- 被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

項目

- 緊急輸送道路の指定
- 陸上輸送体制の整備
- 空中輸送体制の整備
- 物資集積所の整備等
- 関係機関との連携による輸送体制の強化
- 大規模災害時における道路啓開体制の整備
- 電気・通信・ガス事業者との相互協力

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課、関係機関	(総務班、土木建設班、関係機関)

参考資料

第1 緊急輸送道路の指定

町、県、その他の道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

また、より円滑な輸送体制の確保を図るために、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

○本県の緊急輸送道路の状況

路線の区分、設定基準は次のとおりであり、隣接県の主要道路と接続し、また、本章第17節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区分	設定基準
第1次緊急輸送道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">県庁と中心都市（市役所等）を連絡する道路本県と隣接県を連絡する幹線道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">第1次緊急輸送道路と市役所・町役場、土木事務所等の主要な防災拠点を連絡する幹線道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

県、国土交通省関東地方整備局、町及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急性の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

町、県及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(3) 道路パトロールの実施

県は、災害予防のため、栃木県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロールを実施する。

2 県警察等による交通管理体制の整備

(1) 災害発生時の交通規制計画

県警察は、災害による交通の混乱を防止し、迅速に緊急交通路を確保するため、交通規制計画を策定する。また、交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制、交通管制施設の整備

県警察は、信号機、交通情報板等の交通管制施設について災害からの安全性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の充実を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察及び県は、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認手続について、迅速かつ適切な運用を図るため、事前届出による審査及び確認手続の促進を図る。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について周知徹底を図る。

第3 空中輸送体制の整備

町は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、町地域防災計画に定めておく。また、町及び県は本章第23節第3のとおり、必要な措置を実施する。

第4 物資集積所の整備等

県は、支援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う広域物資拠点（本章第18節第2の1参照）について、建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。また、町及び県は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

県は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。また、町は県の対策に準じ、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

県は、「災害時における物資の輸送・保管等に関する協定」に基づき、県外からの支援物資を迅速かつ円滑に被災地に供給することができるよう、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

第6 大規模災害時における道路啓開体制の整備

県は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、（一社）栃木県自動車整備振興会との間に締結している協定に基づき、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

第7 電気・通信・ガス事業者との相互協力

県は、「災害時における相互協力に関する基本協定」等に基づき、災害時におけるライフラインの復旧に係る応急措置の実施、避難所等への通信手段確保や住民へのライフライン情報等の周知など、平常時から電気・通信・ガス事業者との相互協力体制の強化を図る。

第16節 火災予防対策

概要

- ・防災思想の普及徹底及び消防体制の充実強化によって、火災の被害の未然防止及び軽減を図る。

項目

第1 組織

第2 火災予防対策

第3 消防力の整備強化

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、建設課、消防団 (総務班、土木建設班、消防団)

参考資料

第1 組織

1 芳賀地区広域行政事務組合消防本部

芳賀地区広域行政事務組合消防本部の組織に関する規則及び芳賀地区広域行政事務組合真岡消防署の組織に関する規程の定めるところによる。

2 益子町消防団

益子町消防団の組織等に関する規則の定めるところによる。

第2 火災予防対策

1 火災予防の徹底

(1) 地域住民に対する指導

町は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）の協力を得て、地域住民に対し、各戸巡回又は各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等についての指導を行い、火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 防火管理者の消防活動

消防本部は、学校、病院、工場、事業場、興行場、社会福祉施設等の防火管理者に対し、消防計画の作成や、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の整備、点検及び火気の使用等を指示し、迅速かつ効果的な消防活動が確保できるよう努める。

(3) 予防査察の強化指導

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、予防査察について、次のとおり実施する。

ア 定期査察

年間計画を樹立し、管内の対象物を定期的に査察するほか、年末年始等隨時行う。

イ 特別査察

消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合、特別査察を実施する。

ウ 警戒査察

火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第2章 予防

エ 住宅査察

住民の協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。

(4) 防火基準適合表示制度の推進

消防本部は、不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入調査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防設備等の設置を促進し、「防火対象物定期点検報告制度」の推進を図る。

(5) 火災予防運動の実施

町は、消防本部と連携して、春季、秋季の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒等を実施することにより、住民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

2 消防団の警戒態勢

(1) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法

警報が発令され、特に警戒出動を要する場合には直ちに要員が確保できるように、消防団員のうちから要員及び責任者を指名しておくものとする。

また、出動要請についての連絡事項の伝達方法、参集場所、報告要領などを定めておくものとする。

(2) 点検計画

消防機関は、区域ごとに組織体制の整備を図り、直ちに出動できるよう消防施設の点検整備と非常出動体制を確保しておくため、点検は次により行うよう点検要領を定めておくものとする。

- ア 通常点検
- イ 夏季点検
- ウ 現場点検

(3) 消防本部との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるために、消防本部及び消防団は一体となって活動するものとする。

第3 消防力の整備強化

1 消防組織の充実強化

町は、地域の実情を勘案のうえ「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、団員の減少やサラリーマン化、高齢化等の問題に対し、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

町は、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」及び「消防団の装備の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高い。

このため、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水

利を確保する。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、引き続き消火栓、防火水槽、その他自然水利等の整備充実に努める。

(2) 河川水の緊急利用

町域の西部を流れる小貝川を中心とした流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を一層推進するものとする。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

庁舎等の災害対策活動拠点、公立学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽の整備、プールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。

(2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、防火対象物の関係者に対し、消防法第17条に規定する消防用設備等を整備充実及び維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

5 化学消火剤の備蓄

消防本部は、管内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

なお、消防本部では、化学消火薬剤を3千リットル備蓄し、危険物火災の発生に備えている。

第17節 防災拠点の整備

概要

- ・大規模災害発生時における迅速、的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していく。

項目

- 第1 防災拠点の指定
- 第2 防災拠点の体系
- 第3 災害対策活動拠点の整備

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
全課(所管施設)、関係機関	(全班、関係機関)

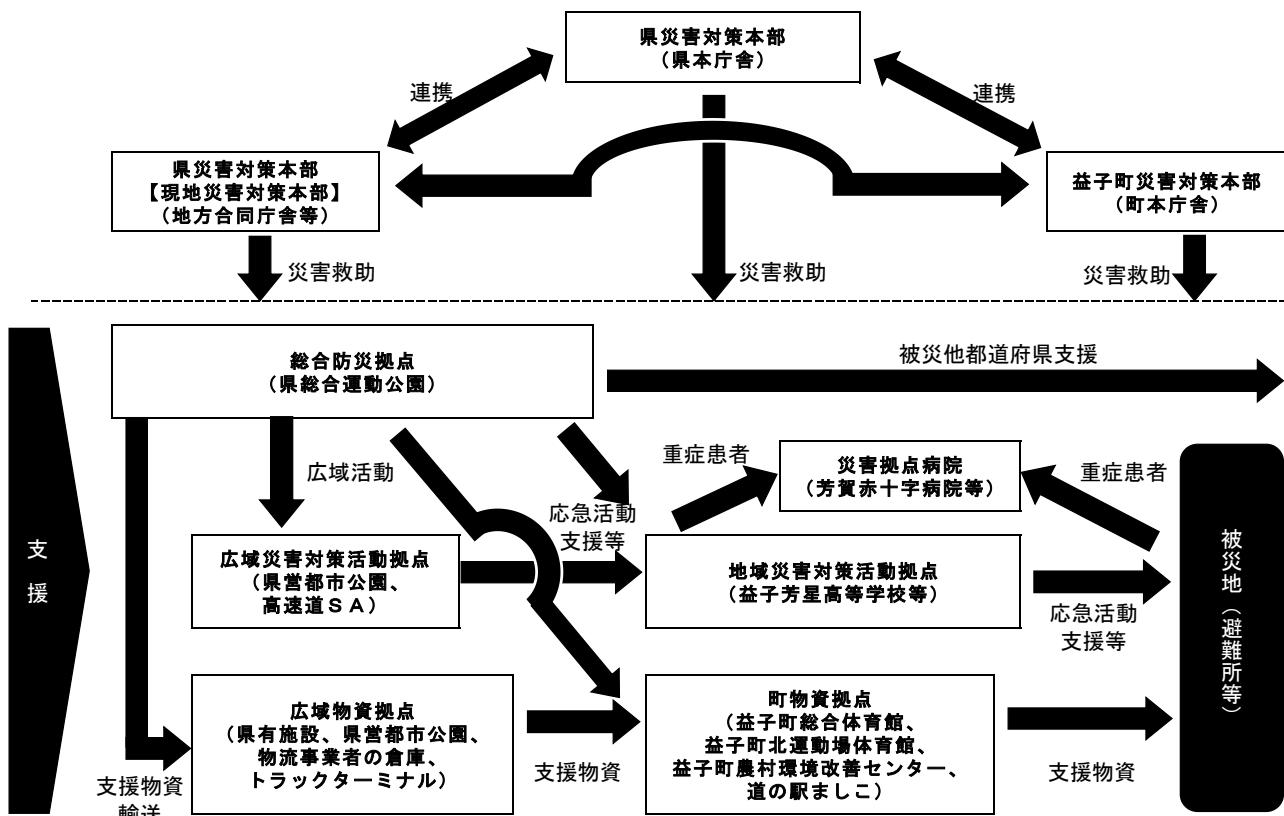
参考資料

第1 防災拠点の指定

町は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を、町の活動拠点として位置づけて整備する。

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 災害対策活動拠点 | 益子町役場 |
| ② 避難拠点 | 資料編参照 |
| ③ 救援物資集積拠点 | 益子町総合体育館 |
| ④ 飛行場外・緊急離着陸場 | 資料編参照 |
| ⑤ 消防活動拠点 | 各消防団詰所 |
| ⑥ 災害ボランティア活動拠点 | 益子町福祉センター |

第2 防災拠点の体系



第3 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 町災害対策本部

町は、町庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。また、被災により町庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

(2) 総合防災拠点

県は、県内外における大規模災害時の的確な被災地支援のための機能と地域住民が適切な避難行動等を行えるようにするための平時からの防災にかかる学習・教育機能を兼ね備えた総合的な防災拠点について、必要な整備を図る。

広域災害対策活動拠点、広域物資拠点に位置づけられ、各種防災機能を有するとともに、県央部に位置し県内全域をカバーできる県総合運動公園を総合防災拠点とする。

総合防災拠点の機能は以下のとおりとする。

- ア 備蓄機能
- イ 救援物資の集積拠点機能
- ウ 応援部隊の活動拠点機能
- エ ヘリの離着陸機能
- オ 学習・教育機能

(3) 広域災害対策活動拠点

県は、県営都市公園を中心に、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

また、県内高速道路のSA（サービスエリア）やPA（パーキングエリア）及び県内の道の駅（広域的な防災拠点機能を有する施設に限る。）について、県はNEXCO東日本及び町等と連携し、自衛隊や警察、消防等全国からの支援部隊に対する支援拠点としての活用等を促進する。

(4) 地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への搜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図る。

また、県内の道の駅については、避難場所や搜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は、町や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

(5) 広域物資拠点（一次集積拠点）

県は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時応援協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定して、広域物資拠点を確保するよう努める。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第2章 予防

(6) 地域物資拠点（二次集積拠点）

町は、町施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。特に、災害時において中枢の役割を担う町災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。また、広域災害対策活動拠点及び地域災害対策活動拠点についても、必要性の高いものから順次整備を進めていく。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源（発電、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池システム又は蓄電機能を有する車両を含む。）
- (3) 県防災行政ネットワーク
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽、防災トイレ
- (5) 備蓄倉庫
- (6) 防災教育施設（総合防災拠点に限る。）

3 施設の配置

県内全域における災害対策活動を行うにあたって必要な体制を確保できるような配置に努める。

第4 耐震化・不燃化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる町役場、避難場所となる学校その他の公共施設においては、計画的な耐震診断や防火対策を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図るものとする。

また、災害時に医療活動の拠点となる民間医療機関については、広報誌、パンフレット等により耐震診断及び耐震補強等の実施の啓発を推進する。

第5 防災拠点の整備

1 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

2 避難行動要支援者対策

避難路となる歩道、避難場所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

3 災害時優先電話の登録推進

災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点の電話の登録など整備に努める。

第6 避難拠点の整備

被災者に対して、適切な避難所と災害情報等の必要な情報の提供を行うための拠点として

学校・公民館等の整備を促進する。

1 避難拠点の主な設備等

避難拠点には、必要に応じて次のような整備を促進していく。

避難所の整備に当たっては、次のようなことに留意するものとする。

- (1) 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- (2) 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- (3) 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。
- (4) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- (5) 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組によるピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。

2 施設の配置

地域住民に対して適切な避難場所と災害情報等の提供を行うため、各地区の人口分布、都市化の進展状況、地形的条件等に配慮し、予想される避難者を迅速に収容できるような配置にする。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 県防災行政ネットワーク
- (3) ヘリポート
- (4) 備蓄スペース
- (5) 応急用医療機器
- (6) 衛星電話、衛星回線インターネット環境
- (7) 自家発電機
- (8) B C P

第18節 建築物の災害予防対策

概要

- ・強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間や電気設備等の浸水防止対策等を図る。

項目

第1 一般建築物に対する予防対策

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

第3 石綿含有建材使用建築物への予防対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

建設課 (土木建設班)

参考資料

第1 一般建築物に対する予防対策

1 地下空間浸水対策

町及び県は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

2 電気設備の浸水対策

町及び県は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

3 落下物・飛来物防止対策

県は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）〈本章第17節参照〉
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- (4) 避難先施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 防災対策の実施

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 非常用電源の確保

- イ 配管設備類の固定・強化
- ウ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- エ その他防災設備の充実

第3 石綿含有建材使用建築物への予防対策

1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

県は、平時から町と調整し、災害時の石綿露出状況等の方法を整理するとともに、情報の受入れ・伝達体制を構築するよう努める。

2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導体制の整備

県は、平時から町と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制を整理するよう努める。

第19節 鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策

概要

- 鉄道、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

項目

- 第1 輸送関係機関の対策
- 第2 ライフライン関係機関の対策
- 第3 その他の公共施設の対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課、関係機関	(総務班、土木建設班、給排水班、関係機関)

参考資料

第1 輸送関係機関の対策

1 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

(1) 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

(2) 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行う。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

町、県等の水道事業者は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管路等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

町、県等の下水道管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

3 電力施設

(1) 災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド（株）では、次の予防措置を講じる。

ア 設備の安全化対策

(ア) 電力施設

電力施設については、所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤など特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

(イ) 電力の安定供給

a 電力系統は、発・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。

b 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう操作を行うとともに、常日頃の訓練や体制を整える。

イ 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ巡視、点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

ウ 施設対策

洪水、土砂災害、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

エ 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

オ 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を実施する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる。

4 都市ガス施設

(1) 施設の安全化対策

地震等発生時における、栃木県内の各都市ガス事業者の施設に係る災害の未然防止のため、安全化対策を進める。

(2) 災害防止のための体制の整備

- ア 地震等発生時において、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。
- イ 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材をメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。
- ウ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

(3) 防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、町、県、消防本部（局）、県警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

(4) 災害発生時の措置に関する教育訓練

- ア ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。
- イ 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

(5) 消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガスの供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

第3 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

県及び河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 砂防設備

県及び砂防設備の管理者は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

3 廃棄物処理施設

県は、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、町及び一部事務組合（以下「町等」という。）、処理業者及び民間事業者に対し、災害に備えた予防対策の実施を指導する。

町等、処理業者、民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靭化や体制整備等の対策を講じておく。

第20節 危険物施設等災害予防対策

概要

- ・危険物による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、町は、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して、予防対策を実施する。

項目

- 第1 消防法上の危険物
- 第2 火薬類
- 第3 L P ガス
- 第4 高圧ガス
- 第5 毒物・劇物
- 第6 古タイヤ等堆積物

実施機関

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、観光商工課、建設課、関係機関 | (総務班、商工班、土木建設班、関係機関) |

参考資料

第1 消防法上の危険物

1 現況

本町における危険物施設の状況は資料編に掲載のとおりである。

2 災害予防対策

(1) 危険物施設の所有者等が実施する対策

- ア 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- ウ 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- カ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- キ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

(2) 芳賀地区広域行政事務組合消防本部が実施する対策

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- イ 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- ウ 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- エ 危険物施設の管理者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

- オ 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
- (ア) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
- (イ) 危険物施設における貯蔵、取り扱い、移送、運搬についての安全管理状況の検査
- カ 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- キ 化学消防自動車等の整備を努める。

第2 火薬類

町は、県、関係機関が、平常時から災害に起因する火薬類事故に備えて行う、火薬類関係事業所等の安全確保に協力するものとする。

第3 LPガス

販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下「販売事業者等」という。）は、次の対策を行う。

1 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- (1) 災害に起因するLPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- (2) 浸水想定区域にあっては、容器の流出防止措置を確実に行う。
- (3) 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

2 販売事業者等の災害予防体制の強化

- (1) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高压ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- (2) 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- (3) 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするほか、浸水想定区域において容器の流失防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
- (4) 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第4 高圧ガス

高压ガス施設の所有者等は、災害に起因する高压ガス事故の抑止のため、次の対策を行う。

1 災害予防措置の実施

- (1) 定期的に貯槽の沈下状況の測定を行い、その結果により貯槽の不同沈下の軽減を図るとともに、緊結ボルトの増締め等適切な措置を講じる。
- (2) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。
- (3) 防消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の耐震性の強化を図り、安全対策を推進する。
- (4) 多数の容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。
- (5) 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。

(6) 緊急時に優先して点検を行う高圧ガス設備をリストアップし、速やかに点検及び連絡通報できる体制を整備する。

(7) 高圧ガスの移動の際には、運転者は必ずイエロー・カードを携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の作動状況、配管等からのガス漏えい等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を必ず実施する。

2 災害予防体制の強化

(1) 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

(2) 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会及び（一社）栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事務所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

第5 毒物・劇物

1 毒物劇物施設等の安全確保対策

(1) 県は、毒物劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。

(2) 県はシアノ化合物を業務上取扱っている電気メッキ業者等に対し保管設備その取扱いについて指導する。

(3) 県は、毒物・劇物製造業者等における貯蔵量の把握、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取扱う業務上取扱者の把握に努める。

2 有毒物質による事故対策

町、県、消防本部、医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制を整備しておく。

第6 古タイヤ等堆積物

町は、県及び消防本部と連携して次のとおり古タイヤ、自動車、廃棄物等野外堆積物の火災発生の防止に努める。

1 野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、事業者に対し火災予防や火災発生時の速やかな通報等について適切な指導を行う。

2 地域住民等の要望がある場合は、これを事業者に伝え、必要に応じて適切な措置について検討、指導を行う。

第21節 鉱山、岩石採取場等の災害予防対策

概要

- ・鉱山、岩石採取場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

項目

- 第1 鉱山災害予防対策
- 第2 岩石採取場災害予防対策
- 第3 砂利採取場災害予防対策

実施機関

- 通常時 (災対本部体制下)
- 観光商工課 (商工班)

参考資料

第1 鉱山災害予防対策

関東東北産業保安監督部は、災害発生時の鉱山における被害発生を防止するため、「鉱山保安法（昭和24年法律第70号）」に基づき、指導、監督する。

第2 岩石採取場災害予防対策

県、採石業者等は、災害発生に伴う岩石採取場での被害を防止するため、平常時から、次により岩石採取場の安全確保に努める。

1 採石業者等が実施する対策

(1) 採取計画の遵守

採石業者等は、岩石採取場における災害を防止するため、自身が作成した採取計画に定められた災害防止のための方法等に従って岩石の採取を行い、災害発生の予防に努める。

(2) 自主災害防止体制の確保

採石業者等による安全パトロールの実施や、関係団体の災害防止に関する普及啓発事業等により、自主災害防止体制を確保する。

2 県が実施する対策

(1) 災害発生予防に関する啓発等

採石業者等を対象とした関係団体の講習会等に協力し、災害発生の防止に関する意識の高揚を図る。

(2) 指導・監督

ア 緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図る。

イ 災害発生時に速やかに対応し得るよう関係団体と連携を密にし、連絡体制の充実強化を図る。

第3 砂利採取場災害予防対策

県、砂利採取業者等は、災害発生に伴う砂利採取場での被害を防止するため、第2に準じて砂利採取場の安全確保に努める。

第22節 学校、社会施設等の災害予防対策

概要

- ・学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

項目

- 第1 公立学校の対策
- 第2 社会教育施設の対策
- 第3 文化財災害予防対策

実施機関

- 通常時 (災対本部体制下)
学校教育課、生涯教育課、総務課、消防団 (学校教育班、総務班、消防団)

参考資料

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

町及び県は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時

の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

イ 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ウ 体験的・実践的な防災教育の推進

町及び県は、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町及び県は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町及び県は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や

避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

- ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。
- イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。
- ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

第1・3 (2) に準ずる。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上 第1・3 (3) に準ずる。

第3 文化財災害予防対策

町及び県は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財の所有者、管理者若しくは管理団体又は文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第23節 航空消防防災体制の整備

概要

- ・消防防災ヘリコプター「おおるり」や他県等ヘリコプターによる航空消防防災体制の充実強化に努める。

項目

- 第1 航空消防防災体制の整備
- 第2 ヘリポートの整備・維持管理
- 第3 離着陸場等の整備
- 第4 広域航空消防防災応援体制の整備

実施機関

- | | |
|----------|------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、関係機関 | (総務班、関係機関) |

参考資料

第1 航空消防防災体制の整備

1 消防防災ヘリコプターの活用

県は、県消防防災ヘリコプター「おおるり」を偵察、救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の災害応急対策活動に活用するため、航空消防防災体制の充実・強化に努める。

2 県消防防災航空隊の活動

県は、芳賀町にある「栃木ヘリポート」に、県職員、県内消防本部（局）派遣職員、民間委託先の運航関係職員で構成する消防防災航空隊を置き、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動にあたる。

(1) 偵察

県は、県消防防災ヘリコプターにより、上空からの目視や画像伝送等による被災地域の情報収集を実施する。

(2) 救急・救助

県は、「栃木県消防防災ヘリコプター救急システム」に基づき効率的な搬送体制を構築することにより、救命効果の向上を図る。

また、地上部隊による救出が困難な場合において、安全かつ安定した人命救助を実施する。

(3) 空中消火

県は、林野火災等が発生した際、地上部隊が進入困難な場所において、県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

(4) 人員・物資輸送

県は、災害応急対策活動に従事する人員や、食料・衣料等の生活必需品や復旧資材、医薬品や血液製剤等の救急物資等の陸路輸送が困難な場合、県消防防災ヘリコプターによる空路輸送を実施する。

第2 ヘリポートの整備・維持管理

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理

に努める。

(1) 構造物の整備

県及びその他施設の管理者は、構造物について、必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努める。

(2) 施設等の点検巡回

県及びその他施設の管理者は、災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検、巡回を行う。

第3 離着陸場等の整備

町及び県は、離着陸場等の確保を推進し、ヘリコプターによる偵察、救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の災害応急対策活動が円滑に実施できる体制を全県的に整備する。また、災害時に孤立するおそれのある地域に十分配慮して離着陸場等を整備するよう努める。

1 町

町は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れができるよう、離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定し、町地域防災計画に定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

2 県

県は、ヘリコプターによる応急活動が円滑に実施できるよう、町が地域防災計画に定めた臨時ヘリポート候補地の場所、状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、県消防防災ヘリコプター「おおるり」の飛行場外離着陸場への許可について国土交通省東京航空局東京空港事務所に通年申請を行う。

第4 広域航空消防防災応援体制の整備

1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと応援要請市町消防本部（局）の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡のため、各消防本部（局）は、統制波を実装した無線機の整備に努める。

(2) 事前計画の作成

町及び県は、他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

2 災害対策関係機関の活動体制の整備

災害等の搜索救難対策において航空機を使用する県、県警察、自衛隊、獨協医科大学病院の各機関は、「栃木県救難対策航空連絡会議」等を通して次の事項を協議し、迅速かつ的確な搜索救難対策の実施と安全体制の確立に努める。

- ・航空機を使用する活動における関係機関の役割分担
- ・航空機を使用する活動における連絡調整の方法
- ・災害現場における効率的な協力のあり方

第24節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援体制の整備

概要

- ・災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、県内のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

項目

- 第1 市町相互応援体制の整備
- 第2 都道府県相互応援体制の整備
- 第3 他都道府県の被災に対する応援（応援計画）
- 第4 県内市町における大規模災害に備えた受援計画
- 第5 消防広域応援体制の整備
- 第6 県と県警察・自衛隊等との連携
- 第7 ライフライン等関係機関との連携
- 第8 災害時応援協定締結企業等との連携

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課、観光商工課、自衛隊、芳賀地区消防本部	(総務班、土木建設班、商工班、自衛隊、芳賀地区消防本部)
参考資料	

第1 市町相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定

町は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援に関する協定」を実施する体制の整備に努める。県は、協定の運用が円滑にできるよう、必要な支援及び協力を行う。

2 県と市町の連携強化

県は、町防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施等を行い、県と市町の連携体制の強化に努める。

3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

町は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第2 都道府県相互応援体制の整備

1 応急対策職員派遣制度

総務省が平成30年3月から運用開始し、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人材派遣を行う仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う。

2 他都道府県との災害時応援協定

- (1) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援
同一グループの被災都県に対し、被災しなかった都県が人的・物的支援を実施する。本県は、茨城県、群馬県、及び長野県と同じグループである。
- (2) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援
各ブロック知事会の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合に全国知事会の調整の下、各ブロック間において、人的・物的支援、施設や業務の提供・あっせん等の広域支援を実施する。

3 各省庁における派遣スキーム

各職種又は分野については、関係省庁等による全国的な調整が行われることとなっている。

4 「災害時相互協力に関する申合せ」（国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県土整備部、群馬県土整備部、埼玉県土整備部、千葉県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県土整備部、山梨県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市下水道局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局（以下「構成機関」という。）の適切な運用体制の整備

構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、緊急時における国土交通省の情報連絡員の受入れを含めた連絡体制の確保、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他の防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

第3 他都道府県の被災に対する応援（応援計画）

1 支援体制

「応急対策職員派遣制度」等の応援の枠組みにより、本県が対口支援団体に選定された場合、県は町と一体的に「チーム栃木」として支援を行うものとする。
なお、町は、県の要請に応じて必要な人員・資機材を確保し県とともに活動する。

第4 県内市町における大規模災害に備えた受援計画

1 受援計画及び体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町において重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

町は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

町及び県は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第5 消防広域応援体制の整備

1 県内消防相互応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

消防本部（局）は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部（局）等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部（局）は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

県及び消防本部（局）は、県内全消防本部（局）による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

2 緊急消防援助隊の整備

県及び消防本部（局）は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

(1) 受援体制の整備

県及び消防本部（局）は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。また、県は、隨時計画の見直しを行い、必要に応じて、県代表消防機関と調整の上、適宜改善を行い、より効果的な受援体制の確立を図る。

(2) 県外応援体制の整備

県は、県代表消防機関と協力して、応援等実施計画の策定を行う。

○県内緊急消防援助隊編成状況（令和4（2022）年4月現在）

航空指揮支援隊	県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	N B C 災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
1隊	3隊	1隊	1隊	1隊
消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	特殊災害小隊（毒劇物等対応）
38隊	12隊	27隊	17隊	5隊
特殊装備小隊（その他の特殊装備）	航空小隊	航空後方支援小隊	合計	
10隊	1隊	1隊	118隊（重複含む）	

第6 県と県警察・自衛隊等との連携

1 県警察との連携体制整備

県と県警察は、災害発生時に、救助活動、交通規制、避難誘導等の応急対策活動に加えて、公共

の安全や社会秩序を維持できるよう、平常時より相互の情報連絡体制を充実するとともに、共同の防災訓練を実施する等平常時より連携体制の強化を図る。

また、県警察は、「広域緊急援助隊」の受入れが円滑に実施できるよう、県と協力して受入れ体制の強化を図る。

2 自衛隊間の連携体制の強化

県と自衛隊は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、各々の計画の調整を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努める等、平常時から連携体制の強化を図る。

また、県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

3 県、国、関係機関による連携体制の強化

- (1) 県、消防本部（局）（消防長会）及び自衛隊は、「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」を年度毎に開催し、初期活動における関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。
- (2) 県、国（国土交通省）、民間（（一社）栃木県建設業協会）及び自衛隊は、県内に大規模災害が発生した場合、道路の啓開活動、河川の水防活動等の現場において復旧作業等の応急対策業務を円滑に遂行するため、「大規模災害時における公共土木施設の復旧体制に関する連携会議」を年度毎に開催し、関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、連携体制の強化を図る。

第7 ライフライン等関係機関との連携

1 ライフライン等関係機関との連携

県は、県内に大規模災害が発生した場合に、ライフライン等関係機関（以下「関係機関」という。）の効率的な応急対策業務の実施や、県との連携方法、その他必要事項の報告や検討を行う「ライフライン等関係機関連絡調整会議」を必要に応じて開催し、平常時からの連携協力体制の構築を図る。

また、関係機関は、災害発生時にも安定したサービスの提供と早期の業務復旧を図るため、事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。

「ライフライン等関係機関連絡調整会議」構成機関

- ・ 東日本電信電話㈱栃木支店 　・ 東京電力パワーグリッド㈱栃木総支社
- ・ 東京ガス㈱宇都宮支社 　　・ 東日本旅客鉄道㈱大宮支社
- ・ 東武鉄道㈱ 　・ （一社）栃木県バス協会
- ・ 栃木県建設産業団体連合会

第8 災害時応援協定締結企業等との連携

県は、災害時に住民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、住民の安全と住民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等、平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第25節 孤立集落の災害予防対策

概要

-

項目

- 第1 現状
- 第2 孤立可能性地区の実態把握
- 第3 未然防止対策の実施
- 第4 発生時に備えた取組の実施

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課、総合政策課、消防団	(総務班、土木建設班、広報班、消防団)

参考資料

第1 現状

平成19（2007）年9月の台風9号では、日光市湯西川地区において一時住民と滞在者が孤立した。また、本県では、災害発生時に孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が平成25（2013）年5月31日現在で255箇所存在している。

第2 孤立可能性地区の実態把握

町及び県は、孤立可能性地区について、平時から孤立時の備え等の現状の把握に努める。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

町、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の孤立要因となる土砂災害警戒区域等の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

町は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備など通信手段の確保に努める。

第4 発生時に備えた取組の実施

1 町

孤立可能性地区について、災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備とともに、避難先となり得る施設を把握し、非常用電源設備の整備や水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等を備蓄する。その他、ヘリの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。

2 町及び県

町及び県は、孤立可能性地区における自主防災組織及び消防団等の資機材整備を支援する。また、自主防災組織及び一般世帯での備蓄や自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

3 孤立可能性地区の住民等

孤立可能性地区の住民は、本章第5節第2「住民の備蓄推進」にあるように、1週間程度の量を確保しておくよう努める。また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、被害状況や救援要請などの情報を発信する訓練を実施する。

第26節 災害廃棄物等の処理体制の整備

概要

- ・災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

項目

第1 現状

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
市民くらし課、総務課	(環境衛生班、総務班)

参考資料

第1 現状

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等において大量の災害廃棄物を処理したことを踏まえると、町等や処理業者が連携することで適正かつ迅速に処理することが可能となる。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 町等の対策

町等は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」の策定をするなど平時の備えに努める。

2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化等に努める。

3 県の対策

県は、町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な支援を行う。

第27節 観光地の災害予防計画

概要

- ・観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。
- ・近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

主な取組み

第1 観光地での観光客の安全確保

第2 外国人旅行者の安全確保策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

観光商工課 (商工班)

参考資料

第1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害時の町、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- ア 町は、観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- イ 町は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。
- ウ 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。
- エ 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

第2 外国人旅行者の安全確保策

- (1) 観光地での外国人旅行者の安全な避難誘導体制を整備する。
- ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。
- イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。
- ウ 町は観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。
- エ 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど、外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- オ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

概要

- 町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

項目

- 第1 町の活動体制
- 第2 災害警戒本部の設置
- 第3 災害対策本部の設置
- 第4 町及び防災関係機関の活動体制
- 第5 県の支援
- 第6 町等の業務継続性の確保

実施機関

- | | |
|--------|-----------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 全課、消防団 | (全班、消防団) |

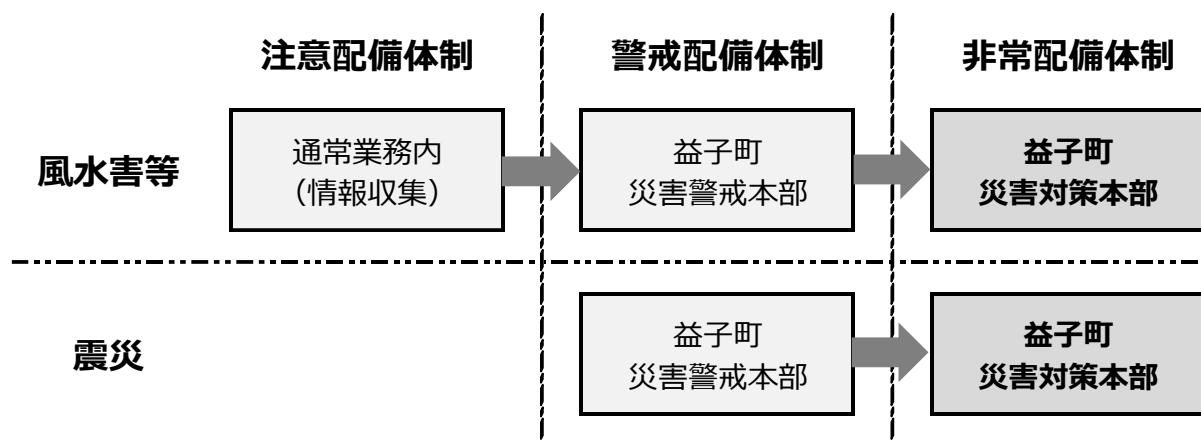
参考資料

第1 町の活動体制

町内において相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策活動を必要とする場合は、益子町災害対策本部条例の定めるところにより、町長は、「益子町災害対策本部」若しくは「益子町災害警戒本部」を設置する。

また、災害が大規模なものとなり、県や国が現地対策本部等を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策に当たるものとする。

- (1) 災害対策本部体制について
ア 体制の移行



- ※ 災害状況により、段階を経ずに、災害警戒本部、災害対策本部を設立する場合がある。
- ※ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に指定する地震が発生した場合も同様の扱いとする。

町長は、益子町及びその周辺地域で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。ま

た、被害状況の把握及び状況に応じた災害応急対策に対処するため、職員に対し次の配備指令を発令する。

活動体制	決定権者	活動内容	活動開始基準	配備要員
注意配備体制	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集 ○被害情報の把握 ○被害情報を県へ報告 ○必要に応じて関係課への通報 ○必要に応じて町長・副町長等への報告 ○災害応急対策（小規模） ○上位体制への移行の検討 	<p><要自主参集></p> <p>①本町において震度4の地震が発生したとき。</p> <p><参集は連絡による></p> <p>②小規模な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③小規模な災害が発生した場合</p>	総務課担当職員 農政課担当職員 建設課担当職員
警戒配備体制 災害警戒本部設置	町長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の原因及び状況に関する情報収集 ○人的被害、住屋等被害、土木等被害、農林被害、公共施設被害、ライフライン等被害の情報収集 ○必要に応じて町長・副町長・部長・関係課等への通報 ○災害情報の速報・報告（県・国、関係機関等） ○災害応急対策 ○災害情報に関する広報 ○上位本部の設置の検討 ○災害警戒本部の設置 	<p><要自主参集></p> <p>①本町において震度5弱・5強の地震が発生したとき。</p> <p><参集は連絡による></p> <p>②中規模な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③災害が発生し、拡大のおそれがある場合</p>	<p><風水害等></p> <p>総務課 福祉子育て課 高齢者支援課担当職員 観光商工課担当職員 農政課 建設課 生涯学習課担当職員</p> <p><地震></p> <p>全職員</p>
非常配備体制 災害対策本部設置	町長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置判断 ○災害応急対策業務 ○庁舎等の被害調査、安全確認 ○災害拡大防止活動 ○避難情報発令 「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」 	<p><要自主参集></p> <p>①本町において震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>②特別警報が発令された場合</p> <p><参集は連絡による></p> <p>③大規模な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>④大規模な災害が発生した場合</p>	全職員

※ 消防団員、上下水道課職員は、気象や被害状況によりそれぞれ対応する。

第2 災害警戒本部の設置

(ア) 災害警戒本部の設置基準

- a 町域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- b 益子町に震度5弱・5強の地震が発生したとき。
- c 特別警報が発令されたとき。
- d 災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき及び原則として非常体制が発令されたときは、大規模の災害が発生し、又は発生するおそれに対し応急対策活動を行うために災害対策本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、町役場総務課内に置く。

(ウ) 災害警戒本部の組織及び運営、任務分担

災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する

本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長
本 部 員	教育長・教育次長・全部長・全課局長・町社会福祉協議会長 ・消防団長
本 部 職 員	本部員を除く町職員

- ①地震予知情報、公共交通機関等の交通情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- ②自主防災組織、防災関係機関等から応急対策の状況の収集及び県への報告
- ③学校、幼稚園・保育園・認定こども園の休校・休園
- ④公共施設の利用禁止及び閉鎖
- ⑤その他地震防災対策の実施

また、災害警戒本部の任務分担については、各課及び災害対策本部下の各班の業務を基本とする。

(エ) 災害警戒本部の廃止

総務部長は、町災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。

第3 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置基準

- (ア) 町域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- (イ) 益子町に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (ウ) 特別警報が発令されたとき。
- (エ) 災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき及び原則として非常体制が発令されたときは、大規模の災害が発生し、又は発生するおそれに対し応急対策活動を行うために災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部の決定権者

- (ア) 本部設置の決定は、町長が行うものとする。
- (イ) 町長不在のときは、副町長が代行する。
- (ウ) 二者がいずれも不在のときは、上席職員で決定するものとする。

ウ 災害対策本部の設置場所

- (ア) 本部は、原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災した場合は、状況によ

り、次の代替設置場所その他の公共施設を本部長が指定する。

種別	名称	所在地	電話番号
原則設置場所	益子町役場庁舎	益子町益子2030	0285-72-2111
代替設置場所	益子町中央公民館	益子町益子3667-3	0285-72-3101

(イ) 本部が設置されたときは、役場正面玄関に益子町災害対策本部の標識を掲げ、あわせて本部室の設置場所を明示するものとする。

エ 本部の廃止

(ア) 本部長は、町域内において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- a 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- b 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- c 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- d その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(イ) 本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に通報するとともに、庁内及び住民に対し、町防災行政無線、広報車、ホームページその他確実迅速な方法で周知するものとする。

通報先	方法
防災会議委員	電話、電報、口頭
知事	県防災行政ネットワーク、電話、電報、口頭
真岡警察署、益子交番	電話、電報、連絡員
隣接の町長	県防災行政ネットワーク、電話、電報、口頭
町の関係機関	口頭、電話、庁内放送、町防災行政無線
芳賀地区広域行政事務組合 消防本部	県防災行政ネットワーク、口頭、電話、町防災行政無線
報道機関	口頭、文書、電話、電報

オ 本部長及び副本部長

(ア) 町長を本部長とし、副町長を副本部長とする。

(イ) 町長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副町長がその職務を代理する。町長、副町長とともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、総務部長の順とする。

〈本部長職務代理者〉

内 容	決定者	代決者	
		第1	第2
注意配備	総務部長	総務課長	消防交通係長
災害警戒本部 及び災害対策本部の設置	町長（本部長）	副町長（副本部長）	総務部長
避難指示等の発令	町長（本部長）	副町長（副本部長）	総務部長

カ 本部員

本部員は、各課長職以上に当たる者をもって充てる。また、本部員は、所属の各班を指揮監督する。また、本部長及び副本部長とともに、本部員会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議する。

なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

キ 本部員会議

町全体の被災状況や概況を掌握しつつ、応急対策に関する対応を円滑、かつ迅速に遂行するため統括、意思決定を行う。

(ア) 開催

- ① 本部員会議は、本部連絡員を通じて本部長が必要の都度招集し、開催する。
- ② 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部に申し出る。
- ③ 部長である本部員は、それぞれの分掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ④ 本部長は必要と認められるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。
- ⑤ 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。
- ⑥ 本部員会議は、本部員2名の参集をもって会議の開催をすることとする。

(イ) 協議事項

本部の下に応急対策などの確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針や早急に実施すべき事項を決定する。

本部員会議の協議事項は、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- a 本部の配備体制及び解除の決定に関すること。
- b 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (a)被害状況の分析、並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
 - (b)被害の調査方法及び判定基準に関すること。
 - (c)救援物資等の供与の基準に関すること。
- c 避難指示等に関すること。
- d 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- e 自衛隊、県及び他の町村への応援派遣要請に関すること。
- f 災害対策経費の処理に関すること。
- g 災害救助法の適用に関すること。
- h その他災害対策の重要事項に関すること。
 - (a)本部の非常事態体制の切替え及び廃止
 - (b)重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - (c)災害対策に要する経費
 - (d)その他

なお、本部員会議を招集・開催するいとまがないときは、在庁又は連絡可能な最上位意思

決定者において専決する。

(ウ) 決定事項の実施

本部員会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

(エ) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部員又は本部連絡員が速やかにその徹底を図るものとする。

ク 災害対策本部の組織及び運営

本部員会議		災害対策体制	
本部長 (町長)		災害対策本部体制	
副本部長 (副町長)		通常時組織	
本部員		総務部	
教育長 教育次長 全部長 全課局長 町社会福祉協議会会長 消防団長		総務班	総務部総務課消防交通係、総務係
本部付		広報班	総務部総務課秘書広報係、総合政策課総合政策係、DX推進係
議會議長 議会副議長 各常任委員会委員長		財務班	総務部総合政策課財務係、未来共創係、会計課会計係
		税務班	総務部税務課町民税係、資産税係、収納係
		議会班	議会事務局
生活環境部		防疫医療班	生活環境部福祉子育て課保健センター、健康づくり係
		福祉班	生活環境部福祉子育て課福祉係、子育て支援係、生活環境部高齢者支援課介護保険係、高齢者支援係
		ボランティア班	社会福祉協議会
		環境衛生班	生活環境部町民くらし課環境係、戸籍住民係、国保年金係
教育委員会		配給班	生涯学習課生涯学習係、スポーツ振興係、学校教育課学校給食係
		学校教育班	学校教育課庶務管理係、学校教育係
		文化財班	生涯学習課文化係、陶芸美術館係
産業建設部		農政班	産業建設部農政課農業振興係、農村整備係
		食糧供給班	産業建設部農政課農地係
		商工班	産業建設部観光商工課観光係、商工係、企業誘致推進室
		土木建築班	産業建設部建設課土木係、都市計画係、地籍調査係
		給排水班	産業建設部建設課下水道係
消防部		消防団	消防団

(ア) 班長

上の図のとおり、班に班長を置き、班長は次の業務を実施する。

- a 職員移動の所属班への伝達に関すること。
- b 班に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関すること。
- c 職員動員の班員への伝達に関すること。

(イ) 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を総務部内に設置する。

本部事務局の任務は次に示すとおりとする。

- a 各部から隨時被害状況、応急対策活動の実施状況の報告を求める。
- b 被害が広範囲にわたり各部での調査体制では情報収集が困難と認められる時は、各課長以上からなる本部員会議の協議を経て、各部の枠を超えた複数の被害状況調査班を編成し、地

区ごとの被害状況調査を行う。

- c 警察、消防、報道機関、ライフラインに係る機関、その他関係機関からの情報を収集し、整理する。
- d 災害対策本部、各部、関係機関、住民、報道機関等に対して、必要な情報の報告、提供を行う。
- e 被害が甚大である等、町のみでは被害調査が実施できない時は、県現地機関に対して応援を求める。

7 災害対策本部の事務分担

本部は、次の事務分担によって、災害対策の実施にあたる。

部 (◎部長 ○副部長)	班	担当係 ◎班長 ○副班長	分掌事務
総務部 ○総務部長 ○総務課長 ○総合政策課長 ○税務課長 ○会計課長 ○議会事務局長	総務班	◎消防交通係長 ○総務係長	1 本部の庶務に関すること 2 本部員会議に関すること 3 災害救助及び災害救助法に関すること 4 現地本部に関すること 5 災害情報の収集、及び被害状況報告の受理並びに災害調査報告に関すること 6 災害応急対策の取りまとめ伝達報告に関すること 7 相互応援協定に基づく応援の要請並びに県又は指定行政機関等に対する派遣の要請斡旋に関すること 8 消防本部、警察等関係機関との連絡調整に関すること 9 消防団に関すること 10 自衛隊の派遣要請に関すること 11 災害時の輸送に関すること 12 本部、各部及び部内の連絡調整に関すること 13 その他、他部に属さない事項
			1 報道機関に対する情報提供に関すること 2 H P、防災行政無線、ニアラート、広報紙など、災害関係の広報に関すること 3 災害関係の写真等の収集、記録保存に関すること
	財務班	◎財務係長 ○未来共創係 ○会計係長	1 義援金の受付保管に関すること 2 災害関係の予算及び資金に関すること 3 金銭及び物品出納に関すること 4 町有施設、財産の被害状況の把握と対策について（集計） 5 他班任務の応援実施
			1 被災納税者の調査に関すること 2 被災納税者の減免に関すること 3 建物の被害状況の調査に関すること 4 罷災証明に関すること

	議会班	◎議会事務局 次長	1 議会の災害対策活動に関すること 2 他班任務の応援実施
生活環境部 ◎生活環境部長 ○町民くらし課 長 ○福祉子育て課 長 ○高齢者支援課 長 ○町社会福祉協 議会長	防疫医療班	◎保健センター 所長 ○健康づくり係 長	1 医療支援・救護の要請に関すること 2 医療機関の被災等情報収集に関すること 3 補助呼吸器装着患者、透析患者の救護対策 に関すること 4 災害用医療資・器材に関すること 5 医療・財産に関すること 6 食品の衛生に関すること 7 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケア に関すること 8 感染症の予防及び感染疾患者の隔離に関する こと 9 救護所の設置に関すること
		◎福祉係長 ○子育て支援係 長 ○介護保険係長 ○高齢者支援係 長	1 避難場所の設置、運営に関すること 2 避難行動要支援者対策に関すること 3 被災児童の保護に関すること 4 幼稚園・保育園・認定こども園の各園児、 福祉施設等入所者及び施設の被害に関する こと 5 被災者に対する生活保護法の適用に関する こと 6 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関 すること 7 町営住宅の災害対策に関すること 8 災害弔慰金に関すること 9 被災者生活再建支援法に関すること 10 遺体の処理に関すること 11 部内の連絡調整に関すること
	ボランティ ア班	◎社会福祉 協議会 事務局長	1 災害ボランティアセンターの設置・運営に に関すること 2 災害ボランティアの受入れ、支援活動に關 すること
		◎環境係長 ○戸籍住民係長 ○国保年金係長	1 災害廃棄物の処理に関すること 2 仮設トイレの設置、管理に関すること 3 埋葬に関すること 4 災害時における清掃及び消毒に関すること 5 災害時における死亡獣畜等の処理に関する こと
教育委員会 ◎教育次長 ○学校教育課長 ○生涯学習課長	配給班	◎生涯学習係長 ○スポーツ振興 係長 ○学校給食係長	1 社会教育施設の被害状況の把握に関する こと 2 義援物資等の受付、保管、配分に関する こと 3 避難所の設置の協力に関すること 4 炊き出しその他による食品の供与に関する こと 5 地域情報拠点（あぐり館、改善センター） 業務に関すること

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

	学校教育班	◎庶務管理係長 ○学校教育係長	1 児童、生徒、幼稚園・保育園・認定こども園児の被害状況の把握に関すること 2 学校教育施設、幼稚園・保育園・認定こども園施設の被害状況の把握に関すること 3 学用品の給与に関すること 4 収容施設の供与に関すること 5 災害時の応急教育に関すること 6 避難場所（学校）の開設に関すること 7 部内の連絡調整に関すること
	文化財班	◎文化係長 ○陶芸美術館係長	1 文化財の被害情報の把握について 2 文化財の災害対策について 3 他班任務の応援実施
産業建設部 ◎産業建設部長 ○農政課長 ○観光商工課長 ○建設課長	農政班	◎農業振興係長 ○農村整備係長	1 農業関係被害の調査及び報告に関すること 2 農業関係災害の応急対策及び災害復旧に関すること 3 農作物、農業施設等の災害対策に関すること 4 災害時における死亡獣畜の処理に関すること 5 被災農業者に対する資金の融資に関すること 6 林業被害に関すること 7 部内の連絡調整に関すること
	食糧供給班	◎農地係長	1 被災者に対する食糧の確保・供給に関すること 2 他班任務の応援実施
	商工班	◎観光係長 ○商工係長 ○企業誘致推進室長	1 応急給与物資の調達及び供給に関すること 2 観光商工関係被害の調査及び報告に関すること 3 被災商工業者に対する資金の融資に関すること
	土木建築班	◎土木係長 ○都市計画係長 ○地籍調査係	1 土木施設（道路、橋梁、河川）の危険情報、並びに被害状況の調査及び報告に関すること 2 土木施設の災害復旧に関すること 3 応急仮設住宅の建設に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 都市計画施設の被害状況の調査に関すること 6 被災建築物危険度判定の実施に関すること 7 被災者に対する住宅相談に関すること 8 被災住宅の応急修理に関すること 9 部内の連絡調整に関すること

	給排水班	◎下水道係長	1 応急給水の確保・供給に関すること 2 飲料水の確保・供給に関すること 3 芳賀中部上水道企業団との連絡調整に関すること 4 下水道施設の調査及び報告に関すること 5 下水道施設の災害復旧に関すること
消防部 ◎消防団長	消防団	消防団長	1 人命の保護及び避難の指示等、誘導、救出に関すること 2 消防団員の動員に関すること 3 被害情報の収集及び報告に関すること 4 行方不明者の捜索に関すること 5 消防、水防活動に関すること

ケ 現地災害対策本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、益子町災害対策本部条例の定めるところにより、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

（ア）組織及び運営

①現地本部長

- ・現地本部長は、本部長が指名した者をもってこれに当たる。
- ・現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

②現地本部員

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部員が当たる。

（イ）所掌事務

- ①応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- ②本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告
- ③その他、本部長の特命事務

コ 県の現地災害対策本部との連携

県の現地対策本部が町内に設置された場合は、当該現地災害対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

サ 町水防本部との関係

町水防本部は、町災害対策本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

シ 災害救助法が適用された場合の体制

町域に災害救助法が適用されたときは、本部長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

第4 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について

て、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第5 県の支援

県は、県内に特別警報が発表された場合及び震度6弱以上の地震が発生した場合又は町への緊急な支援が必要と知事が判断した場合、緊急対策要員（情報収集要員）を派遣し、町の被害情報の収集を行うとともに、町からの要請に基づき、緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を派遣し、被災町の災害対策本部に参画して国、他都道府県及び関係機関との調整をはじめ、被災町の災害対応全般の支援を行う。併せて、物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

また、従来の担当レベルでの情報提供に加え、県幹部職員から町幹部職員に対して情報提供を行う仕組みを設けるほか、大規模な被害が発生するおそれがある場合等には、知事から町長に対し、直接、助言を行う仕組み（知事ホットライン）を設け、町に対する防災体制の充実・強化を図る。

知事ホットラインの実施にあたっては、知事と町長との情報伝達の双方向化に留意する。なお、町からの質問や再確認等については危機管理課が窓口となって行う。

さらに、知事から町長への連絡に併せて、県関係課から町担当部課に連絡を行うことで複線化する。

第6 町等の業務継続性の確保

町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、町は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPGガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策

概要

- ・気象予警報、水防警報等を関係機関や住民に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要となる情報の収集・伝達・報告を行う。

項目

- 第1 情報収集伝達体制
- 第2 警戒情報等の伝達
- 第3 被害状況等の情報収集
- 第4 被害状況の報告
- 第5 通信手段の種類
- 第6 通信施設の利用方法
- 第7 通信施設の応急復旧
- 第8 放送要請

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、農政課、建設課	(総務班、広報班、農政班、土木建築班、給排水班)

参考資料

第1 情報収集伝達体制

県は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

1 県

(1) 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（危機管理監、危機管理課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

(2) 災害対策主管課の体制

ア 緊急登庁体制

災害対策の主管課である危機管理防災局危機管理課・消防防災課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、被災町や防災関係機関との連絡調整にあたる。

イ 連絡体制

町、消防本部（局）、県警察及び宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

(3) 各災害対策関係課の体制

ア 緊急登庁体制

各災害対策関係課職員は、災害発生後災害時応急活動マニュアルその他部局の定めに基づき登庁し、被害情報の収集にあたる。

イ 連絡体制

災害等の状況に応じ、被災町や関係機関等からの情報収集を行うとともに、危機管理課・消防防災課に被害情報等を報告する。また、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

(4) 携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対して携帯電話を配備し、防災メール・職員参集メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ＩＣＴ技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

(5) 休日等における自然災害被害に関する情報収集

県は、初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯において、迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を県職員からの通報により収集し、重要な情報は迅速に各消防本部（局）や県警察本部に情報提供を行う。

2 町及び防災関係機関

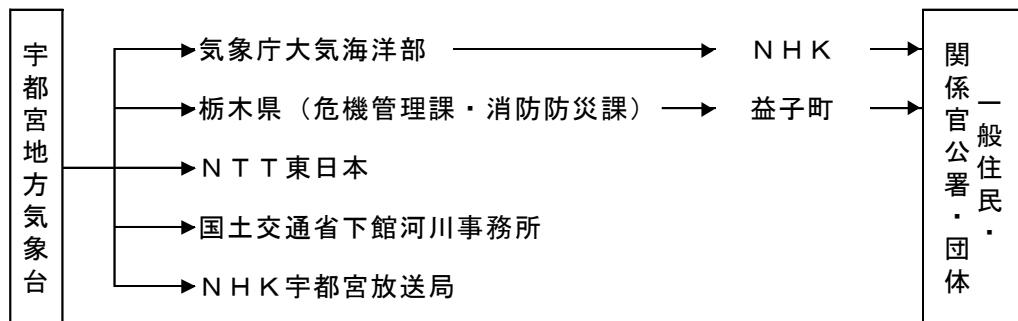
町及び防災関係機関は、県の体制に準じ、情報の収集、伝達等を迅速に行うものとする。

また、町は、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

第2 警戒情報等の伝達

1 気象予警報

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（本編第2章第10節参照）は以下により速やかに通知する。



- (1) 宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通知する。
- (2) 県は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課、出先機関、町、消防本部（局）等の関係機関に通知する。
- (3) 県警察（警備部）は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、管内交番、駐在所に通知する。
- (4) 町は、県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。
- (5) 放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対してその旨の周知を図る。

2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

- (1) 土砂災害警戒情報は、県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法、土砂災害防止法に基づき発表する。情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。また、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある町に通知するとともに、一般に周知させるため「緊急速報メール」を活用したプッシュ型配信の運用等、必要な

措置を講じる。

- (2) 土砂災害緊急情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。情報は、国又は県が関係自治体の長に通知とともに、一般に周知する。
- (3) 土砂災害に関するその他の情報提供は、県が住民の自主避難実施の判断に役立てる情報の提供や異常情報の収集のため、「とちぎ土砂災害警戒区域マップ」による土砂災害警戒区域情報の提供、「とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報システム」による降雨情報の提供を行う。

3 指定河川の洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部とが共同し、また知事が定める河川について、県河川課と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。
(本編第2章第8節参照)

4 水位周知

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、当該河川の水位が特別警戒水位（知事指定の河川については、これに加え警戒水位、危険水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、国土交通大臣の指定する河川については知事に通知し、知事の指定する河川については直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知とともに、一般に周知しなければならない。

5 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防の必要がある状況（本編第2章第8節参照）を発表する。

6 ダム放流通知

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通知する。

7 異常降雪時の情報交換

県、陸上自衛隊第12特科隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、県内で大雪警報が発表された場合その他必要とする場合において、次の内容の情報交換を行う。

- ア 道路の状況に関すること
- イ 積雪深等の降雪に関すること
- ウ その他必要な事項

8 鉄道事業の用に適合する予報、警報

宇都宮地方気象台は、鉄道事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報を行う。

9 一般住民からの通報

(1) 発見者（一般住民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、町又は警察に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、町又は警察に通報する。

(2) 町、警察の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた町は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

町、県は、次に掲げる項目に留意し、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

(1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

(2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況

(3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況

(4) 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況

(5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況

(6) 要配慮者利用施設の被害状況（要配慮者利用施設）

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園・保育園・認定こども園、その他

(7) 消防、水防等の応急措置の状況

(8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量

(9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否

(10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況

(11) その他法令に定めがある事項

2 県の情報収集

県は、次により被害状況等の早期把握に努める。

(1) 関係機関からの情報収集

町、消防本部（局）、県警察、ライフライン関係機関等に被害状況を照会し、情報を収集する。なお、迅速な対応と相互応援体制の速やかな運用を図るため、必要と判断される被害情報を情報提供機関に対し定期的に伝達し、情報の共有化を図る。

(2) 県の機関による情報収集

府内の関係課は、それぞれの担当分野において把握した情報、応急対策活動において把握した情報を相互に提供し、共有化を図る。

さらに、被災地の県出先機関から被災地の状況、所管施設等の状況について情報収集を行う。

(3) ヘリコプター活用による情報収集

ア 県消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝送等により被災地域の情報収集を行う。

- イ 県警察との連携を図り、必要に応じて県警ヘリコプターによる被災地域の情報収集や収集した情報の提供を要請する。
- ウ 陸上自衛隊第12特科隊との連携を図り、ヘリコプターによる被災地域の情報収集を要請する。
また、収集した情報の提供を要請する。
- エ 災害の状況等により、必要と判断される場合は、関東地方知事会構成都県の相互応援協定に基づき、他県等の消防防災ヘリコプターによる被災地域の情報収集を要請する。

(4) 各部各班による情報収集

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部各部・各班は、所管施設等及び所掌業務に関する被害情報の収集に努め、必要に応じその内容を災害対策本部事務局に報告する。

(5) 県職員の派遣

県内に特別警報が発表された場合及び震度6弱以上の地震が発生した場合又は町からの要請があった場合或いは町への緊急な支援が必要と知事が判断した場合、緊急対策要員を派遣し、当該町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。

また、災害の状況により、危機管理課・消防防災課職員（災害対策本部が設置された場合は、本部事務局職員）を現地（現地災害対策本部、町災害対策本部等）に派遣し、情報収集を行う。

(6) 災害時応援協定による情報収集

災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機（ドローン等）や無線設備等による被災地域の情報収集を要請する。

3 町及び消防本部（局）の情報収集

町は、町地域防災計画の定めるところにより、災害情報を収集するものとする。

消防本部（局）は、住民等からの119番通報等による情報の収集を行う。また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

4 県警察による情報収集

県警察は、住民等からの110番通報等による災害情報等により、警察官を現地に派遣し情報の収集を行うほか、必要に応じて、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝送等により被災地域の情報収集を行う。

第4 被害状況の報告

1 町、消防本部（局）の報告

(1) 町、消防本部（局）は、町の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したと

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

ときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

2 県の報告

県は、県の区域内に災害が発生し、火災・災害等即報要領により、町から報告を受けたときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を国（総務省消防庁）に報告する。

なお、災害対策基本法第53条第2項の規定による内閣総理大臣への報告と災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による消防庁長官への報告は、一体的なものとして取り扱うものとする。

また、確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、国（総務省消防庁）に提出する。

第5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

なお、町、県等が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県は、国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

区分	通信手段	説明
県防災行政 ネットワーク	県主要機関、町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。	
中央防災無線	内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネットワーク	
消防防災無線	消防庁と全都道府県を結ぶ通信網、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する。	
町防災行政無線	町の地域において、災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備	
NTT	災害時 優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定）
NTT ドコモ	災害時 優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む。）
KDDI ソフトバンク	災害時 優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信 信用無線機	国、町、県、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第6 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 県から県出先機関、町、消防本部（局）等へ災害に関する情報等を伝達するときは、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じて通信の統制を行う。
- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等をリアルタイムで県出先機関、町、消防本部（局）等へ防災情報システム等を利用して配信する。

2 公衆電気通信設備の利用

町、県、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害時優先電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等の措置を行う。

3 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線による消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。

4 警察通信設備の利用

町、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の依頼

依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。

(2) 依頼の方法

- ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
- イ 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文 200 字以内とする。
- ウ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は電話番号も記載する。
- エ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(3) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどの総ての無線局は、許可業務以外の非常通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

(4) 非常通信の経路

各町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

6 防災相互通信用無線局の利用

被災地において防災関係機関等が災害応急対策のため、相互に連絡を行う場合は防災相互通信用

無線を利用する。

第7 通信施設の応急復旧

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、移動系回線と衛星系回線を使い分けるなど適時・適切な対応を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と町、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。
- (2) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。
- ア 要員の確保
 - イ 予備電源装置の起動確認及び燃料等の補充
 - ウ 機器動作状態の監視の強化
 - エ 衛星可搬局の配置
- (3) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。
- ア 衛星可搬局による通信回線の確保
 - イ 職員等による仮復旧の実施

2 通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 公衆通信
- ア 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用。
 - イ 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用。
 - ウ 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用。
 - エ 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星車載局、衛星通信システムを使用。
- (2) 移動通信
- ア 移動通信無線基地局が被災した場合には、可搬型移動無線基地局車を使用。
 - イ 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用。

3 警察通信

応急時には次に示すような対策を講じる。

- (1) あらかじめ定めている招集・連絡体制に基づき、対策要員を招集する。
- (2) 非常用電源（可搬用発動発電機）、応急用無線電話機等常備している応急通信回線設定用資機材を使用する。

第8 放送要請

町、県が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、放送事業者に対し「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を要請する。

第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動

概要

- ・浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため応急対策を実施する。

項目

- 第1 監視、警戒
- 第2 浸水被害の拡大防止
- 第3 ダムからの放流による洪水被害の拡大防止
- 第4 土砂災害の拡大防止
- 第5 河川管理施設等の対策
- 第6 風倒木等対策
- 第7 異常降雪時の対策
- 第8 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、農政課、観光商工課、建設課、消防団	(総務班、農政班、商工班、土木建築班、給排水班、消防団)

参考資料

第1 監視、警戒

水防管理者（町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、県水防計画に基づき、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

第2 浸水被害の拡大防止

1 町の活動

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（町長）、水防団（消防団）の長、消防本部（局）の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。その他、水防管理団体、消防機関は、県水防計画に基づき、非常配備、避難指示、警戒区域の設定等を行う。

(1) 水防管理団体の非常配備

- ア 水防管理者が管下の水防団（消防団）に非常配備体制をとらせるための指令は、次の場合に発するものとする。
 - (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
 - (イ) 水防警報指定河川等にあっては知事からの警報を受けた場合
 - (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

ウ 消防機関

(ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に關係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位が水防団待機水位に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

- a 水防団（消防団）の長及び班長は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所への団員の派遣及び水門等の開閉準備

(ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位を越え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、ただちに管下水防機関をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。

ただし、いずれの段階で出動を行うかは、各水防管理者（町長）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第1次出動

水防機関員の少數が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。第3次出動水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

(エ) 解除

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に低下した場合、又は氾濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）及び消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

町長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第3 ダムからの放流による洪水被害の拡大防止

1 洪水調節

県は、ダム毎に定めた操作・規則・細則により洪水調節を行い、下流河川の洪水の軽減を図る。

2 事前放流

県は、ダムの計画規模を上回る洪水に備え、利水容量の一部を活用しより多くの洪水調節容量を確保するため、事前放流を行い、ダムの洪水調節機能の強化を図る。

第4 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

町、県、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所等の点検に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

町及び県は、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明に努める。

3 避難対策

町、県、消防は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本編第3章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

第5 河川管理施設等の対策

町及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

第6 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第7 異常降雪時の対策

県、国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）、町等道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第8 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

震災対策編第3章第8節第2の2に準ずる。

第4節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請

概要

- 町、県は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や知事会等の相互応援協定に基づく応援要請や自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

項目

- 第1 都道府県、町相互応援協力等
- 第2 内閣総理大臣又は指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん
- 第3 指定行政機関等に対する災害応急対策の要請
- 第4 ライフライン関係機関との連携
- 第5 物流関係機関との連携
- 第6 自衛隊派遣要請

実施機関

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、総合政策課、建設課、消防団 | (総務班、広報班、土木建築班、給排水班、消防団) |
- 参考資料

第1 都道府県、町相互応援協力等

1 都道府県間の相互応援協力

県は、災害の規模・態様を勘案して必要と判断する場合、栃木県災害時広域受援計画の定めるところにより、総務省・関係団体、関係都道府県で構成する「応援職員確保現地調整会議」に応援要請を行うほか、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、他の都道府県に対し応援を求める。

なお、応援要請に係る各スキームについては、本編第2章第23節第1に準ずる。

2 町間の相互応援協力

被災した町は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の町や県等に応援を求める。

このとき、応援要請を受けた町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における町相互応援に関する協定」に基づく相互応援

被災町は、同協定に基づき、県内の他の町に対して応援要請を行う。また、各町は、必要に応じて、自主的に被災町を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

被災町は、応急対策を実施するため必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の町等に対して応援要請を行う。

(3) 県への応援要請

被災町は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

3 県の応援協力

県は、町からの応援要請に応じて、又は町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

4 県と町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、栃木県市長会及び栃木県町村会と連携して町、県が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

5 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第7節「救急・救助活動」に準ずる。

第2 内閣総理大臣又は指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん

- (1) 町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策に万全を期する。
- (2) 県は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関や指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣等応援を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関や指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策に万全を期する。
- (3) 町、県は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。
ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由
イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
ウ 派遣を要請する期間
エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 指定行政機関等に対する災害応急対策の要請

県は、災害応急対策が的確、円滑に行われるようにするため、必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関に対して災害応急対策の実施を要請する。

また、大規模災害により、全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合、以下の事務について、応急措置の全部又は一部を代行するよう要請する。

- ア 他人の土地等を一次使用し、又は土石等を使用し、若しくは使用する権限
イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
ウ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第4 ライフライン関係機関との連携

県は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 県の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

第5 物流関係機関との連携

県は、(一社)栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時応援協定に基づき、大規模な災害が発生した場合において、支援物資を適時・適切に被災した町に届けられるような仕組みを検討するとともに、必要に応じて物流専門家を県災害対策本部、県一次集積拠点、被災町等に派遣するよう両協会に要請する。

物流専門家は、物資の総合的なコントロールを行うため、災害対策本部事務局職員と協力して、物資の在庫管理や輸送トラックの配送指示等、必要な調整を行うものとする。

第6 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

県は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合又は町長から自衛隊の派遣要請依頼があり、必要と認めた場合に自衛隊に対して災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区分	活動内容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。)
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

「栃木県災害広域受援計画」に定める。

4 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第5節 災害救助法の適用

概要

- 被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は必要な場合に災害救助法を適用し、町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

項目

第1 災害救助法の適用基準

第2 災害救助法の適用手続

第3 災害救助法に基づく救助の種類

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、税務課、福祉子育て課、(総務班、広報班、税務班、防疫医療班、福祉班、
学校教育課、生涯学習課、建設課 配給班、学校教育班、土木建築班、給排水班)

参考資料

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当するとき、町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、救助を実施することを決定する。

1 住家等への被害が生じた場合

- 当該町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- 当該町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数（1）の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- 当該町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- 当該町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）
 - 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

<災害救助法適用基準一覧表>

市町村の人口 (直近の国勢調査の人口)	滅失世帯数
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上 15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上 30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上 50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上 100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上	150世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半焼、半壊にあっては1／2世帯、床上浸水にあっては1／3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

第2 災害救助法の適用手続

(1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求める。町は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

(2) 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

(3) 町災害救助法所管課は、消防防災所管課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

(4) 県は、必要に応じて職員を派遣し、町の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。

(5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

(6) 県は、町から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。

ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。

(7) 県は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、適用町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

(告示例)

栃木県告示第〇〇号

令和〇年〇月〇日に発生した〇〇災害に関し、〇月〇日から益子町の区域において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施することとしたので、災害救助法施行細則(昭和35年栃木県規則第35号) 第1条第2項の規定により公示する。令和〇年〇月〇日

栃木県知事 〇〇〇〇

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、知事及び町長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(救助の種類)

■ 災害が発生した段階の救助

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他のによる食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療
- キ 助産
- ク 被災者の救出
- ケ 被災した住宅の応急修理
- コ 学用品の給与
- サ 埋葬
- シ 死体の捜索
- ス 死体の処理
- セ 障害物の除去
- ソ 応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費

■ 災害が発生するおそれ段階の救助

- ア 避難所の設置

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部(特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部)を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

- (ア) 県は、前述のうち「イ 応急仮設住宅の供与」以外は原則として、その事務の全部又は一部を町長に行わせる(委任する)。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- (イ) (ア)により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (ウ) 町は、(ア)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (エ) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知)に定める様式の帳簿に記録する。
- (オ) 救助の実施の基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

第6節 災害発生時の避難対策

概要

- 町、県、防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

項目

- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保
- 警戒区域の設定
- 避難指示等の周知・誘導
- 避難所の開設、運営
- 栃木県災害福祉支援チーム（D W A T）による支援
- 要配慮者への生活支援
- こころのケア対策
- 避難所外避難者への支援
- 町における計画
- 帰宅困難者対策
- 住民の広域避難等
- 県外避難者の受入
- 被災者台帳の作成

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、福祉子育て課、市民くらし課、学校教育課、生涯学習課、農政課	(総務班、防疫医療班、福祉班、環境衛生班、配給班、食糧供給班)

参考資料

第1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

1 実施体制

避難指示等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区分	実施者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 災害対策基本法 第56条第1項・第2項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難指示	町長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
第3章 応急対策

	警察官災害対策基本法 第61条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき
	警察官警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自衛官自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる
緊急安全確保措置の指示	町長 災害対策基本法 第60条第3項	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官災害対策基本法 第61条第1項	緊急安全確保措置の指示	町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき

2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

町長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。

町長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

ア 高齢者等避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

イ 避難指示

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

ウ 緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(2) 町への助言等

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を

支援する。特に、町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努める。

町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

知事は、町長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

(3) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民がとるべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(自らの避難行動を確認)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保※可能な範囲で発令

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権限

設定権者	設定の基準
(1) 町長 災害対策基本法第63条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2) 水防団長（消防団長）、 水防団員（消防団員）、消防職員 水防法第21条第1項	水防上緊急の必要がある場合
(3) 消防吏員、消防団員 消防法第28条第1項、第36条	火災の現場、水災を除く災害
(4) 警察官 災害対策基本法第63条第2項 他	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合

自衛隊法第83条第2項の規定により災 (5) 害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法第63条第3項	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる
--	---

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

第3 避難指示等の周知・誘導

1 高齢者等避難

町は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡をとり合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 住民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者の世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊娠婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) ヘリコプターによる伝達
- (6) テレビ、ラジオ、有線放送等による伝達

3 町の報告

町は、避難の指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

4 関係機関相互の連絡

町その他の避難指示等実施機関は、避難の指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

町その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させるなど速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、

連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 帰宅困難者の支援

町は、徒歩帰宅者等に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するため、避難所を設置する。

(2) 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受け入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(3) 町は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

(4) 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受け入れる者を誘導し、保護する。

(5) 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。

(6) 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

(7) 町は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 受入人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

2 避難所の運営

町は次の措置を講じる。

(1) 自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、N P O 法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。

(2) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう配慮するとともに、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努め、外国人等への情報伝達においても多言語表示シートの提示等により配慮する。

また、障害者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や余震などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。

(3) 衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマ

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

ンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (6) 警察署と十分連携を図りながら巡回を行う。
- (7) 運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女共同参画（ジェンダー平等）の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。

なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (8) 通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (9) 必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。

安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに町本庁舎と避難所との連携体制を確立する。

配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第5 栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）による支援

県は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援協議会を活用し、避難所等に福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）を派遣する。栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）は、発災直後に先遣隊を派遣することなどにより、避難所の福祉ニーズの速やかな把握を行い、本隊派遣の必要性の有無を迅速に判断する。その後、本隊を派遣する場合においては、避難所等において町と連携し、専門的見地から要配慮者等福祉的支援が必要な者のニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施する。

第6 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

町及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

町及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

町及び県は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第7 こころのケア対策

町及び県は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組を行う。

第8 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は町に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第9 町における計画

町長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、町地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。なお、町長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難場所の所在地、名称、概況、受入可能人員
- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 避難誘導方法
- (4) 避難所の開設、運営方法
- (5) 要配慮者の避難支援の方法
- (6) その他必要事項

第10 帰宅困難者対策

震災対策編第2章第11節第1「帰宅困難者対策」に準じて行う。

第11 住民の広域避難等

1 町域を越えた避難等

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、被災町のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、災害時における町相互応援に関する協定により、県内他町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力をを行う。

2 県域を越えた避難

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県域を越えた避難・収容が必要と認められるときは、次の方法により他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

- (1) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援
- (2) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援
前記の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合は、同協定に基づき、全国知事会を通じて都道府県に対して応援要請する。
なお、具体的要請は、全国知事会又は関東地方知事会の幹事都県等に対して行う。
- (3) 内閣総理大臣への応援要請
- (4) 災害対策基本法に基づく他都道府県への広域一時滞在（4参照）要請

3 県外へ避難した避難者への支援

(1) 県外避難者に関する情報収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、全国避難者情報システム等を活用して県外避難者に関する情報を収集し、避難元町に提供する。

(2) 県外避難者への情報提供

県は、避難元町と連携して、避難元町に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

4 広域一時滞在対策

町は、その町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の町に協議することができる。協議を受けた町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

県は、町からの要求があったときは、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議する。

第12 県外避難者の受入

震災対策編第3章第5節第11「県外避難者の受入」に準じて行う。

第13 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、災害対策基本法の規定により、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努める。

第7節 救急・救助活動

概要

- ・関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

項目

- 第1 住民及び自主防災組織の活動
- 第2 町、消防機関の活動
- 第3 県消防防災ヘリコプター等の運用
- 第4 消防相互応援等
- 第5 県警察の活動
- 第6 自衛隊の活動
- 第7 消防、県警察、自衛隊との連携強化

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、福祉子育て課、高齢者支援課、 消防団、芳賀地区消防本部、関係機関	(総務班、防疫医療班、消防団、 芳賀地区消防本部、関係機関)
参考資料	

第1 住民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部（局）等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 町、消防機関の活動

町、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、水防団員（消防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

- (1) 町は、直ちに地元医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。
- (2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお特に重篤な負傷者については、ドクターへリによる搬送を要請する。
- (3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターへリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

県は、ヘリコプターの機動性を活かした被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を、町、他県等と連携して実施する。

1 県消防防災ヘリコプターの運航

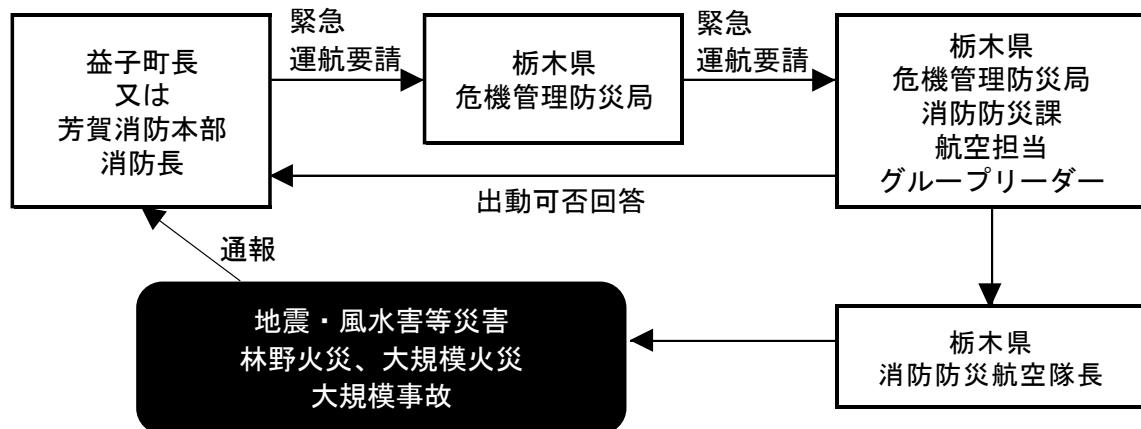
県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより緊急運航する。

(1) 緊急運航

県は、大規模災害発生時には、県消防防災ヘリコプターの積極的な活用を図り、速やかに被害の実情把握に努めるとともに、町等からの支援要請を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう航空運用調整班活動マニュアルを基に運航の計画を調整する。

2 町長等からの緊急運航の要請

災害等が発生した町の長又は所轄の消防本部（局）の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。



3 航空機の運用調整等

県は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るために、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、報道機関等からの無人航空機（ドローン等）の飛行許可申請に係る調整を行う。

第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(2) その他の協定

町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

(2) 消防応援活動調整本部の設置

県は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに消防応援活動調整本部を設置する。

調整本部の事務は栃木県緊急消防援助隊受援計画のとおりとし、庶務については県消防防災課又は県災害対策本部事務局において処理する。

第5 県警察の活動

県警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動、緊急交通路の確保、広域緊急援助隊等の援助要請を実施する。

第6 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、県警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第7 消防、県警察、自衛隊との連携強化

県は、災害応急対策活動にあたって、消防本部（局）、県警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出・救助活動を実施する。

(1) 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

(2) 自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、消防本部（局）、県警察と連携して活動にあたる。

(3) 連絡調整員の現地派遣

各機関は、被災町に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたって、機関相互の現場レベルの調整を行う。

〈主な調整内容〉

- ア 被災者の検索、救助における地域の割り当て
- イ 一斉合同捜索活動の実施
- ウ 救助のための人員、資機材等の確保
- エ 交通規制の実施

(4) 救出・救助活動等への協力

県は消防、警察等から依頼があった際には、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の運用により救出・救助等に協力する。

第8節 医療救護活動

概要

- ・関係機関が連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。

項目

- 第1 町の実施体制
- 第2 県の実施体制
- 第3 関係機関の活動
- 第4 救護所の設置
- 第5 医薬品等の確保・供給
- 第6 医療支援の受入調整
- 第7 医療施設の応急復旧

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、福祉子育て課、高齢者支援課、 町民くらし課、	(総務班、防疫医療班、福祉班、環境衛生班、 配給班)
参考資料	

第1 町の実施体制

被災者に対する医療助産を実施するとともに、医療救護班を編成・出動し、災害の状況により地元医師会に出動を要請する。また、町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、D M A T 指定病院に対して、D M A T の派遣を要請する。

その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、D P A T 登録医療機関等に対して、D P A T の派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。

医療救護活動の実施に当たり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に保健医療調整本部を、被災地に医療圈域別保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部には、必要時、統括災害医療コーディネーター、統括D M A T 、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、県医師会長の指揮の下、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。

医療圈域別保健医療調整本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。

なお、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

1 県の組織する救護支援班の編成

健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成する。

2 医療機関等が編成する救護班等

- (1) 災害拠点病院において1班以上の救護班を編成
 - (2) DMA T・LDMA T指定病院において1チーム以上のDMA T・LDMA Tを編成
 - (3) 県医師会において協定に基づく救護班（JMAT）を編成
 - (4) DPAT登録医療機関においてDPAT（先遣隊）を編成
- （注） LDMA T（ローカルディーマット）とは、県が養成する県内災害等に対応する地域版DMA Tのことである。

第3 関係機関の活動

（1）関係機関・団体の実施すべき業務

町、県をはじめ、日本赤十字社栃木県支部、栃木県医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

（2）指令及び通報

災害時における医療活動にあたっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法（衛星系移動通信設備等）を確認しておく。

第4 救護所の設置

救護所の設置は原則として町が行うものとする。

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

第5 医薬品等の確保・供給

県は、本編第2章第5節第2に基づき整備した備蓄・調達体制により、医療救護に必要な医薬品、医療機器類、輸血用血液製剤等の円滑な供給を図る。

第6 医療支援の受入調整

県は、県外からの医療支援の受入れに当たり、災害医療コーディネートチームと連携を図りながら、被災地の医療ニーズに対応して、医療派遣団等の受入れ、活動場所等の振り分けを行う。

第7 医療施設の応急復旧

町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第9節 緊急輸送活動

概要

- 被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

項目

- 第1 実施体制
- 第2 輸送の対象
- 第3 交通路の確保
- 第4 輸送手段の確保
- 第5 輸送拠点の確保

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、農政課、観光商工課、建設課、 消防団、真岡警察署、関係機関	(総務班、農政班、商工班、土木建築班、 消防団、消防本部、真岡警察署、関係機関)

参考資料

第1 実施体制

被災者の輸送は、町が行う。県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、町、県等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 交通路の確保

1 県警察は、次により緊急交通路の確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は速やかに周知し、緊急通行車両等の手続きについて配慮する。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の都県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

- ア 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。
- イ 必要に応じて、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携に努める。

2 県及び各道路管理者は、次により緊急交通路のほか、重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報に加え、道路監視カメラ（CCTV）等のあらゆる手段を講じて、重要路線を中心に被害状況や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

道路管理者は、重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

- ア 道路管理者は、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。
 - ・緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
 - ・運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。
 - ・車両等の移動のためやむを得ないとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

行う。

- ・車両移動等にあたっては、国、町、警察、防災担当部局等と相互に緊密な連携に努める。

イ 重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して町道、林道、農道等の代替路線を確保する。

第4 輸送手段の確保

1 町の確保体制

- (1) 町は、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。

- (2) 町は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の町に対して車両の提供（貸与等）を要請する。

- (3) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）

イ 車両等の種類、台数

ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ 集結場所、日時

オ その他必要事項

2 県の確保体制

- (1) 県有車両、消防防災ヘリコプターの利用

震災時の緊急輸送活動に備え、県は県有車両の調達体制とともに、消防防災ヘリコプターの利用体制を整備しておく。

- (2) 営業用車両、民間ヘリコプター等の利用

ア トラック、タクシー等営業用車両の利用が必要な場合、県は関東運輸局栃木運輸支局に連絡し、調達あっせんを依頼する。また県は、関東運輸局栃木運輸支局からのあっせん、「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」等に基づき、協定締結先に協力を要請する。

イ 民間ヘリコプターの利用が必要な場合、県は、栃木ヘリポート連絡協議会に対し、民間ヘリコプターのあっせんを依頼する。

- (3) 相互応援協定に基づき、他の都道府県に対して車両の提供（貸与等）を要請する。

- (4) 陸上自衛隊第12特科隊に対し、車両等の派遣を要請する。

- (5) 各鉄道事業者に協力を要請する。

- (6) 町及び県（災害対策基本法第71条第2項による場合）は、必要に応じ、自動車運送事業者、鉄道事業者及び軌道経営者並びにこれらの従業者に対し災害対策基本法第71条第1項の規定により緊急輸送のための従事命令を発する。

3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、認可又は届出された運賃・料金による。

第5 輸送拠点の確保

町、県は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

1 物資拠点の確保

県は、支援物資の集積、配布の円滑化を図るため、広域物資拠点（県有施設、県営都市公園）を確保するとともに、県（危機管理防災局）は、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した「災害時応援協定」に基づき、同協会に物資集積施設の提供を要請する。

2 物資拠点の運営

県は、必要に応じ設置した広域物資拠点の運営を「災害時応援協定」に基づき、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会の協力のもとに行い、支援物資の受入れから、保管、仕分け、町が設置する地域物資拠点への搬送までを行う。

3 臨時ヘリポートの確保

県は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

4 関係機関等との連携

県は、有料道路管理者と協力し、応急対策要員や緊急物資等の緊急輸送を迅速、円滑に行う。

第10節 物資・資機材等の調達・供給活動

概要

- 被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達・供給体制を確立する。

項目

第1 基本方針

第2 納入

第3 納入

第4 生活必需品等の供給

実施機関

通常時

(災対本部体制下)

総務課、農政課、建設課

(総務班、配給班、食糧供給班、給排水班)

参考資料

第1 基本方針

1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。被災町のみでは対応出来ない場合は、近隣町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、町からの要請があった場合又は町からの要請を待ついとまがなく町への緊急な支援が必要であると認めた場合、町への支援を実施する。

また、県だけで対応出来ない場合は、必要に応じて相互応援協定を締結する都道府県や指定行政機関、指定地方行政機関に応援を要請する。

なお、県は、平成30（2018）年3月に策定した「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」を活用し、県トラック協会・倉庫協会の参画等による輸送体制を確保することで、広域物資拠点（県）から地域物資拠点（町）並びに避難所までの円滑な物流システムを確立する。

2 季節への配慮

町及び県は、災害の発生時季、時間の経過とともに変化するニーズを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

町及び県は、難病患者、透析患者、乳幼児、妊娠婦、食物アレルギーを有する者等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮する。

第2 納入

1 供給の対象

町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）
- ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達、供給

県は、町から要請を受けた場合や被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料を調達し、供給する。

(1) 備蓄物資の供給

県は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を供給する。

(2) 食料の調達

ア 県は、次により米穀の調達を行う。

(ア) 全国農業協同組合連合会栃木県本部に対して、協定に基づく米穀の供給を依頼する。

(イ) 米穀卸売業者に対して、保有の米穀の供給を依頼する。

(ウ) 上記(ア)、(イ)によっても不足する場合は、農林水産省に対し災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

(エ) 町から要請があった場合や災害の状況等から判断して必要と認められる場合は、協定に基づき関係団体、製造業者に玄米のとう精、炊飯等を依頼する。

イ 県は、物資供給協定締結先に対して、食料の供給を依頼する。

ウ 県は、協定に基づき生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

(3) 要配慮者への配慮

町は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう要配慮者の把握及び物資の抽出・確保等を行う。なお、当該町のみで対応が困難な場合は、県、近隣町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、町からの要請があった場合又は町への支援が必要と判断した場合は、市町の対策を支援する。

(4) 食料の配給

被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、備蓄の缶詰や調達した弁当やパンの支給、調達した米穀等の炊き出しにより行う。

ア 炊き出し

町において災害救助用米穀を必要とする場合で、交通・通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省に対し直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

日本赤十字社奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理する。

第3 給水

1 供給の対象

災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする。

2 飲料水の確保対策

(1) 町は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

(2) 県は、町に対して、応援給水の連絡調整を行うとともに、応急用飲料水の衛生指導を行う。

(3) 町等は、災害用浄水機により浄化処理を行う。また、県は、水浄化用木炭の確保に努める。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

(4) 町及び県は、物資供給協定締結先に対して、飲料水ペットボトルの供給を依頼する。

3 給水活動

- (1) 町は、給水班を組織して給水活動を行い、県（企業局）、町等は、水道施設の応急復旧活動を実施する。
- (2) 県（企業局）、町は、被災町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。なお、応急給水活動は、日本水道協会栃木県支部（宇都宮市上下水道局）の連絡調整のもと実施する。
- (3) 県は、県（企業局）や町の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて国、又は(公社)日本水道協会と協力して他都県の水道事業者に対して応援給水要請を行う。

4 生活用水の供給

町は、生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者

2 生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

町は、物資供給協定締結先に対して、生活必需品の供給を依頼する。
県は、町において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供、又は県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、町に供給する。
なお、これらによっても物資の供給が不足する場合は、関東経済産業局に協力を要請する。

(2) 燃料の確保

県は、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、「災害時における物資・燃料等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請する。

さらに、県内における燃料供給が逼迫する等の事態となった場合には、栃木県石油商業組合と協力して、政府対策本部（資源エネルギー庁）に対して、県内における災害対応型中核給油所や小口燃料配達拠点への安定的な燃料供給を要請する。

併せて、政府対策本部（資源エネルギー庁）に対し、石油連盟と締結した覚書に基づき、情報を提供している災害時拠点病院や消防、警察等の重要施設に対する燃料供給を要請する。

さらに、県は、燃料用木炭の確保に努める。

第11節 農林業関係対策

概要

- 被害を受けた農林物及び施設の応急対策を実施し、早期に宮農林水体制の再開を目指す。

項目

第1 農作物・林産物・水産物等の応急対策

第2 農地・農業用施設等の応急対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
観光商工課、農政課	(環境衛生班、農政班)

参考資料

第1 農作物・林産物・水産物等の応急対策

1 農林被害対策

- 町は、水害・台風、竜巻等風害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ、関係機関と連携して、排水、病害虫防除、施肥等の指導を行う。
- 県は、宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報等の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、被害予防のための技術対策資料を作成し、団体等に配付し、農家に対する指導の徹底を図る。

2 家畜伝染性疾病予防体制

町、県は、次の家畜伝染性疾病予防対策及び応急対策を講じる。

(1) 予防対策の実施

被災地における予防対策は、町が実施する。

(2) 応急対策の実施

ア 町が実施する対策

- 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- その他必要な指示の実施

イ 県が実施する対策

- 伝染性疾病予防対策について指導、助言
- 被害の程度により必要と認めた場合の畜舎、家畜の消毒等の実施

(3) 死亡獣畜の処理

本章第12節第3に準ずる。

第2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造

物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、ため池、頭首工、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を関係市町（消防機関を含む。）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

町は、関係機関と連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については芳賀農業振興事務所、林業用施設については県東環境森林事務所）に報告する。芳賀農業振興事務所及び県東環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町、県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 農道、林道等の管理者は、避難路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 被災して危険な状態にある箇所については、巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 町、県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

ウ 県は、主務省庁に農地・農林業用施設等の災害の状況を報告し、「農林業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）等に基づき、速やかに災害復旧の手続を行う。

3 農林業共同利用施設

農林業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

(1) 施設の点検・監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

また、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関へ連

絡する。

(2) 災害応急対策

施設管理者は、農林業共同利用施設の被害状況を把握し、所轄農業振興事務所及び環境森林事務所等に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

第12節 保健衛生活動

概要

- 被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理の的確な実施を図る。

項目

- 第1 保健衛生対策
- 第2 遺体取扱対策
- 第3 動物取扱対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
福祉子育て課、高齢者支援課、 町民くらし課	(防疫医療班、福祉班、環境衛生班)
参考資料	

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。

県は、栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアルに基づき、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

(2) 実施方法

ア 町が実施する対策

県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。当該町だけでは対応が困難である場合、県に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、他町に応援要請を行う。

イ 県が実施する対策

(ア) 体制の確立

広域健康福祉センター内に、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策・生活衛生担当を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況をできるだけ的確に把握する。

(イ) 防疫活動計画の作成及び物資の確保、消毒の実施

町から応援依頼があった場合、町との連絡調整を行いながら防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定や消毒の補助を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

(ウ) 疫学調査、健康調査の実施

緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

(エ) 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

(オ) 予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、チラシによる広報や避難場所等の巡回指導により、感染症予防対策について指導を行う。

(カ) 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

2 食品衛生監視

(1) 実施体制

県は、食品衛生活動体制を確立し、町、関係団体と連携し、避難場所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

(2) 実施方法

県は、次により、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、安全かつ衛生的な食品の供給の指導等適切な措置を講じることにより、事故の発生を未然に防止する。

ア 食品衛生監視班の編成、派遣

- (ア) 県保健福祉部長は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し派遣する。
- (イ) 県広域健康福祉センター所長は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、所内に食品衛生監視班を編成する。

イ 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を行う。

(ア) 手洗いの励行

- (イ) 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認
- (ウ) 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認
- (エ) 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択
- (オ) 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒
- (カ) 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

ウ 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

町や食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼動状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて指導の徹底を行う。

エ 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の衛生状態に応じた指導を行い、不良食品の供給を排除する。

- (ア) 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止
- (イ) 施設、機械、器具の洗浄消毒
- (ウ) 使用水の現場検査
- (エ) 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）
- (オ) 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

(カ) 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

3 栄養指導対策

(1) 実施体制

町は食糧の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、町からの要請があった場合又は町への支援が必要と判断した場合は、町の対策を支援する。

(2) 実施方法

ア 県が実施する対策

(ア) 栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、隨時まとめて県（広域健康福祉センター）や関係機関等に提供し情報の共有化を図る。

(イ) 人材及び特別用途食品などの調達のため、必要に応じて関係機関（栃木県栄養士会等）へ支援要請を行う。

イ 被災地を所管する広域健康福祉センターが実施する対策

(ア) 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

(イ) 被災者の栄養指導

町と連携して被災者の栄養指導を行う。

(ウ) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

設置された炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

(エ) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(オ) 食生活の相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊娠婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(カ) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

4 県の資機材調達計画

県は、次により保健衛生対策に必要な資機材の調達を実施する。

- (1) 災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資器材取扱い業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握する。
- (2) 被害状況を迅速、的確に把握し、関係機関と連携をとり、必要とする資器材の調達に努める。
- (3) 町との連携を密にして、町からの要請に応じて、資器材の調達をあっせんする。
- (4) 必要とする資器材の調達は、調達業者によって被災地に輸送する。

(5) 必要な資器材が不足し、又は調達が不可能な場合は、近隣県や同関係業者に供給についての協力を依頼するほか、必要に応じ厚生労働省にも要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体(災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者)の搜索は、原則として町が県警察、消防機関、地元自主防災組織等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

ア 町が実施する対策

当該町だけでは対応が困難である場合、災害時における町相互応援に関する協定に基づき、他町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

イ 県が実施する対策

町からの依頼により、自衛隊に派遣要請を行う。

ウ 県警察が実施する対策

町が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 町が実施する対策

(ア) 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

(イ) 遺体が多数の場合は公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

(ウ) 搜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

イ 県が実施する対策

町から応援要請等により、医師会等の協力を得て支援を行う。なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関等の協力を得て実施する。

ウ 県警察が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、町へ処理を引き

継ぐ。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。
県は、広域的な火葬の調整を行う。

(2) 埋葬の実施方法

ア 町が実施する対策

- (ア) 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- (イ) 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における町相互応援に関する協定に基づき、他町に火葬場の提供及びあっせんを求める。
- (ウ) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- (エ) 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。公営墓地のない町にあっては、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

イ 県が実施する対策

町で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内他町及び他都県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施に努める。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所及び獣医師会で構成する動物救護の体制により、町等関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

ア 町が実施する対策

- (ア) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- (イ) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- (ウ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- (エ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。
なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- (オ) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- (カ) 實施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

イ 県が実施する対策

- (ア) 総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター(以下「動愛センター」という。)に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。
- (イ) 被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援する。
- (ウ) 被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。
- (エ) 被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等について協定に基づき、獣医師会へ応援を要請する。
- (オ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- (カ) 飼料(餌)の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。
- (キ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、総合相談窓口を活用し、町と連携して、情報の収集、提供を行う。
- (ク) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センターのホームページ及び動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。
- (ケ) 町等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合、関係団体と連携し、これに応じる。

ウ 獣医師会が実施する対策

- (ア) 県から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。
- (イ) 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。
- (ウ) 町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。

エ 動物愛護推進員が実施する対策

- (ア) 災害時における県や町等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。

オ 飼い主が実施する対策

- (ア) 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
- (イ) 飼い主は、災害時発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合、町が行う。
県は、必要がある場合に、町と協力して実施する。

(2) 実施方法

ア 町が実施する対策

- (ア) 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- (イ) 死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて原則、都道府県知事の許可を受けて次の

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
第3章 応急対策

ように処理する。

- a 移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理
- b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ 県が実施する対策

- (ア) 死亡獣畜の処理について指導、助言
- (イ) 必要と認めた場合、町等と協力して適切な措置の実施

第13節 障害物等除去活動

概要

- 被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

項目

- 第1 住居内障害物の除去
- 第2 河川の障害物の除去
- 第3 道路の障害物の除去
- 第4 障害物集積所の確保
- 第5 除雪活動

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課	(総務班、環境衛生班、農政班、土木建築班、 関係機関)

参考資料

第1 住居内障害物の除去

町は、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で町が支援する。

町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

第2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者等が実施する。

第3 道路の障害物の除去

道路交通支障となる障害物は、道路管理者が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去する。

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先するなど重要度や緊急度に応じて除去する。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

町は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第14節 災害廃棄物処理活動

概要

- 被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を処理する。

項目

第1 町の対応

第2 県の対応

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
市民くらし課、建設課	(環境衛生班、給排水班)

参考資料

第1 町の対応

町等は、速やかに連絡体制を整備し、「《市町村等災害廃棄物担当者向け》災害時の廃棄物処理対応マニュアル（平成29（20）年3月策定 令和3（2021）年7月改訂 栃木県）」等を参考に以下の業務を実施する。

- 処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。
- 被害状況等を踏まえ、災害廃棄物、避難所ごみ、し尿の発生量・処理可能量を推計する。
- 災害廃棄物や生活ごみ等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。
- 大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。
- 収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。
- 災害廃棄物等の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。
- 損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、町が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、町自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第2 県の対応

県は、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、被災町へ災害廃棄物対策や国庫補助制度に関する技術的助言を行うとともに、被災町等から支援の要請を受けた場合には、被災していない町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

第15節 学校・社会施設等の応急対策

概要

- ・児童生徒等の生命、身体の安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

項目

- 第1 応急措置
- 第2 応急時の教育の実施
- 第3 防災拠点としての役割
- 第4 私立学校
- 第5 学用品の調達・給与
- 第6 授業料の減免
- 第7 文化財の保護
- 第8 文化施設における応急対策
- 第9 社会教育施設における応急対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総合政策課、農政課、学校教育課、 生涯学習課	(管財班、配給班、学校教育班、文化財班)
参考資料	

第1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県又は町教育委員会事務局に報告する。
- ・当該教育委員会事務局と連携し、臨時休業、始(終)業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

(1) 町及び県教育委員会事務局は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を立てる。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設隣接学校の校舎 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

(2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

2 教職員の確保

町及び県教育委員会事務局は、教職員が不足する場合、次により教職員を確保する。

- (1) 同一町内における災害の状況により、当該町教育委員会事務局は、被害を免れた学校の教職員を、適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 同一町における被災の状況がひどく、1によることが困難な場合は、県教育委員会事務局が、郡又は県単位に対策を立て、当該町教育委員会事務局と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。
- (3) 県立学校については、県教育委員会事務局は、災害の状況により、災害を免れた県立学校の教職員を適宜被災学校の支援のため派遣する。
- (4) 県教育委員会事務局は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来たす場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ当該町長に協力する。

第4 私立学校

県は、私立学校について、前記第1から第3の公立学校の例を参考に対策を講じるよう指導する。

第5 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

第6 授業料の減免

1 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」(昭和24年3月23日条例第10号)により、授業料減免の措置を講じる。

2 私立高等学校等

被災を受けた生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料減免事業に要する経費について、県は、「私立高等学校授業料減免補助金交付要領」により、補助金を交付する。

第7 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を町に通報する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

所有者、管理者が町の場合の通報責任者は、町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

県は、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、作成に協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、状況によって係官の派遣を求める。

第8 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第9 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護をはじめとした応急対策に努めるとともに、対応体制を確立し県又は町教育委員会に報告する。

第16節 住宅応急対策

概要

- 被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

項目

- 第1 実施体制
- 第2 公営住宅等の一時供給
- 第3 応急仮設住宅の供給
- 第4 被災住宅の応急修理
- 第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

実施機関

- | | |
|---------------|-----------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、総合政策課、建設課 | (総務班、税務班、土木建築班) |

参考資料

第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供、被災住宅の応急修理は、原則として町が行い、県はこれに協力する。ただし、災害救助法を適用した場合は、県が行う。

2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公的住宅等とし不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 被災町は、既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 被災町内で確保できない場合、県は当該町の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他町の公営住宅等のあっせんを行う。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、災害救助法施行細則の定めるところによる。なお、供給にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置予定場所

町において決定するものとする。

なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

(2) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常(緊急)災害対策本部に協力を要請する。

2 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、協定の締結先やその他関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、災害救助法施行細則の定めるところによる。町は、業者活用等により周知を実施する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、町と連携し被災者に提供する。

第17節 インフラ施設等の応急対策

概要

- ・インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

項目

第1 輸送関係施設の対策

第2 ライフライン関係施設の対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、農政課、 観光商工課、建設課、関係機関	(総務班、管財班、配給班、農政班、商工班、 土木建築班、給排水班、関係機関)

参考資料

第1 輸送関係施設の対策

1 道路施設（町、県の対策）

(1) 被害情報の収集

町、県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

ア 町、県は、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。

イ 県は、町等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報の把握に努める。必要に応じて消防防災ヘリコプターや災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）等の活用により災害情報収集の迅速化を図る。

また、収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 被害情報の伝達

ア 町は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 県は、道路の被災状況、国土交通省からの情報、県が実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

ウ 町、県は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

本章第9節・第3・2に準ずる。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

エ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 道路施設（関東地方整備局（宇都宮国道事務所）の対策）

(1) 被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡回、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

- ア 道路の被災状況を関東地方整備局、町、県等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- イ 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

- 1 (3) に準ずる。

3 道路施設（東日本高速道路（株）（東日本高速道路（株）関東支社）の対策）

(1) 被害情報の収集

高速道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡回等により次により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

- ア 各管理事務所、料金所、休憩施設に対して被害情報の伝達を行う。
- イ 必要に応じ町、県、関係機関等に連絡する。

(3) 応急措置

- ア 緊急措置

発災直後、直ちに高速道路の点検を実施し、必要と認められる場合は、通行を禁止、制限する。

イ 交通の確保

被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通の確保を図る。

4 道路施設（栃木県道路公社の対策）

(1) 被害情報の収集

有料道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡回により次により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

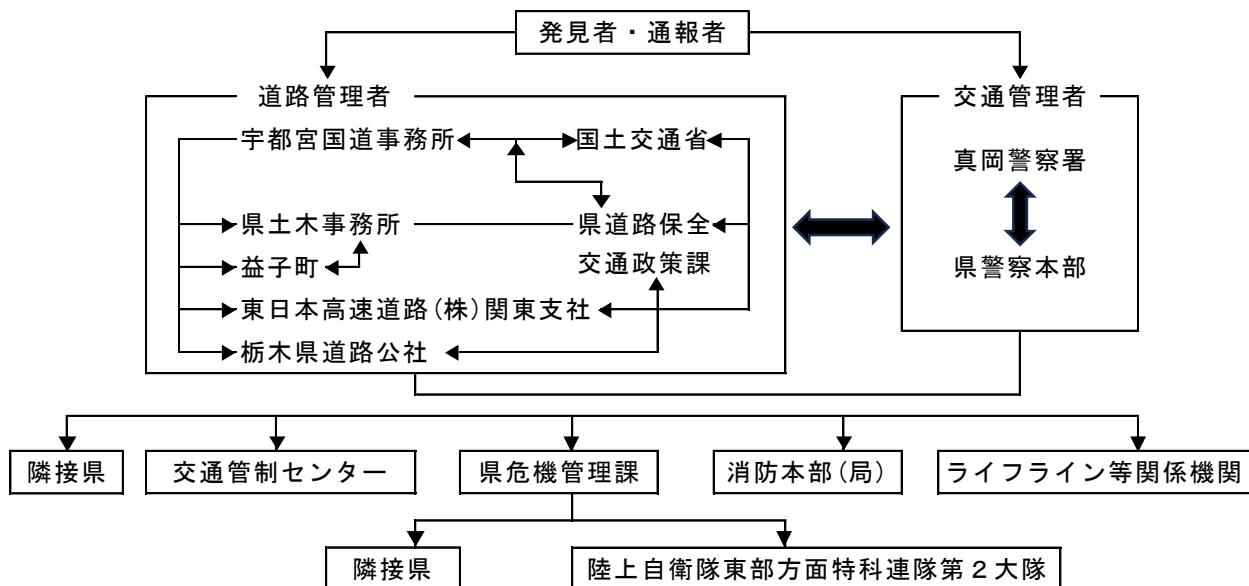
3 (2) に準ずる。

(3) 応急措置

3（3）に準ずるほか、交通規制、迂回路等の道路交通情報をテレビ、ラジオ等を活用して広報を行う。

〈道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉

町、県、関東地方整備局（宇都宮国道事務所）、東日本高速道路(株)関東支社、栃木県道路公社等の道路管理者は、大規模交通事故、道路上への建物・瓦礫の散乱、浸水などに迅速に対処できるよう、次のとおり災害応急対策を実施する。



5 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

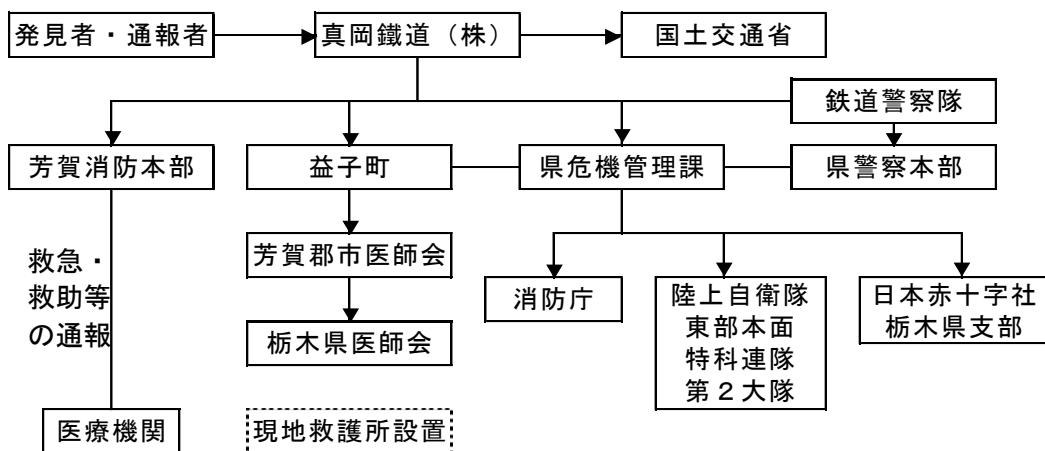
(1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急措置

火災・事故災害対策編第2部第3章に準ずる。

〈鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉



- (注) 1 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
2 町、県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 導水管及び送配水管の復旧

最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。なお、設置の際は、所管消防機関に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害時は、広報活動によりその開設場所を住民に知らせる。また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

町、県等の下水道管理者は、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

3 電力施設

(1) 東京電力パワーグリッド（株）は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

ア 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

イ 応急措置

(ア) 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド（株）は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

(イ) 電力の融通

東京電力パワーグリッド（株）は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

(ウ) 危険予防措置

県、県警察、町、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド（株）に対して送電の停止を要請する。同社は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

(エ) 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド（株）は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
第3章 応急対策

(オ) 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド（株）は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら応急工事を実施する。

(カ) 広報

東京電力パワーグリッド（株）は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧状況についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者の対応は、(1)に準ずる。

第18節 危険物施設等の応急対策

概要

- ・危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、町民くらし課、農政課、	(総務班、環境衛生班、農政班、商工班、
観光商工課、建設課	土木建築班、給排水班)

参考資料

消防法上の危険物、火薬類、LPGガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故灾害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

第19節 広報活動

概要

- ・住民に迅速かつ的確な情報を提供し社会的混乱を防ぐため住民ニーズに対応した広報活動を行う。

項目

第1 広報活動内容

第2 県の広報活動

第3 町から地域住民に対する広報活動

第4 その他の機関の広報活動

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課 (総務班、広報班)

参考資料

第1 広報活動内容

1 広報の内容

町、県、防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また、県は、発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にするものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

第2 県の広報活動

1 災害時の広報体制

県は、次により災害時の広報活動を実施する。

(1) 知事の呼びかけ

災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、テレビ、ラジオ等により、冷静な行動と応急対策等への協力に関する知事による呼びかけを行う。

(2) 災害情報等の提供窓口の一元化情報提供窓口の一元化を図る。

(3) 広報活動

各部局と連携して各種広報活動を実施するほか、記者発表に関する諸調整を行う。

(ア) 各種広報媒体を活用した、住民への災害情報や生活情報の提供

(イ) 報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整、プレスセンターの開設等

(4) 相互連絡体制の確立

町その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

2 住民に対する災害情報等の提供

(1) 報道機関への提供

ア 県は、収集した災害情報や県の応急対策等について、その都度速やかに「栃木県政記者クラブ」に提供する。特に、多くの住民の視聴が期待される県内の放送事業者との連携に努める。

なお、必要な場合、栃木県政記者クラブ非加盟の報道機関に対しても、同様の災害情報等を提供する。

イ 県は、迅速、的確な情報等の提供に資するため、必要に応じて県庁内に「プレスセンター」を開設する。

(2) ワンストップ相談窓口の開設

ア 県は、必要に応じて、「ワンストップ相談窓口」を設置し、各種情報に基づき、住民からの問い合わせ・相談等に対応するほか、併せて住民からの要望・苦情等を各部局・防災関係機関等に伝達し適切な対応に努める。

イ 「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、インターネットメール等の設備を確保する。

(3) 要配慮者等への配慮

ア 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 視聴覚障害者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、障害者に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段（点字・音声・拡大文字、手話・文字・I C T 機器など）を利用した情報提供に努める。

ウ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(4) 各種広報手段の活用

県は、住民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の手段を活用して広報活動を実施する。

なお、大規模災害時には、県ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3章 応急対策

切り替えて、緊急事態であることを強調する。また、アクセス集中に備え、当該サイトの通信回線の容量を十分に確保する。

- ア 被災地や避難場所等へ県有車両（放送設備を有する車両等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施
 - イ ヘリコプターによる情報収集や広報活動
 - ウ 避難所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等
 - エ 災害に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布
- なお、視聴覚障害者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付
- オ 新聞広告掲載
 - カ テレビ、ラジオ
 - キ ケーブルテレビ（コミュニティチャンネル）、テレビのデータ放送、電光掲示板等
 - ク ホームページやメール等
 - ケ アマチュア無線免許を保有する者の支援
 - コ ボランティアの協力

3 報道要請

町は、大規模災害が発生し、必要な場合には協定締結報道機関に対して次の事項の報道要請を行う。

- (1) 警報の発令・伝達、避難の指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

4 記録写真等の収集

町は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第3 町から地域住民に対する広報活動

町は、住民生活の混乱を防止するため、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、町防災行政無線等の個別伝達システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

第4 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、町、県その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

第20節 ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入

概要

- ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

項目

第1 ボランティアの受入・活動支援

第2 義援物資・義援金・寄附金の受入・配分

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、社会福祉協議会	(総務班、ボランティア班)

参考資料

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

町、県及び県社会福祉協議会、町社会福祉協議会は、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(1) 町及び町社会福祉協議会等の活動

町は、町地域防災計画に基づき、町社会福祉協議会等で組織し、ボランティアの受け入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなどの住民やボランティアへの周知を図る。

(2) 県社会福祉協議会等の活動

県社会福祉協議会は、町社会福祉協議会等を通して被災地のボランティアニーズの把握に努め、必要に応じて報道機関の協力を得ながら、ボランティア活動参加希望者等に対して広く情報発信を行う。また、県災害ボランティアセンターを設置し、町の災害ボランティアセンターの設置・運営の支援を行う。

(3) ボランティアとの協働による県内外からの避難者に対する支援体制の整備

他県から本県への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO法人、社会福祉協議

会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供などの支援を行う。

第2 義援物資・義援金・寄附金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

町、県は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所（広域物資拠点、地域物資拠点）において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資の需給調整と情報発信

町、県は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

町、県、日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、報道機関、義援金受付機関等

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、原則として町に対して配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

3 寄附金の受入れ

県は、「ふるさと納税」による寄附金の申出があった場合は受入れを行い、2の義援金や災害復興に係る経費等に充当する。

第21節 孤立集落の応急対策

概要

- ・道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、応急対策活動を実施する。

項目

- 第1 孤立実態の把握
- 第2 通信体制の確保
- 第3 生活必需物資の輸送
- 第4 道路の応急復旧

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、農政課、建設課、 消防団	(総務班、広報班、食糧供給班、土木建築班、 給排水班、消防団)
参考資料	

第1 孤立実態の把握

町及び県は、通信途絶の地域がある場合、必要に応じてヘリコプターを活用し、職員の現地派遣や災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第2 通信体制の確保

町及び県は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第3 生活必需物資の輸送

町及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送をヘリコプター、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第4 道路の応急復旧

町及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第22節 観光地の災害応急対策

概要

・観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になつた場合の救出活動や観光客の安全の確保について、町、国、県、関係機関が連携し、対応していく。

項目

第1 観光地での観光客の安全確保

第2 外国人旅行者の安全確保

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

観光商工課 (商工班)

参考資料

第1 観光地での観光客の安全確保

(1) 安全確保対策

- ア 町は、観光地での災害時の町、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- イ 観光地での災害時には、消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。
- ウ 消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- エ 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

第2 外国人旅行者の安全確保

(1) 安全確保対策

- ア 町は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。
- イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

概要

- ・現状復旧又は更に強い県土づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

項目

第1 基本的方向の決定

第2 計画的復興の推進

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、建設課 (総務班、広報班、土木建築班)

参考資料

第1 基本的方向の決定

(1) 実施体制

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

町及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

県（総合政策部）は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、町を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。町においても、同様の復興体制の整備を行うものとする。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、県は国の復興基本方針に則して都道府県復興方針を、町にあっては、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

3 都市復興計画

町及び県による都市復興計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、市街地開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能

の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

(ア) 河川の治水安全度の向上

(イ) 土砂災害に対する安全性の確保

(ウ) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備

(エ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(オ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(カ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 新たなまちづくりの展望、作成の手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

第2節 住民生活の早期再建

概要

- ・住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。

項目

- 第1 被災者のための相談、支援
- 第2 罹災証明書の発行
- 第3 住宅対策
- 第4 雇用の確保、安定
- 第5 応急金融対策
- 第6 租税の減免等の措置
- 第7 生活関連物資対策
- 第8 農作物等災害助成
- 第9 被災者生活再建支援制度
- 第10 栃木県被災者生活再建支援制度
- 第11 融資・貸付・その他資金等の支援
- 第12 被災者への制度の周知

実施機関

- | | |
|---|---------------------------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、総合政策課、福祉子育て課、
高齢者支援課、農政課、観光商工課、
建設課 | (総務班、財務班、福祉班、農政班、商工班、
土木建築班) |

参考資料

第1 被災者のための相談、支援

町、県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。

また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整えるものとする。さらに、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

第2 罹災証明書の発行

町は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該町と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

第3 住宅対策

県は、栃木県森林組合連合会、栃木県木材業協同組合連合会と製材品の在庫量や供給体制について調整を行い、住宅復旧用木材の確保に努める。

また、県は、関係機関、町の協力を得て、被災者に対して民間賃貸住宅に関する情報を提供する。

第4 雇用の確保、安定

栃木労働局長は、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

1 離職者の早期再就職の促進

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

- (1) 被災者のための臨時職業相談の実施
- (2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施
- (3) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)」（以下「激甚災害法」という。）第 25 条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、基本手当を支給するものとする。

3 労働保険料の納付に関する特例措置

労働局の労働保険特別会計歳入徴収官は、必要があると認めるときは、災害により、労働保険料を所定の期限までに納付できない事業主等に対し、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第5 応急金融対策

財務省宇都宮財務事務所長は、被災地の災害の実情、資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関、団体と連携し必要と認められる範囲内で、次の措置を運用する。

1 金融に関する措置

- (1) 民間金融機関に対して、災害の状況、応急資金の需要等により、融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した的確な措置をとるよう要請する。
- (2) 民間金融機関に対して、預金通帳、届出印鑑等を焼失や流失した預貯金者に、罹災証明書の呈示、その他実情に即する簡易な確認方法で払戻しの利便を図ることを要請する。
また、やむを得ない事情と認める被災者に、定期預金、定期積金、相互掛金等の中途解約や当該預貯金等を担保とした貸出しに応じる等の措置を要請する。
- (3) 民間金融機関に対して、災害時の手形交換、不渡処分や休日営業、時間外営業について考慮することを要請する。
- (4) 生命保険金、損害保険金の支払いは、できる限り迅速に支払うよう配慮し、保険料の払込みは、契約者のり災状況に応じて猶予期間の延長を行う等の措置を要請する。
- (5) 民間金融機関に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

2 証券に関する措置

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を要請する。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力を要請する。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を要請する。
- (4) 証券会社等に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮するよう要請する。

第6 租税の減免等の措置

県は、災害の状況に応じて地方税法、栃木県県税条例の規定に基づき、県税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

1 期限の延長（県税条例第13条）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

(1) 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日（災害のやんだ日から2月以内）を指定して、県が一括的に期限を延長する。

(2) 個別申請

(1)の場合を除き、個別的事例や狭い範囲内の事例については、納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2並びに県税条例第17条の2及び第17条の3）

災害により県税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

納税緩和措置	対象となる税
減免	法人町民税（県税条例第36条） 法人事業税（県税条例第61条） 個人事業税（県税条例第67条） 不動産取得税（県税条例第84条、第85条） 自動車税環境性能割（県税条例第105条の8） 軽油引取税（県税条例第102条の28） 自動車税種別割（県税条例第114条） 鉱区税（県税条例第126条） 固定資産税（県税条例第133条） 狩猟税（県税条例第168条）
納入義務免除	軽油引取税（地方税法第144条の30）
税額控除	県たばこ税（地方税法第74条の14）

4 国税、町税等の特例措置

国、町は、災害の状況に応じて、法令に基づき国税、町税等の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

第7 生活関連物資対策

県は、生活関連物資の供給・価格の安定のための対策を実施する。

1 需給・価格動向調査の実施

必要があると認めるときは、職員等により需給・価格動向調査を実施し、当該物資を供給する事業者に対し必要な措置をとるよう協力を要請する。

2 特別調査の実施

生活関連物資が著しく不足又は不足するおそれがある場合、その価格が著しく上昇又は上昇するおそれがある場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定し（指定物資）、需給の状況、価格上昇の原因その他必要な事項について調査する。

3 事業者に対する措置勧告

特別調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認められるときは、事業者に対し指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要な措置を勧告する。

4 価格等の情報提供と消費者啓発

上記1から3の結果を必要に応じて住民に情報提供するとともに、冷静かつ賢明な消費行動を確保するよう啓発に努める。

5 国に対する措置要請

生活関連物資が著しく不足又はそのおそれがある場合、その価格が著しく上昇又はそのおそれがある場合で、買い占めや売り惜しみが行われ、又はそのおそれがあるときは、国に対して「国民生活安定緊急措置法」や「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等関連法令の発動を要請する。

第8 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県は町に対し基準の範囲で、次の助成を行う。

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病害虫防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1／2以内
	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1／2以内
	果樹桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	1／2以内
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費 補助	農作物、きのこ類に係る 農作物育成管理用施設等	70%以上	

第9 被災者生活再建支援制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの町において（1）又は（2）に規定する被害が発生している場合で、その他の町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (5) 本県に隣接する都道府県で（3）又は（4）に規定する被害が発生している場合で、（1）から（3）に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (6) （3）又は（4）に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の町に限る。人口5万人未満の町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)
- (5) 居住する住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯

(中規模半壊世帯)

3 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位:万円)

	世帯 人員	合計支給 限度額	基礎 支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体 ・長期避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50
中規模半壊	単数	75	—	75	37.5	18.75
	複数	100	—	100	50	25

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

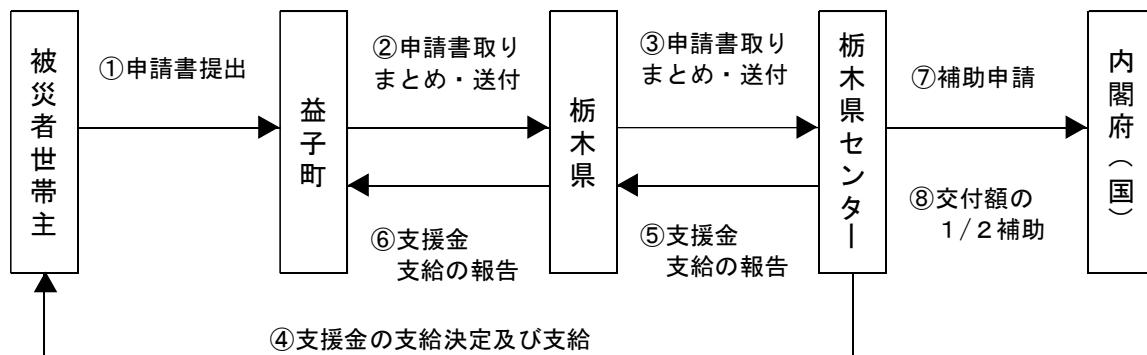
※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

【支援金支給事務手続】



第10 栃木県被災者生活再建支援制度

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害を対象とし、同法と同一の支援金を被災世帯に支給する。

【支援金支給事務手続】



第1 1 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災した住民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。

第1 2 被災者への制度の周知

町、県及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報誌、チラシ
- (3) 防災行政無線、優先ラジオ放送、CATV
- (4) 町、県及び関係機関等のホームページ

第3節 インフラ施設等の早期復旧

概要

- ・インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を調査把握し、復旧事業を実施する。

項目

- 第1 迅速な原状復旧
- 第2 災害復旧事業の種別
- 第3 災害復旧事業実施方針
- 第4 激甚災害の指定に関する計画

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
建設課、総務課	(土木建設班、総務班)

参考資料

第1 迅速な原状復旧

町、県その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災害復旧	事業名	関係省庁	県担当課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）		国土交通省	河川課 砂防水資源課・河川課
(1) 河川		国土交通省	森林整備課
(2) 砂防設備		農林水産省	砂防水資源課・河川課
(3) 林地荒廃防止施設		国土交通省	農地整備課
(4) 地すべり防止施設		農林水産省	森林整備課
(5) 急傾斜地崩壊防止施設		国土交通省	砂防水資源課・河川課
(6) 道路		国土交通省	道路保全課・河川課
(7) 下水道		国土交通省	都市整備課・河川課
(8) 公園		国土交通省	都市整備課・河川課

2 農林業施設等災害復旧事業（農林業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地整備課 林業木材産業課・森林整備課 環境森林部・農政部
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚災害法） (3) 公立社会教育施設（激甚災害法） (4) 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	施設課 文書学事課・こども政策課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化財課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課・健康増進課 ・感染症対策課・障害福祉課・生活衛生課・薬務課
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課・こども政策課・高齢対策課・障害福祉課
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	資源循環推進課
7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省	医療政策課・医療政策課
8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	生活衛生課
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） (1) 街路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 淚水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市整備課・都市整備課 都市整備課 都市整備課
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	住宅課・住宅課 住宅課
11 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特） (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課

12 その他の災害復旧事業等 (1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 (3) その他の復旧作業	国土交通省 国土交通省 (関係省庁)	交通政策課 (各事業所管課) (関係課)
---	--------------------------	----------------------------

第3 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう町を通じて指導する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

(1) 県

ア 各部局は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害（本激）、局地激甚災害（局激）の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

イ 関係各部は、激甚災害法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

(2) 町

県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けるべきと判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

（適用対象となる復旧事業等）

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
- ・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（法第5条）
- ・農林業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

- ・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（法第12条）
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ・森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
- ・罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例（法第22条）
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

震災対策編

第1章 総則

第1節 本県の地形・地質・活断層

概要

- ・地質、断層の状況等の特性からみた本県の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

項目

第1 本町周辺の地形と地質の概要

第2 活断層

参考資料

第1 本町周辺の地形と地質の概要

地形・地質の特徴から、栃木県を5つの地域に分類したとき、本町は「八溝山地」と「中央低地」の二つの地質の影響を受けている。これらの概要を解説する。

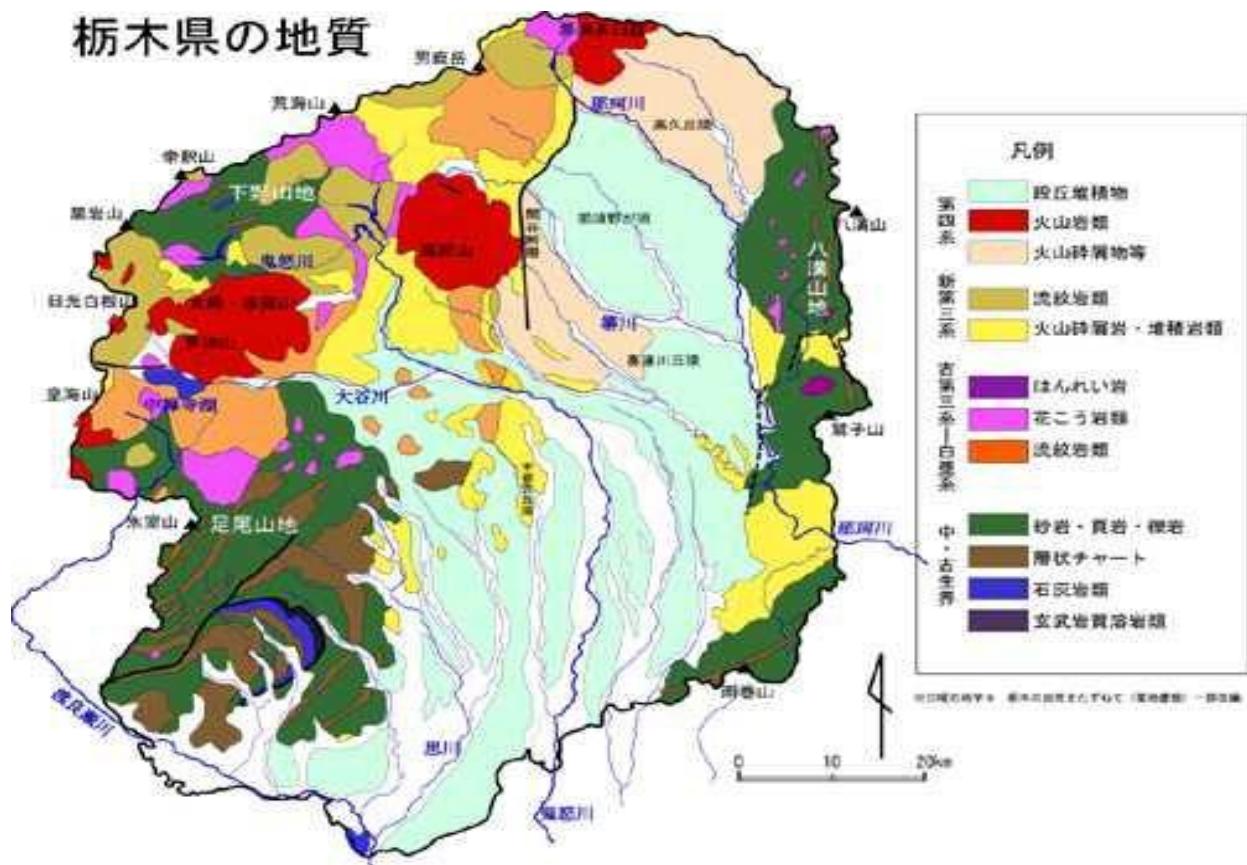
1 八溝山地

八溝山地は県東部の福島県・茨城県境に位置し、標高1,022mの八溝山を主峰とし、南方に行くに従い順次低くなっていく。これらの山地は主に中・古生界のチャート、頁岩、砂岩などからなり、地下には花崗岩類が広く伏在している。八溝山地西縁には新第三紀の堆積岩類が広く分布している。これらは緩い西傾斜の単斜構造をなし、複雑な構造運動の跡は見られない。

2 中央低地

中央低地は北から高久丘陵、那須野が原、喜連川丘陵、宇都宮付近の段丘地形、県南の関東平野へと移行する。高久丘陵は那須火山の山麓部にあたり、那須火山噴出物などで構成されている。那須野が原は那珂川と簗川に挟まれた地域で、これらの水系の扇状地堆積物よりなる。喜連川丘陵は高原火山南東斜面にはじまり、矢板、喜連川を経て益子付近まで達している。主に礫層や火碎流堆積物よりなる。県央部の鬼怒川水系流域では、河川の浸食によって段丘が形成され、面の上にはローム層が堆積している。宇都宮付近の段丘は上に重なるローム層によって宝積寺面、宝木面、田原面、絹島面などに区分されている。これらは鬼怒川水系に沿って県南部まで続き、関東平野に移化していく。

一般に新しい時代の堆積層は未固結で軟弱であるため、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。県中央部の低地は沖積層が厚く堆積しており、同時に人口の集中する地域である。また山間地域では斜面の崩壊や土石流の発生が懸念され、旧河川跡や水田跡など地盤の軟弱な地域では、地域が限定された地盤の液状化現象が発生するおそれがある。



栃木県地域防災計画より引用

第2 活断層

1 本県、本町周辺の活断層の状況

(1) 主要活断層の状況

国は、大地震を引き起こした場合に社会的、経済的に与える影響が大きい断層又は断層帯を主要114断層帯として選定し、本県においては関谷断層及び大久保断層が位置づけられている。いずれも本町からは相応の距離がある。

(2) 関谷断層の状況

関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島ー栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。

政府地震調査研究推進本部による30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%とされており、発生した際の最大マグニチュードは7.5程度とされている。

(3) 大久保断層の状況

大久保断層は、群馬県前橋市、桐生市、みどり市から足利市にかけて西北西ー東南東方向に分布する断層である。

政府地震調査研究推進本部による30年以内の地震発生確率は、0.6%とされており、発生した際の最大マグニチュードは7.0程度以上とされている。

第2節 本県の主な地震活動

概要

・本県における地震の発生状況、本県を取り巻く地震環境、過去に本県に被害をもたらした地震及び本県周辺で起こる主な地震の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

項目

第1 本県を取り巻く地震活動

第2 本県に被害をもたらした主な地震

参考資料

第1 本県を取り巻く地震活動

1 足尾付近での地震活動

日光・足尾地域から群馬県との県境にかけての地域で、定常的に地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅い所に見られる活動の中では最も活発である。この地域には火山もいくつかあるが、地震活動との関係についてはつきりしたことはまだ分かっていない。ほとんどは小規模であるが、マグニチュード6クラスの地震も稀に発生する。

2 茨城県南西部での地震活動

茨城県南西部では、定常的に地震活動が活発であり、やや深いところ（50km前後）ではマグニチュード5～6程度の地震が数年に1回の割合で発生している。平成8年には、本県でも震度5弱を記録し、軽傷者1名、住家の一部破損47棟の被害にあった。また、東北地方太平洋沖地震以降は更に活動が活発な状態となっており、注意が必要である。

3 東海地震

駿河湾沖においては、1854年の安政東海地震から約150年以上大地震が発生していないため、マグニチュード8クラスの大地震がいつ発生してもおかしくないと見られている。

そのため、国は、地震防災対策強化地域の指定など様々な対策を行っているが、国の震度予測(H13.12.18)において本県は震度6弱以上が発生すると予測される地域はなく、強化地域に指定されている町はない。

4 南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。

前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震(1944年)及び昭和南海地震(1946年)）が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

国（中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）の想定(H24.8.29)している。

最大規模の地震（モーメントマグニチュード9.1）が発生した場合、県内に震度6弱以上の地域は発生しない。

第2 本県に被害をもたらした主な地震

1から6までの参考文献：宇佐美龍夫編「新編日本地震被害総覧」から

1 弘仁地震（818（弘仁9）年8月）

マグニチュード7.5以上（推定）。相模（神奈川県）、武藏（東京都、埼玉県）、下総（千葉県北部）、常陸（茨城県）、上野（群馬県）、下野（栃木県）に被害を及ぼした内陸型地震と考えられている。関東一円で山崩れが続発して谷を埋めること数里に及び、農民多数が圧死した。

2 岩代・下野地震（1659（万治2）年4月21日）

マグニチュード6.3/4～7.0。福島県との県境付近で発生したと考えられるこの地震により、県北部を中心に被害が生じ、塙原温泉一村（約80戸）がほとんど土砂に埋まり、死者が多数発生した。那須でも100余棟が倒壊し、死者数10人、負傷者数名が発生した。

3 日光地震（1683（天和3）年（1）6月17日、（2）6月18日、（3）10月20日）

- (1) マグニチュード6.0～6.5。1683年4月頃から日光付近で群発性の地震が続き、6月17日には37回の地震があり、辰の刻に大地震発生。また卯の刻から子の刻まで地震89回発生。東照宮・大歓廟・慈眼堂等の石の宝塔の九輪が転落し、石垣が多く崩れ、天狗堂、仏岩、赤薙山及びその北方の山が崩れる。
- (2) マグニチュード6.5～7.0。卯の刻から辰の刻まで地震7回。巳の下刻に大地震発生。御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石灯籠は全て倒れる。東照宮・大歓廟の宝塔の笠石等が破損。卯の上刻から夜中まで地震196回発生。
- (3) マグニチュード7.0。下野三依川五十里村で発生した山崩れにより、川が塞がれ、湖が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川、稻荷川の水が流れなくなった。1～2日で地震760回余、また1日から毎日まで地震1,400回余発生。
- なお、①～③の地震は、関谷断層で発生した可能性が指摘されている。

（「なお、」以降は地震調査研究推進本部ホームページから）

4 宝永地震（1707（宝永4）年10月28日）

マグニチュード8.4。わが国最大級の地震のひとつ。この地震による被害は文献によってかなりの差があり全体としての被害はつかみづらいが、家屋倒壊地域は、駿河中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山・出雲・三原・筑紫に及び、津波は、伊豆半島から九州に至る太平洋沖沿岸及び大阪湾、八丈島等を襲い、土佐で最大の被害を出している。また、この年の11月23日富士山が大爆発し、宝永火口を作った。

県内では、芳賀郡小貫村（現茂木町）で1月から12月までの間に37回の地震があったことが記録された。さらに富士山の噴火に際しては、震動や降灰も観測された。

（「県内では、」以降は栃木県立文書館寄託文書から）

5 関東大震災（1923（大正12）年9月1日）

マグニチュード7.9。相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。全国での最大震度6（当時は6までしかなかったが、一部地域では現在の7相当と推定）。被害は、東京・神奈川を中心として、死者99,331名、行方不明者43,476名、負傷者103,733名の人的被害が発生した。

県内での震度は最大で5とされており、負傷者3名、家屋全壊16棟、半壊2棟の被害が発生。

6 今市地震（1949（昭和24）年12月26日（1）8時17分、（2）8時24分）

ほぼ同程度の規模（（1）マグニチュード6.2、（2）マグニチュード6.4）の地震が約8分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶴鳴山付近。最大震度は今市付近で6相当。死者10名、負傷者163名の人的被害、全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟の住家被害が発生。建物被害は木造に比較的少なく石造及び貼石木構造の倉などに多い傾向を示し、また大小さまざまな山崩れが生じた。地震の数日あるいは数か月前から地鳴りがあったといわれる。余震は多く、12月26日から翌年1月25日にかけて、有感79回、無感1,534回観測。

7 東北地方太平洋沖地震（2011（平成23）年3月11日）

マグニチュード9.0。牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約400km、幅約200kmに及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。東日本を中心に、死者19,418名、行方不明者2,592名、負傷者6,220名の人的被害、全壊121,809戸、半壊278,496戸の住家被害が発生。

県内では最大震度6強（宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町）が観測され、死者4名、負傷者133名の人的被害、全壊261棟、半壊2,118棟の住家被害が発生。（平成29（2017）年9月1日現在）

第3節 地震被害想定

概要

- 総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、栃木県に最も甚大な被害をもたらす地震等を想定し、その場合の被害想定を行った。

項目

第1 県内最大の被害を及ぼす地震の想定

第2 被害想定結果

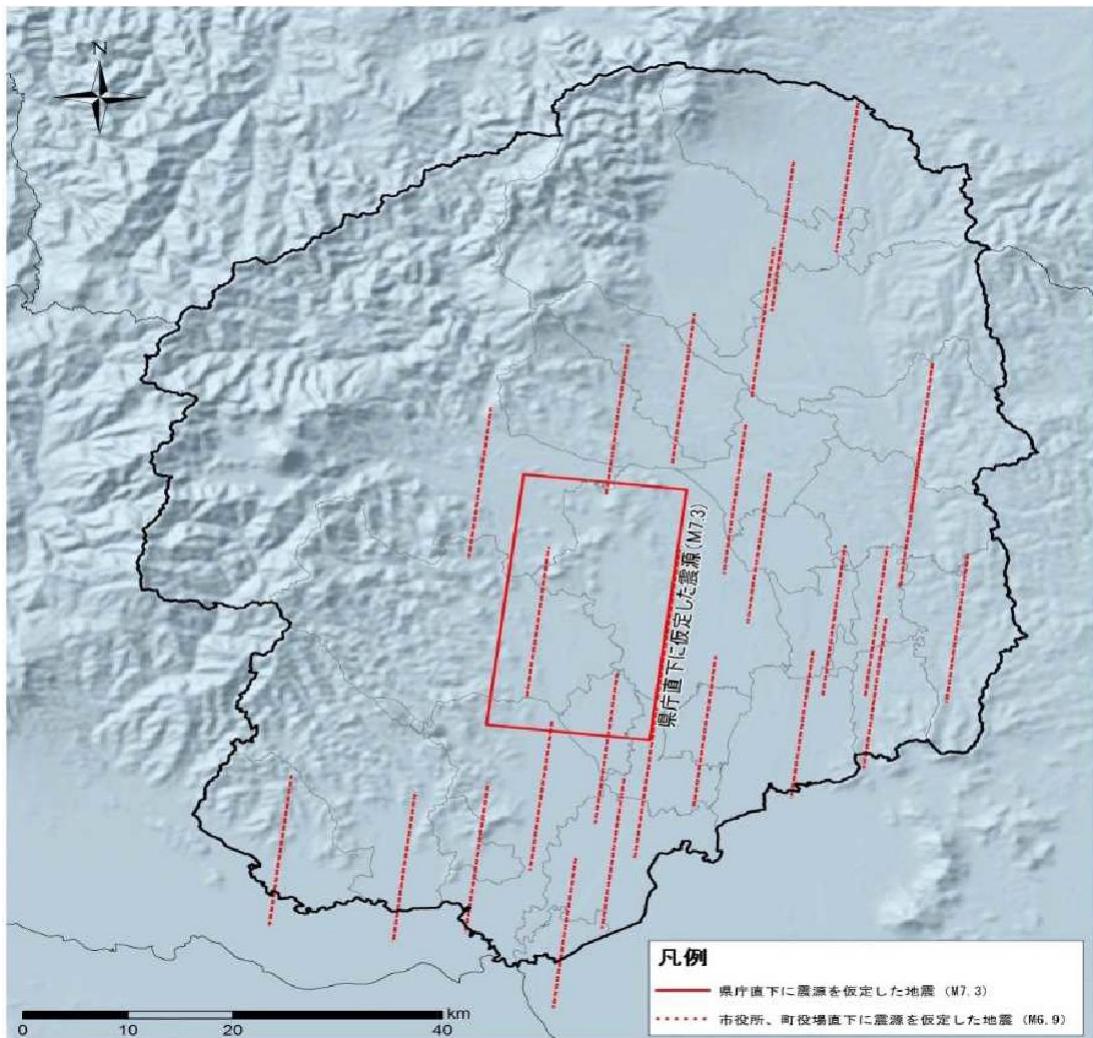
参考資料

第1 県内最大の被害を及ぼす地震の想定

1 地震規模、震源等の設定

栃木県に最も甚大な被害をもたらす地震を考慮し、人口が最も集中する宇都宮市の県庁直下にマグニチュード7.3の震源を設定した。

想定地震名	地震規模	断層長さ	震源深さ
想定県庁直下地震	M7.3	約30 km	約15 km



※ 栃木県内において宇都宮市で大地震が発生しやすいということではない。

※ 地震の規模は、地表に活断層が認められていない地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年 M7.3）を参考とした。

2 発災ケース（季節・時刻）

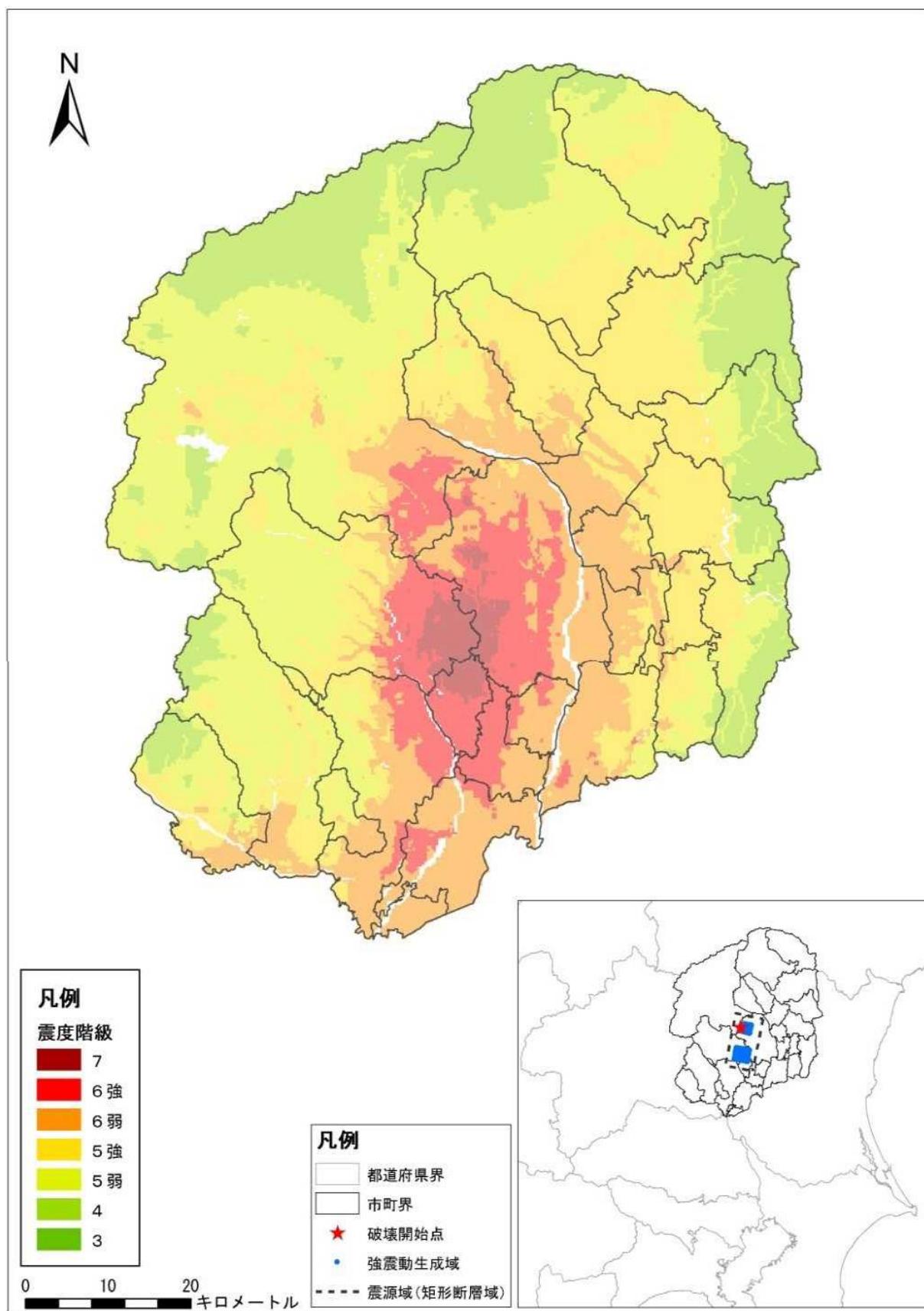
地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なるため、以下の3つのケース（季節・時刻）の被害を予測した。

- ①冬深夜・・・・多くが自宅で就寝中のため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。
- ②夏12時・・・・オフィスや繁華街等に多数の滞留者がおり、自宅外で被災する場合が多い。
木造建物の滞留人口は、最も少ない時間帯で建物倒壊による死者は比較的少ない。
- ③冬18時・・・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

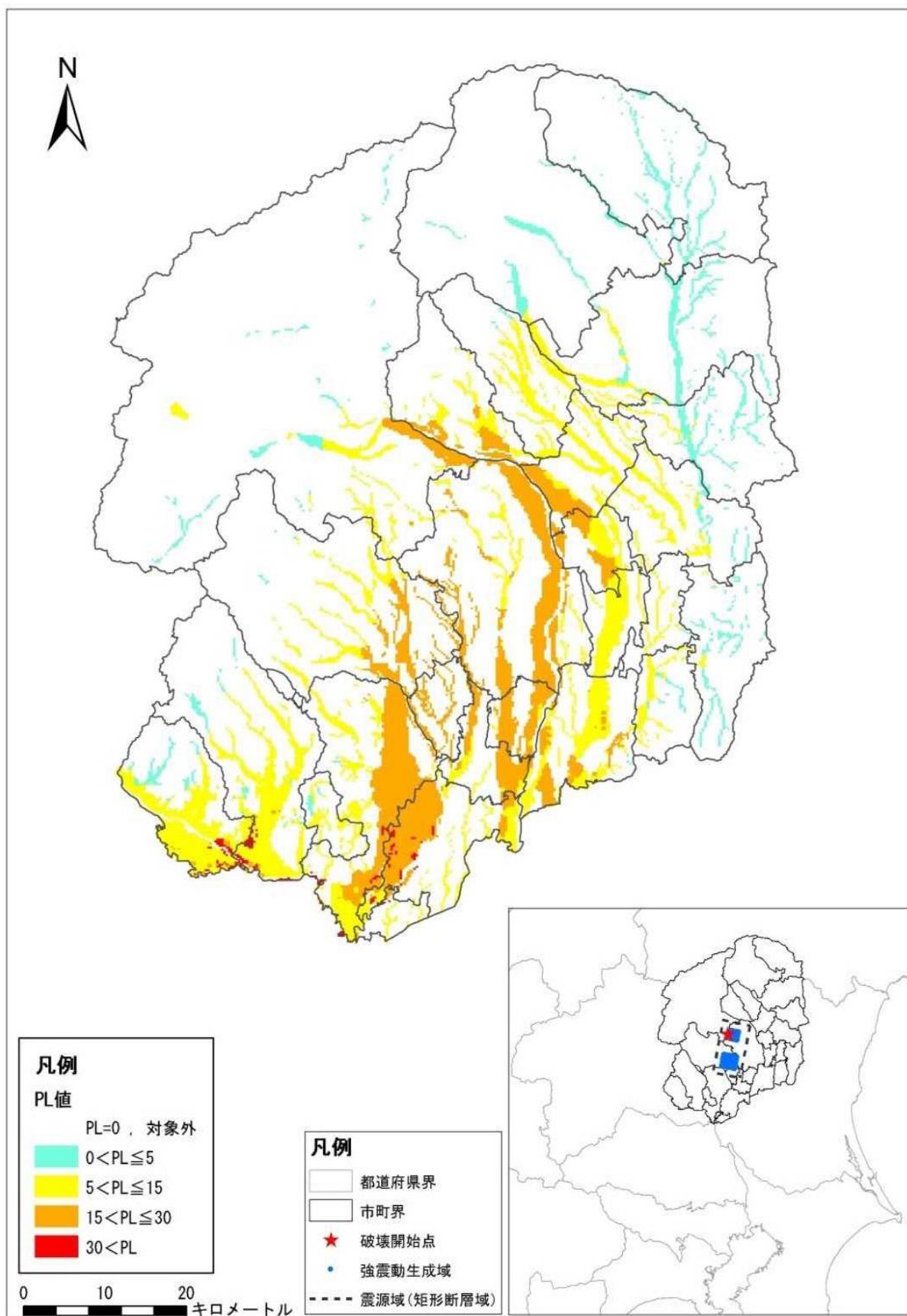
第2 被害想定結果

本調査は平成25（2013）年度に実施し、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について次のとおり予測した。

○県庁直下地震M 7.3の震度分布図



○県庁直下地震M 7. 3の液状化危険度



震災対策編
第1章 総則

○県庁直下地震M7.3発生時の本町の被害想定

(1) 建物被害

(単位：棟)

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災※	合計
	5	4	0	0	8

※ 冬・夕方18時；10m/s

注：小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(2) 人的被害※

(単位：人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	0	0	0	0
負傷者数	21	0	0	21
(うち重傷者数)	0	0	0	0

※ 冬・深夜；10m/s

注：小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(3) ライフライン被害(直後)

上水道被害（断水人口）	1,229人
下水道被害（支障人口）	782人
電力被害（停電軒数）	9軒
通信被害（固定電話不通回線数）	8回線

(4) 避難者数(当日・1日後)

(単位：人)

避難所避難者	避難行動要支援者	避難所外避難者	帰宅困難者	滞留者
46	7	31	2,422	932

(5) 経済被害（直接被害）

(単位：億円)

建物資産等	ライフライン交通施設等	災害廃棄物
24	43	0.2

第2章 予防

第1節 防災意識の高揚

概要

- ・住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

項目

- 第1 住民の防災意識の高揚
- 第2 児童生徒及び教職員に対する防災教育
- 第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育
- 第4 職員に対する防災教育
- 第5 防災に関する調査研究等
- 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
- 第7 言い伝えや教訓の継承
- 第8 県職員及び町職員向け災害救助法等の研修の実施

実施機関

- 通常時 (災対本部体制下)
総務課、総合政策課、福祉子育て課、(総務班、広報班、学校教育班、ボランティア班)
学校教育課、生涯学習課、
社会福祉協議会

参考資料

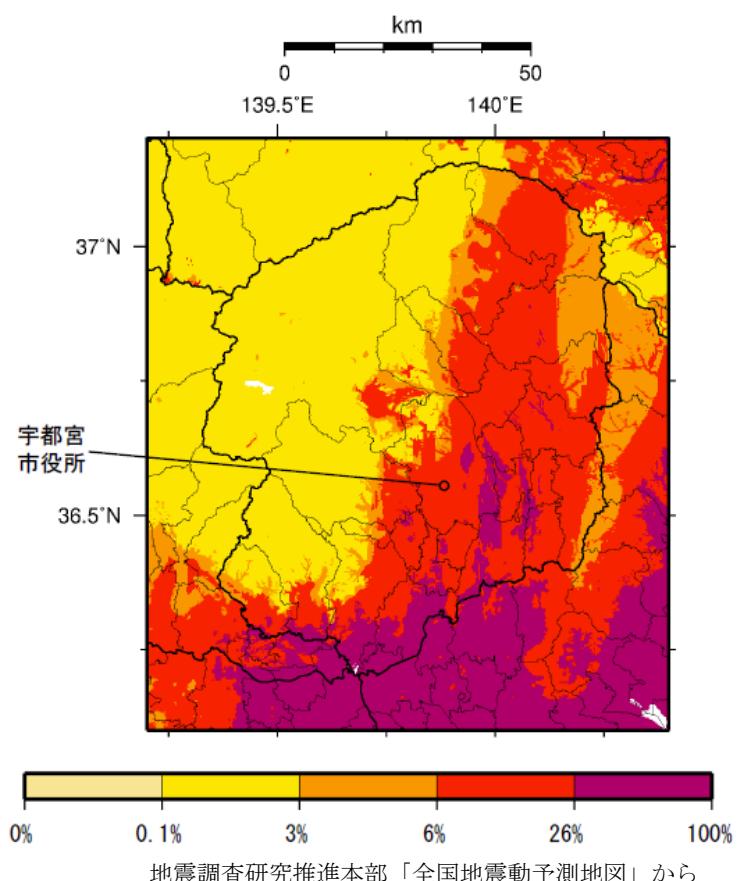
第1 住民の防災意識の高揚

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第1に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

1 自主防災思想の普及、徹底

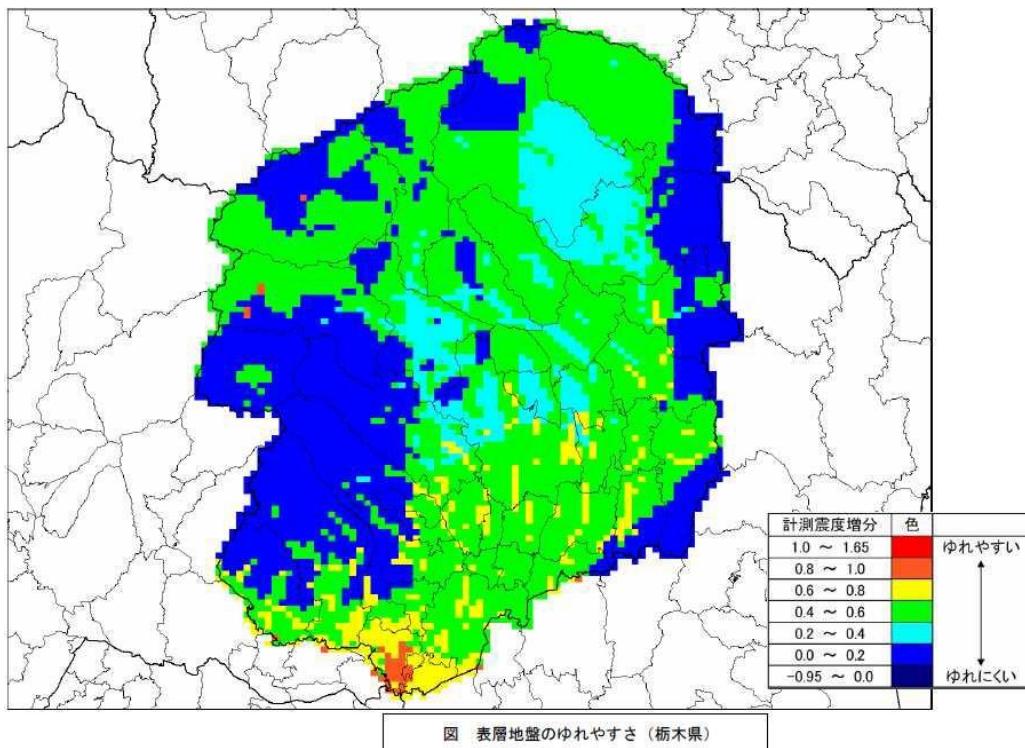
(1) 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図」によれば、町内のはとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「6%～26%」とされ、一部では「26%～100%」と評価されていることから、住民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておく必要がある。



(2) 地盤の揺れやすさ

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）によれば、栃木県では、本村を含む山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地ではゆれやすくなっている。



2 防災知識の普及啓発推進

(1) 普及啓発活動

ア 住民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページの「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、総務省消防庁ホームページの「地震に自信を」を活用する。

ウ 消防団員、地域防災活動推進員等による防災普及啓発活動の促進

家具の転倒防止、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動の普及を図る。

(2) 啓発強化期間

- 春季全国火災予防運動実施週間（3月1日～3月7日）
- 秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）

第2 児童生徒及び教職員に対する防災教育
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第2に準ずる。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第3に準ずる。

第4 職員に対する防災教育
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第4に準ずる。

第5 防災に関する調査研究等
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第5に準ずる。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第6に準ずる。

第7 言い伝えや教訓の継承
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第8に準ずる。

第8 県職員及び町職員向け災害救助法等の研修の実施
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第9に準ずる。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

概要

- ・自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

項目

- 第1 現状と課題
- 第2 個人・企業等における対策
- 第3 自主防災組織の育成・強化
- 第4 消防団の活性化の推進
- 第5 女性防火クラブの育成・強化
- 第6 災害関係ボランティアの環境整備
- 第7 人的ネットワークづくりの推進
- 第8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

実施機関

- 通常時 (災対本部体制下)
総務課、福祉子育て課、高齢者支援課、
建設課、消防団 (総務班、ボランティア班、消防団)

参考資料

第1 現状と課題

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第1に準ずる。

第2 個人・企業等における対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第2に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

1 住民が行う主な災害対策

- (1) 防災に関する知識の取得
 - ・震度、マグニチュード等の知識
 - ・過去に発生した地震被害状況
 - ・緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

- (2) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

第3 自主防災組織の育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第3に準ずる。

第4 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第4に準ずる。

第5 女性防火クラブの育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第5に準ずる。

第6 災害関係ボランティアの環境整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第6に準ずる。

1 専門ボランティア

- (1) 震災建築物応急危険度判定士
栃木県震災建築物応急危険度判定協議会において、震災建築物応急危険度判定士への連絡網の整備など、震災建築物応急危険度判定実施体制の整備を図る。
- (2) 被災宅地危険度判定士
- (3) 山地防災ヘルパー及び砂防ボランティア
- (4) 農村災害復旧専門技術者
- (5) 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソン

第7 人的ネットワークづくりの推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第7に準ずる。

第8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第8に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第3節（P39）

その他、町は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

なお、震災対策の総合防災訓練には、消火訓練及び土砂災害にかかる防災訓練を追加する。

第4節 避難行動要支援者対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第4節（P42）

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第5節（P50）

なお、「被災宅地危険度判定」は「震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定」と読み替える。

第6節 震災に強いまちづくり

概要

- ・防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

項目

- 第1 震災に強いまちづくり
- 第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施
- 第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

実施機関

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、総合政策課、市民くらし課、農政課、観光商工課、建設課 | (総務班、建設班、商工班) |

参考資料

第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第2の1に準ずる。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 市街地開発事業等の推進による防災まちづくり

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の2(1)に準ずる。

(2) 防災機能を有する施設の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第2の2に準ずる。また、震災対策においては、特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。なお、施設については、本章第17節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

(3) 火災に強い都市構造の形成

町、県等の関係機関は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用の誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

(4) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第4節第4のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第3に準ずる。

4 火災延焼防止のための緑地整備

町及び県は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強

い緑づくりを推進する。

5 分散型エネルギーの導入拡大

町は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコーポレーティブ・ソーシャル・エコノミー等の導入拡大による電力自給率の向上を図る

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

地震に起因する崖崩れ、山崩れ等を防ぐため、水害・竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第2に準じて、実施する。

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県、県警察、町及び消防本部（局）は、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備を行い、震災に強い県土づくりを推進する。

第7節 地盤災害予防対策

概要

- ・土砂災害、宅地造成地災害、軟弱地盤に係る計画的な予防対策及び被災宅地危険度判定制度の整備を実施する。

項目

第1 斜面崩壊防止対策等の推進

第2 宅地造成地災害防止対策等

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

第4 軟弱地盤対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、市民くらし課、 (総務班、環境衛生班、土木建設班)

農政課、建設課

参考資料

第1 斜面崩壊防止対策等の推進

地震に起因する土砂災害から、住民の生命・財産を保護するため、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節及び第7節のとおり、国の各所管省庁及び県は、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の適切なハード対策を推進するとともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施する。

第2 宅地造成地災害防止対策等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第7節第3に準ずる。なお、「豪雨・長雨等」は「地震」と読み替える。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

1 大規模盛土造成地

県は、公表した大規模盛土造成地について、町と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第7節第3に準ずる。

第4 軟弱地盤対策

町、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

1 宅地造成に係る液状化対策について

県は、町が実施する液状化マップ作成・公表に向けた取組が円滑に進められるよう支援を行う。

第8節 農林業関係災害予防対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第9節（P61）

第9節 地震情報の観測・収集・伝達体制の整備

概要

- ・地震観測体制等の適切な整備を図るとともに、各地震情報に対する住民への普及・啓発に努める。

項目

第1 宇都宮地方気象台の対策

第2 県の対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、関係機関	(総務班、関係機関)

参考資料

第1 宇都宮地方気象台の対策

1 観測及び情報伝達システム

宇都宮地方気象台は、気象庁が設置している計測震度計に対し、適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行う。また、県及び関係機関に地震情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行っており、必要がある場合は、改善に努める。

2 緊急地震速報の普及・啓発

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について住民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

3 「南海トラフ地震に関連する情報」の普及

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行うことから、発表時の住民等の防災対応について普及啓発に努める。

第2 県の対策

1 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、県内各地の地震情報（検出時刻、計測震度、震度階級、最大加速度等）をリアルタイムに把握し、その情報を基に被害が予想される地域、規模等の推定を行うことにより、早期の応急対策を実施する体制を確立するため、「栃木県震度情報ネットワークシステム」の適切な維持管理に努める。

また、計測震度計の設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行うとともに、非常電源の確保や通信回線の強化など、災害時に確実な運用が図れるよう、周辺設備の環境整備に努める。

2 緊急地震速報伝達体制の整備

県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

第10節 防災行政ネットワーク等の整備

概要

- ・関係機関と連携した防災行政ネットワークの整備を図る。また、地域住民への伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。

項目

第1 現状と課題

第2 県の対策

第3 町・消防本部（局）の対策

第4 県警察の対策

第5 電信電話機関の対策

第6 放送機関の対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、関係機関 (総務班、関係機関)

参考資料

第1 現状と課題

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節第1に準ずる。また、震災対策については、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災においては、停電や輻輳により公衆回線が使用不能となったが、非常用電源設備を備え、電源を二重化していた「栃木県防災行政ネットワーク」においては県と関係機関相互の通信は確保された。

第2 県の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節第2に準ずる。

第3 町・消防本部（局）の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節第3に準ずる。

第4 県警察の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節第4に準ずる。

第5 電信電話機関の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節第5に準ずる。

第6 放送機関の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節第6に準ずる。

第11節 避難体制の整備

概要

- ・避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を住民に周知する。

項目

第1 帰宅困難者対策

第2 県外避難者受入対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、福祉子育て課、
高齢者支援課、建設課、学校教育課、
(総務班、広報班、福祉班、学校教育班、
関係機関)

生涯学習課、関係機関

参考資料

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節に準ずる。また、震災対策においては東日本大震災の経験を踏まえるほか、次の事項を併せて実施する。

第1 帰宅困難者対策

1 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県、県警察、町、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、県主宰の「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

2 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

(1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

(2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

(3) 住民等への周知

町及び県は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知するとともに、(1) (2) の取組について企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努め

る。一時滞在施設としては、町所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

町は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、（一社）栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、町に対して必要な支援を行う。

5 徒歩帰宅者への支援

県は、徒歩帰宅者等へ水やトイレ、災害情報等を提供する災害時帰宅支援ステーションの確保のため民間施設と協定を締結するほか、徒歩帰宅者の支援体制を整備する。

6 外国人への支援

町は、各町の国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

県及び（公財）栃木県国際交流協会は、町及び各町の国際交流協会に対して必要な支援を行う。

第2 県外避難者受入対策

1 避難受入れ場所の確保

県は、大規模災害等により県内外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ緊急避難場所として使用できる施設を選定しておく。

また、県は、町が県外避難者の緊急避難場所として使用できる施設についてあらかじめ把握しておき、町はこれに協力する。

なお、町及び県は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受入れについて十分留意する。

2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として町が行う。

県は、災害が発生したときに迅速かつ適切に対応できるように定期的に連絡会議を開催し、町が行う体制整備を支援するほか、県外避難者の発生時において次の役割を実施する。

- (1) 避難所に関する全体調整
- (2) 避難所を開設する施設の確保
- (3) 総合案内所の設置（災害対策本部事務局内、必要に応じて現地）
- (4) 避難所運営の人的・物的支援

また、県は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入居者等の受入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者の受入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

3 避難場所の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節第1の4に準ずる外、県有施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第12節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

概要

- ・火災予防の徹底に努めるとともに、消火・救急・救助体制の整備充実を図る。

項目

第1 火災予防の徹底

第2 消防力の強化

第3 救急・救助力の強化

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、建設課、消防団 (総務班、土木建設班、消防団)

参考資料

第1 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

町、消防本部（局）及び消防団は、地域住民に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、町及び消防本部（局）は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織「女性防火クラブ」、「幼少年消防クラブ」の育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、県、消防本部（局）、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 防火・防災管理者の育成

消防本部（局）は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

第2 消防力の強化

1 組織の充実強化

町・消防本部（局）は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

また、県は、航空消防防災体制を強化し、町の消防活動を支援するとともに、県消防学校の施設・設備の整備・充実を図るなど、常に消防職員・団員に対する教育訓練の充実に努める。

2 消防施設等の整備充実

町及び消防本部（局）は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

また、県は町における消防施設等の整備に関する助言を行い、町の整備計画の促進に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節第3参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

3 消防水利の確保・整備

町は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

さらに、県は町における消防水利施設の整備に関して助言や各種援助を行い、町の整備計画の促進に努める。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

町は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

町及び県は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 広域的な消防応援受入体制の整備

県及び消防本部（局）は、本章第23節第3のとおり、広域的な消防応援受入れ体制を整備する。

第3 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

第2の1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

町・消防本部（局）は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

県は、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材の活用を支援するため、関係機関等との災害時応援協定締結に努める。

また、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員を養成する。

3 医療機関との連携強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節第5に準ずる。

4 応援受入・連携体制の整備

県及び消防本部（局）は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編本章第13節第4のとおり広域的な救急・救助応援受入体制を整備する。また、同節第4のとおり、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第13節 保健医療体制の整備

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第14節（P78）

第14節 緊急輸送体制の整備

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第15節（P80）

なお、震災対策における「第2 陸上輸送体制の整備」「1 道路管理者による輸送体制の整備」「（1）道路・橋りょうの整備」は、次のとおりとする。

ア 道路の整備

県、国土交通省関東地方整備局、町及びその他の道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

イ 橋りょうの整備

県、国土交通省関東地方整備局、町及びその他の道路管理者は、被災を受けた場合に交通に重要な影響を与える橋りょうについて「道路橋示方書」（平成29年11月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

第15節 防災拠点の整備

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第17節（P86）

第16節 建築物の災害予防対策

概要

- ・地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

項目

- 第1 現状と課題
- 第2 栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）に基づく目標及び基本的な取組
- 第3 民間住宅・建築物の耐震化の促進
- 第4 公共建築物の耐震化の促進
- 第5 構造の耐震化以外の安全対策
- 第6 家具等転倒防止
- 第7 石綿含有建材使用建築物への予防対策

実施機関

- 通常時 (災対本部体制下)
総務課、総合政策課、観光商工課、(総務班、財務班、商工班、学校教育班、
建設課、学校教育課、生涯学習課、文化財班、関係機関)

関係機関

参考資料

第1 現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、令和3（2021）年3月に「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきた結果、防災上重要な県有建築物の耐震化はおおむね達成したが、民間住宅の耐震化が課題となっていることから、耐震化の取組強化及び普及啓発に努める。

第2 栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）に基づく目標及び基本的な取組

1 耐震化率の目標

令和7（2025）年度の耐震化目標を以下のとおり設定

住宅	95%
多数の者が利用する建築物 (学校、病院、ホテル・旅館等)	耐震性のない建築物のおおむね解消
うち、耐震診断義務付け建築物	耐震性のない建築物のおおむね解消
県有建築物の特定天井に係る耐震化	100%

2 基本的な取組

住宅の耐震化を促進するため、町、国の機関及び関係機関等と連携し、耐震化の普及啓発や耐震診断・改修等補助への支援等を行う。

また、多数の者が利用する建築物についても、所有者等への普及啓発を行い、特に耐震診断義務付け建築物については、町が行う改修補助への支援（民間の学校、病院、ホテル・旅館が対象）等を行い、耐震化を促進する。

県有建築物については、防災上重要な県有建築物の耐震化はおおむね達成したが、脱落によって

重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落防止対策等や、非構造部材の耐震化に取り組む。

第3 民間住宅・建築物の耐震化の促進

1 安心して相談できる環境の整備

県は町と連携して、住民が安心して相談できる環境を整えるとともに、（一社）栃木県建築士会、（一社）栃木県建築士事務所協会等と協力し、所有者等が知りたい情報の整備に努める。

2 普及啓発

県は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、町と連携して、耐震化の啓発パンフレットの配布、所有者に対する直接的な働きかけ、SNSを活用した情報発信や、工事現場を活用した広報に取り組む。

3 住宅の耐震診断、耐震改修等の費用助成

県は、町、国の機関及び関係機関と連携して、住宅所有者の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

4 建築物の耐震化の促進

県は、多数の者が利用する建築物について、所有者等に指導、助言を行い、耐震化の実施を呼びかける。

特に耐震診断義務付け建築物については、町が行う改修補助への支援（民間大規模建築物のうち学校、病院、ホテル・旅館が対象）等を行うとともに、所有者等に対して継続的な指導、助言を行う。

第4 公共建築物の耐震化の促進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）〈本章第15節参照〉
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 公共建築物の耐震性の強化

応急対策活動の拠点、避難施設等として重要機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

(1) 県本庁舎、県地方合同庁舎、町庁舎等の整備

町及び県は、本章第16節のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う県本庁舎、各地方合同庁舎、町庁舎等の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

町及び県の教育委員会事務局は、震災時における児童生徒等や教職員等の安全の確保を図るために、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うとともに、国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の耐震対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、書架等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒等や教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 防災設備等の整備

町、県、その他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

町、県、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、維持管理に努める。

ア 点検結果表

イ 現在の図面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

第5 構造の耐震化以外の安全対策

1 天井脱落対策

県は、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準や、天井の脱落による人的な被害の危険性を所有者等に周知する。また、県有建築物においては、早期の安全化を進める。

2 ブロック塀等の倒壊防止

県は、町と連携し、ブロック塀等の安全対策について住民に対し十分な啓発活動を実施するとともに、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路において、危険なブロック塀の除去に対する支援を行う。

また、一層の啓発活動のため、町を通じて自治会・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀の実態把握について努める。

3 エレベーターの安全対策

県は、地震発生時のエレベーター閉じ込め防止等における安全基準の普及啓発を実施するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

第6 家具等転倒防止

町及び県は、地域住民でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、普及啓発を図る。

第7 石綿含有建材使用建築物への予防対策

1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

県は、平時から町と調整し、災害時の石綿露出状況等の方法を整理するとともに、情報の受入れ・伝達体制を構築するよう努める。

2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導体制の整備

県は、平時から町と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制を整理するよう努める。

第17節 鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策

概要

- ・鉄道、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

項目

- 第1 輸送関係機関の対策
- 第2 ライフライン関係機関の対策
- 第3 その他の公共施設の対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、建設課、 芳賀中部上水道企業団、関係機関	(総務班、広報班、土木建設班、 芳賀中部上水道企業団、関係機関)

参考資料

第1 輸送関係機関の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第19節第1に準ずる。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第19節第2の1に準ずる。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

町、県等の下水道管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第19節第2の2(2)に準ずる。

3 電力施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第19節の3に準ずる。ただし、震災対策においては次の事項を追加する。

(1) 設備の安全化対策

ア 電力施設

電力施設については、所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤など特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

イ 電力の安定供給

(ア) 電力系統は、発・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。

(イ) 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう操作を行うとともに、常日頃の訓練や体制を整える。

第3 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

県及び河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 砂防設備

県及び砂防設備の管理者は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

3 廃棄物処理施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第19節第3の3に準ずる。

第18節 危険物施設等の災害予防対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第20節（P95）

第19節 鉱山、岩石採取場等の災害予防対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第21節（P98）

第20節 学校、社会施設等の災害予防対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第22節（P99）

第21節 航空消防防災体制の整備

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第23節（P102）

第22節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援体制の整備

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第24節（P104）

第23節 孤立集落の災害予防対策

概要

・震災時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

項目

第1 現状と課題

第2 孤立可能性集落の実態把握

第3 未然防止対策の実施

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、市民くらし課、 (総務班、広報班、土木建設班)

建設課

参考資料

第1 現状と課題

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第23節第1に準ずる。

また、平成16（2004）年の新潟県中越地震や平成20（2008）年の岩手・宮城内陸地震では、中山間地域において土砂崩れ等による孤立集落が発生し、ヘリ等を使用した救助・輸送活動が行われたこと等に留意する。

第2 孤立可能性集落の実態把握

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第23節第2に準ずる。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

町、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて耐震化を推進する。

その他水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第23節第3に準ずる。

第24節 災害廃棄物等の処理体制の整備

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第26節（P110）

第25節 観光地の災害予防計画

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第27節（P111）

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

概要

- 町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

項目

- 第1 町の活動体制
- 第2 災害警戒本部の設置
- 第3 災害対策本部の設置
- 第4 町及び防災関係機関の活動体制
- 第5 県の支援
- 第6 町等の業務継続性の確保

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
全課、消防団	(全班、消防団)

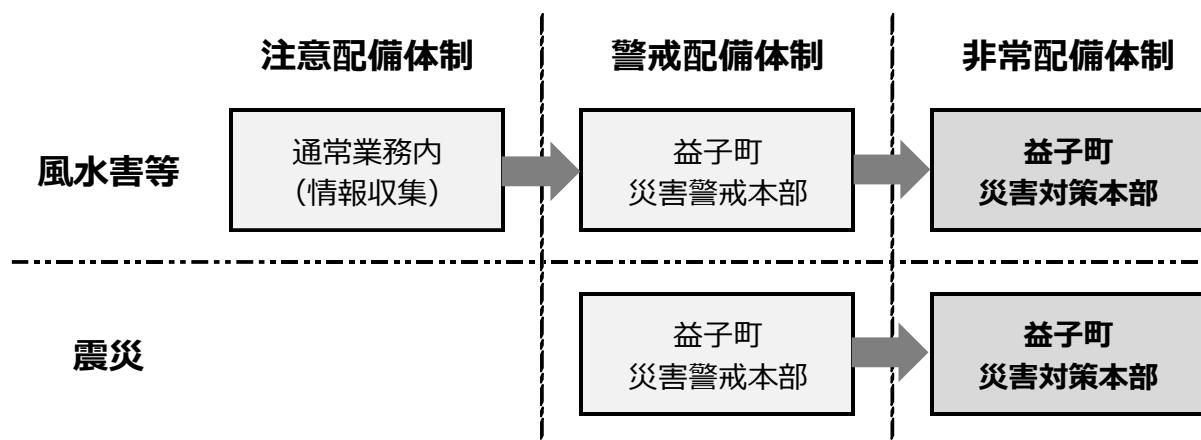
参考資料

第1 町の活動体制

町内において相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策活動を必要とする場合は、益子町災害対策本部条例の定めるところにより、町長は、「益子町災害対策本部」若しくは「益子町災害警戒本部」を設置する。

また、災害が大規模なものとなり、県や国が現地対策本部等を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策に当たるものとする。

- (1) 災害対策本部体制について
ア 体制の移行



- ※ 災害状況により、段階を経ずに、災害警戒本部、災害対策本部を設立する場合がある。
- ※ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に指定する地震が発生した場合も同様の扱いとする。

町長は、益子町及びその周辺地域で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。ま

た、被害状況の把握及び状況に応じた災害応急対策に対処するため、職員に対し次の配備指令を発令する。

活動体制	決定権者	活動内容	活動開始基準	配備要員
注意配備体制	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集 ○被害情報の把握 ○被害情報を県へ報告 ○必要に応じて関係課への通報 ○必要に応じて町長・副町長等への報告 ○災害応急対策（小規模） ○上位体制への移行の検討 	<p><要自主参集></p> <p>①本町において震度4の地震が発生したとき。</p> <p><参集は連絡による></p> <p>②小規模な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③小規模な災害が発生した場合</p>	総務課担当職員 農政課担当職員 建設課担当職員
警戒配備体制 災害警戒本部設置	町長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の原因及び状況に関する情報収集 ○人的被害、住屋等被害、土木等被害、農林被害、公共施設被害、ライフライン等被害の情報収集 ○必要に応じて町長・副町長・部長・関係課等への通報 ○災害情報の速報・報告（県・国、関係機関等） ○災害応急対策 	<p><要自主参集></p> <p>①本町において震度5弱・5強の地震が発生したとき。</p> <p><参集は連絡による></p> <p>②中規模な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③災害が発生し、拡大のおそれがある場合</p>	<p><風水害等></p> <p>総務課 福祉子育て課 高齢者支援課担当職員 観光商工課担当職員 農政課 建設課 生涯学習課担当職員</p> <p><地震></p> <p>全職員</p>
非常配備体制 災害対策本部設置	町長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置判断 ○災害応急対策業務 ○庁舎等の被害調査、安全確認 ○災害拡大防止活動 ○避難情報発令 「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」 	<p><要自主参集></p> <p>①本町において震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>②特別警報が発令された場合</p> <p><参集は連絡による></p> <p>③大規模な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>④大規模な災害が発生した場合</p>	全職員

※ 消防団員、上下水道課職員は、気象や被害状況によりそれぞれ対応する。

第2 災害警戒本部の設置

(ア) 災害警戒本部の設置基準

- a 町域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- b 益子町に震度5弱・5強の地震が発生したとき。
- c 特別警報が発令されたとき。
- d 災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき及び原則として非常体制が発令されたときは、大規模の災害が発生し、又は発生するおそれに対し応急対策活動を行うために災害対策本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、町役場総務課内に置く。

(ウ) 災害警戒本部の組織及び運営、任務分担

災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する

本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長
本 部 員	教育長・教育次長・全部長・全課局長・町社会福祉協議会長 ・消防団長
本 部 職 員	本部員を除く町職員

- ①地震予知情報、公共交通機関等の交通情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- ②自主防災組織、防災関係機関等から応急対策の状況の収集及び県への報告
- ③学校、幼稚園・保育園・認定こども園の休校・休園
- ④公共施設の利用禁止及び閉鎖
- ⑤その他地震防災対策の実施

また、災害警戒本部の任務分担については、各課及び災害対策本部下の各班の業務を基本とする。

(エ) 災害警戒本部の廃止

総務部長は、町災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。

第3 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置基準

- (ア) 町域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- (イ) 益子町に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (ウ) 特別警報が発令されたとき。
- (エ) 災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき及び原則として非常体制が発令されたときは、大規模の災害が発生し、又は発生するおそれに対し応急対策活動を行うために災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部の決定権者

- (ア) 本部設置の決定は、町長が行うものとする。
- (イ) 町長不在のときは、副町長が代行する。
- (ウ) 二者がいずれも不在のときは、上席職員で決定するものとする。

ウ 災害対策本部の設置場所

- (ア) 本部は、原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災した場合は、状況によ

り、次の代替設置場所その他の公共施設を本部長が指定する。

種別	名称	所在地	電話番号
原則設置場所	益子町役場庁舎	益子町益子2030	0285-72-2111
代替設置場所	益子町中央公民館	益子町益子3667-3	0285-72-3101

(イ) 本部が設置されたときは、役場正面玄関に益子町災害対策本部の標識を掲げ、あわせて本部室の設置場所を明示するものとする。

エ 本部の廃止

(ア) 本部長は、町域内において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- a 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- b 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- c 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- d その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(イ) 本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に通報するとともに、庁内及び住民に対し、町防災行政無線、広報車、ホームページその他確実迅速な方法で周知するものとする。

通報先	方法
防災会議委員	電話、電報、口頭
知事	県防災行政ネットワーク、電話、電報、口頭
真岡警察署、益子交番	電話、電報、連絡員
隣接の町長	県防災行政ネットワーク、電話、電報、口頭
町の関係機関	口頭、電話、庁内放送、町防災行政無線
芳賀地区広域行政事務組合 消防本部	県防災行政ネットワーク、口頭、電話、町防災行政無線
報道機関	口頭、文書、電話、電報

オ 本部長及び副本部長

(ア) 町長を本部長とし、副町長を副本部長とする。

(イ) 町長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副町長がその職務を代理する。町長、副町長とともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、総務部長の順とする。

〈本部長職務代理者〉

内 容	決定者	代決者	
		第1	第2
注意配備	総務部長	総務課長	消防交通係長
災害警戒本部 及び災害対策本部の設置	町長（本部長）	副町長（副本部長）	総務部長
避難指示等の発令	町長（本部長）	副町長（副本部長）	総務部長

カ 本部員

本部員は、各課長職以上に当たる者をもって充てる。また、本部員は、所属の各班を

指揮監督する。また、本部長及び副本部長とともに、本部員会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議する。

なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

キ 本部員会議

町全体の被災状況や概況を掌握しつつ、応急対策に関する対応を円滑、かつ迅速に遂行するため統括、意思決定を行う。

(ア) 開催

- ① 本部員会議は、本部連絡員を通じて本部長が必要の都度招集し、開催する。
- ② 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部に申し出る。
- ③ 部長である本部員は、それぞれの分掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ④ 本部長は必要と認められるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。
- ⑤ 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。
- ⑥ 本部員会議は、本部員2名の参集をもって会議の開催をすることとする。

(イ) 協議事項

本部の下に応急対策などの確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針や早急に実施すべき事項を決定する。

本部員会議の協議事項は、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- a 本部の配備体制及び解除の決定に関すること。
- b 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (a)被害状況の分析、並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
 - (b)被害の調査方法及び判定基準に関すること。
 - (c)救援物資等の供与の基準に関すること。
- c 避難指示等に関すること。
- d 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- e 自衛隊、県及び他の町村への応援派遣要請に関すること。
- f 災害対策経費の処理に関すること。
- g 災害救助法の適用に関すること。
- h その他災害対策の重要事項に関すること。
 - (a)本部の非常事態体制の切替え及び廃止
 - (b)重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - (c)災害対策に要する経費
 - (d)その他

なお、本部員会議を招集・開催するいとまがないときは、在庁又は連絡可能な最上位意思決定者において専決する。

(ウ) 決定事項の実施

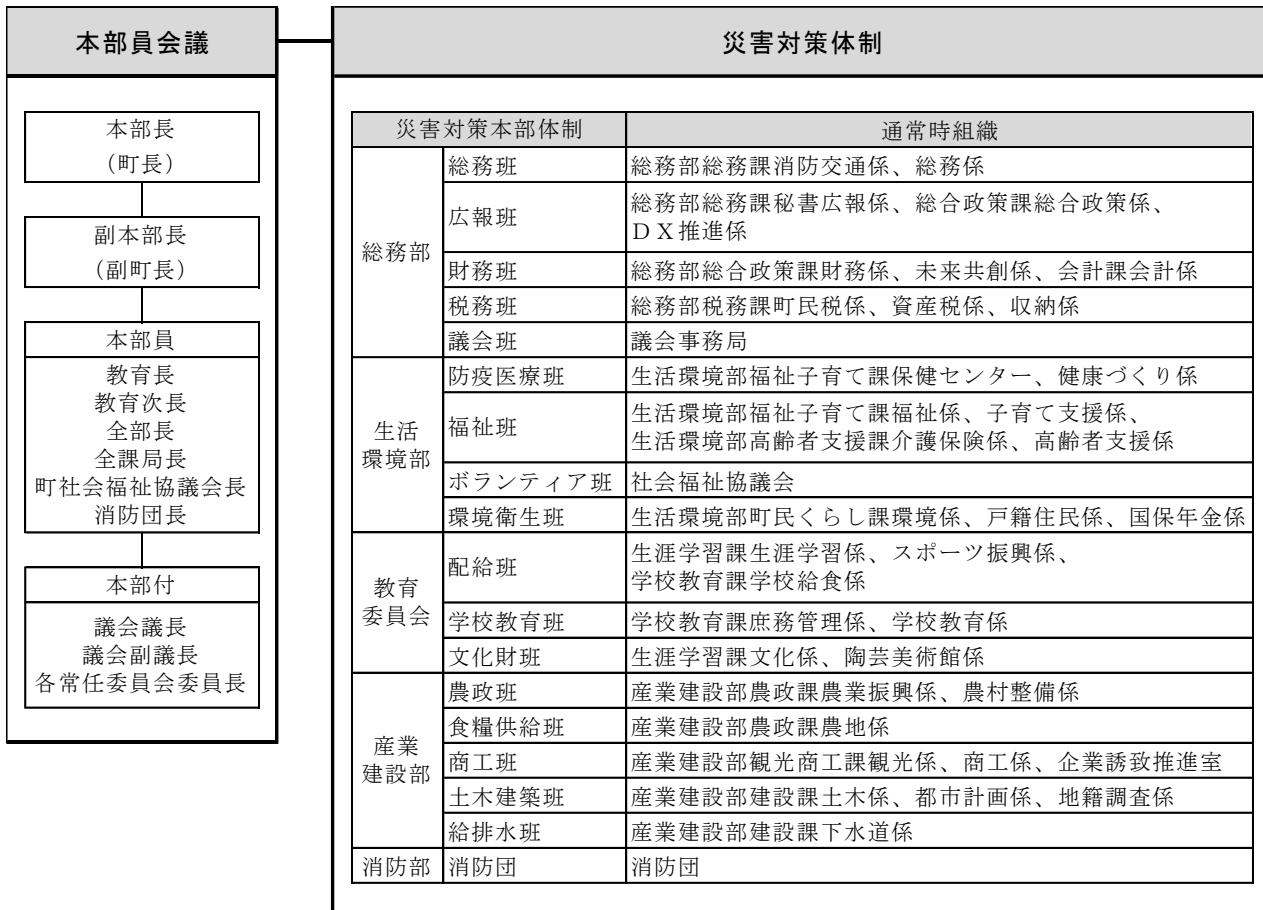
本部員会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速

なる実施を図るものとする。

(エ) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部員又は本部連絡員が速やかにその徹底を図るものとする。

ク 災害対策本部の組織及び運営



(ア) 班長

上の図のとおり、班に班長を置き、班長は次の業務を実施する。

- a 職員移動の所属班への伝達に関すること。
- b 班に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関するここと。
- c 職員動員の班員への伝達に関するここと。

(イ) 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を総務部内に設置する。

本部事務局の任務は次に示すとおりとする。

- a 各部から隨時被害状況、応急対策活動の実施状況の報告を求める。
- b 被害が広範囲にわたり各部での調査体制では情報収集が困難と認められる時は、各課長以上からなる本部員会議の協議を経て、各部の枠を超えた複数の被害状況調査班を編成し、地区ごとの被害状況調査を行う。
- c 警察、消防、報道機関、ライフラインに係る機関、その他関係機関からの情報を収集し、整理する。
- d 災害対策本部、各部、関係機関、住民、報道機関等に対して、必要な情報の報告、提供を

行う。

- e 被害が甚大である等、町のみでは被害調査が実施できない時は、県現地機関に対して応援を求める。

7 災害対策本部の事務分担

本部は、次の事務分担によって、災害対策の実施にあたる。

部 (◎部長 ○副部長)	班	担当係 ◎班長 ○副班長	分掌事務
総務部 ◎総務部長 ○総務課長 ○総合政策課長 ○税務課長 ○会計課長 ○議会事務局長	総務班	◎消防交通係長 ○総務係長	1 本部の庶務に関すること 2 本部員会議に関すること 3 災害救助及び災害救助法に関すること 4 現地本部に関すること 5 災害情報の収集、及び被害状況報告の受理並びに災害調査報告に関すること 6 災害応急対策の取りまとめ伝達報告に関すること 7 相互応援協定に基づく応援の要請並びに県又は指定行政機関等に対する派遣の要請斡旋に関すること 8 消防本部、警察等関係機関との連絡調整に関すること 9 消防団に関すること 10 自衛隊の派遣要請に関すること 11 災害時の輸送に関すること 12 本部、各部及び部内の連絡調整に関すること 13 その他、他部に属さない事項
			1 報道機関に対する情報提供に関すること 2 H P、防災行政無線、Lアラート、広報紙など、災害関係の広報に関すること 3 災害関係の写真等の収集、記録保存に関すること
	財務班	◎財務係長 ○未来共創係 ○会計係長	1 義援金の受付保管に関すること 2 災害関係の予算及び資金に関すること 3 金銭及び物品出納に関すること 4 町有施設、財産の被害状況の把握と対策について（集計） 5 他班任務の応援実施
	税務班	◎町民税係長 ○資産税係長 ○収納係長	1 被災納税者の調査に関すること 2 被災納税者の減免に関すること 3 建物の被害状況の調査に関すること 4 罷災証明に関すること
	議会班	◎議会事務局次長	1 議会の災害対策活動に関すること 2 他班任務の応援実施

生活環境部 ◎生活環境部長 ○町民くらし課長 ○福祉子育て課長 ○高齢者支援課長 ○町社会福祉協議会議長	防疫医療班	◎保健センター所長 ○健康づくり係長	1 医療支援・救護の要請に関すること		
			2 医療機関の被災等情報収集に関すること		
			3 補助呼吸器装着患者、透析患者の救護対策に関すること		
			4 災害用医療資・器材に関すること		
5 医療・財産に関すること					
6 食品の衛生に関すること					
7 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること					
8 感染症の予防及び感染疾患者の隔離に関すること					
9 救護所の設置に関すること					
	福祉班	◎福祉係長 ○子育て支援係長 ○介護保険係長 ○高齢者支援係長	1 避難場所の設置、運営に関すること		
			2 避難行動要支援者対策に関すること		
			3 被災児童の保護に関すること		
			4 幼稚園・保育園・認定こども園の各園児、福祉施設等入所者及び施設の被害に関すること		
	ボランティア班	◎社会福祉協議会事務局長	5 被災者に対する生活保護法の適用に関するこ		
			6 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関するこ		
			7 町営住宅の災害対策に関するこ		
			8 災害弔慰金に関するこ		
	環境衛生班	◎環境係長 ○戸籍住民係長 ○国保年金係長	9 被災者生活再建支援法に関するこ		
			10 遺体の処理に関するこ		
			11 部内の連絡調整に関するこ		
教育委員会 ◎教育次長 ○学校教育課長 ○生涯学習課長	配給班	◎生涯学習係長 ○スポーツ振興係長 ○学校給食係長	1 災害ボランティアセンターの設置・運営に関するこ		
			2 災害ボランティアの受入れ、支援活動に関するこ		
			3 災害廃棄物の処理に関するこ		
			4 仮設トイレの設置、管理に関するこ		
			5 埋葬に関するこ		
			6 災害時における清掃及び消毒に関するこ		
			7 災害時における死亡獣畜等の処理に関するこ		
			8 社会教育施設の被害状況の把握に関するこ		
			9 義援物資等の受付、保管、配分に関するこ		
			10 避難所の設置の協力に関するこ		
			11 炊き出しその他による食品の供与に関するこ		
			12 地域情報拠点（あぐり館、改善センター）業務に関するこ		

	学校教育班	◎庶務管理係長 ○学校教育係長	1 児童、生徒、幼稚園・保育園・認定こども園児の被害状況の把握に関すること 2 学校教育施設、幼稚園・保育園・認定こども園施設の被害状況の把握に関すること 3 学用品の給与に関すること 4 収容施設の供与に関すること 5 災害時の応急教育に関すること 6 避難場所（学校）の開設に関すること 7 部内の連絡調整に関すること
	文化財班	◎文化係長 ○陶芸美術館係長	1 文化財の被害情報の把握について 2 文化財の災害対策について 3 他班任務の応援実施
産業建設部 ◎産業建設部長 ○農政課長 ○観光商工課長 ○建設課長	農政班	◎農業振興係長 ○農村整備係長	1 農業関係被害の調査及び報告に関すること 2 農業関係災害の応急対策及び災害復旧に関すること 3 農作物、農業施設等の災害対策に関すること 4 災害時における死亡獣畜の処理に関すること 5 被災農業者に対する資金の融資に関すること 6 林業被害に関すること 7 部内の連絡調整に関すること
	食糧供給班	◎農地係長	1 被災者に対する食糧の確保・供給に関すること 2 他班任務の応援実施
	商工班	◎観光係長 ○商工係長 ○企業誘致推進室長	1 応急給与物資の調達及び供給に関すること 2 観光商工関係被害の調査及び報告に関すること 3 被災商工業者に対する資金の融資に関すること
	土木建築班	◎土木係長 ○都市計画係長 ○地籍調査係	1 土木施設（道路、橋梁、河川）の危険情報、並びに被害状況の調査及び報告に関すること 2 土木施設の災害復旧に関すること 3 応急仮設住宅の建設に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 都市計画施設の被害状況の調査に関すること 6 被災建築物危険度判定の実施に関すること 7 被災者に対する住宅相談に関すること 8 被災住宅の応急修理に関すること 9 部内の連絡調整に関すること
	給排水班	◎下水道係長	1 応急給水の確保・供給に関すること 2 飲料水の確保・供給に関すること 3 芳賀中部上水道企業団との連絡調整に関すること 4 下水道施設の調査及び報告に関すること 5 下水道施設の災害復旧に関すること

消防部 ◎消防団長	消防団	消防団長	1 人命の保護及び避難の指示等、誘導、救出に 関すること 2 消防団員の動員に 関すること 3 被害情報の収集及び報告に 関すること 4 行方不明者の捜索に 関すること 5 消防、水防活動に 関すること
--------------	-----	------	--

ケ 現地災害対策本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、益子町災害対策本部条例の定めるところにより、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(ア) 組織及び運営

①現地本部長

- ・現地本部長は、本部長が指名した者をもってこれに当たる。
- ・現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

②現地本部員

- ・現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部員が当たる。

(イ) 所掌事務

①応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

②本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告

③その他、本部長の特命事務

コ 県の現地災害対策本部との連携

県の現地対策本部が町内に設置された場合は、当該現地災害対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

サ 町水防本部との関係

町水防本部は、町災害対策本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

シ 災害救助法が適用された場合の体制

町域に災害救助法が適用されたときは、本部長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

第4 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第5 県の支援

県は、県内に特別警報が発表された場合及び震度6弱以上の地震が発生した場合又は町への緊急な支援が必要と知事が判断した場合、緊急対策要員（情報収集要員）を派遣し、町の

被害情報の収集を行うとともに、町からの要請に基づき、緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を派遣し、被災町の災害対策本部に参画して国、他都道府県及び関係機関との調整をはじめ、被災町の災害対応全般の支援を行う。併せて、物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

また、従来の担当レベルでの情報提供に加え、県幹部職員から町幹部職員に対して情報提供を行う仕組みを設けるほか、大規模な被害が発生するおそれがある場合等には、知事から町長に対し、直接、助言を行う仕組み（知事ホットライン）を設け、町に対する防災体制の充実・強化を図る。

知事ホットラインの実施にあたっては、知事と町長との情報伝達の双方向化に留意する。なお、町からの質問や再確認等については危機管理課が窓口となって行う。

さらに、知事から町長への連絡に併せて、県関係課から町担当部課に連絡を行うことで複線化する。

第6 町等の業務継続性の確保

町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、町は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPGガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

概要

- ・救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要となる情報の収集・伝達・報告を行う。

項目

- 第1 情報収集伝達体制
- 第2 地震情報の伝達
- 第3 被害状況等の情報収集
- 第4 被害状況の報告
- 第5 通信手段の種類
- 第6 通信施設の利用方法
- 第7 通信施設の応急復旧
- 第8 放送要請

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、農政課、建設課	(総務班、広報班、農政班、土木建築班、給排水班)

参考資料

第1 情報収集伝達体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第1に準ずる。

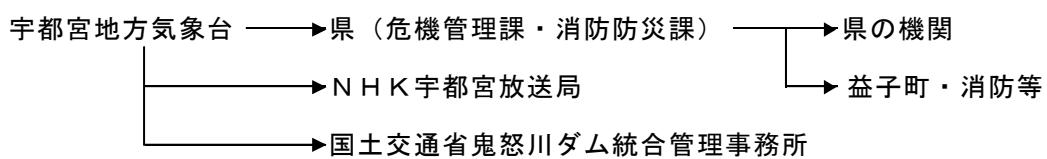
第2 地震情報の伝達

1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

- (1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。（観測点は、気象台及び県、（国研）防災科学技術研究所が管轄するもの）
- ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
 - イ 県内で地震による被害が発生した場合
 - ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
 - エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

- (2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



- (3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 一般住民からの通報

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第2の9に準ずる。なお、「災害」については「地震」に読み替える

第3 被害状況等の情報収集

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第3に準ずる。

1 県の情報収集

(1) 震度情報ネットワークシステムによる情報収集

県内全町に計測震度計又は受信装置を設置し、県内における地震発生と震度をリアルタイムで把握するとともに、国（総務省消防庁等）へ伝達する。本システムによる情報収集ができない場合は、県防災行政ネットワーク等により情報収集を行う。

(2) 被害予測システムによる情報収集

各町に設置された震度計からの震度情報等をもとに、被害が予想される地域と被害の種類・程度等を予測するシステムを活用し、情報収集を行う。

第4 被害状況の報告

1 町、消防本部（局）の報告

(1) 町、消防本部（局）は、町の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、当該町の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

その他は水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第4に準ずる。

第5 通信手段の種類

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5に準ずる。

第6 通信施設の利用方法

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第6に準ずる。

第7 通信施設の応急復旧

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第7に準ずる。

第8 放送要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第8に準ずる。

第3節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第4節（P136）

第4節 災害救助法の適用

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第5節（P140）

第5節 災害発生時の避難対策

概要

- 町、県、防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

項目

- 第1 実施体制
- 第2 避難の指示及び警戒区域の設定の内容
- 第3 避難指示等の周知・誘導
- 第4 避難所の開設、運営
- 第5 栃木県災害福祉支援チーム（D W A T）による支援
- 第6 要配慮者への生活支援
- 第7 こころのケア対策
- 第8 避難所外避難者への支援
- 第9 町における計画
- 第10 帰宅困難者対策
- 第11 住民の広域避難等
- 第12 県外避難者の受入
- 第13 被災者台帳の作成

実施機関

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、福祉子育て課、市民くらし課、
学校教育課、生涯学習課、農政課 | (総務班、防疫医療班、福祉班、環境衛生班、
配給班、食糧供給班) |

参考資料

第1 実施体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第1に準ずる。

第2 避難の指示及び警戒区域の設定の内容

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第1に準ずる。

なお、震災対策における避難の指示は、次のような場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

- 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
- ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
- 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。
- 工作物等の倒壊の危険があるとき。
- その他特に必要があると認められるとき。

第3 避難指示等の周知・誘導

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第3に準ずる。

第4 避難所の開設、運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第4に準ずる。

第5 栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）による支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第5に準ずる。

第6 要配慮者への生活支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第6に準ずる。

第7 こころのケア対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第7に準ずる。

第8 避難所外避難者への支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第8に準ずる。

第9 町における計画

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第9に準ずる。

第10 帰宅困難者対策

震災対策編第2章第11節第1に準ずる。

第11 住民の広域避難等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第11に準ずる。

第12 県外避難者の受入れ

1 初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入れに努める。

県は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、町と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。町は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

町は、原則として水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第6節第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて府内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

- ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知
- イ 県内において県外避難者が受け入れ可能である避難所に関する情報の整理
- ウ 県外避難者の受け入れに関する問い合わせへの対応
- エ 県外広域避難所に関する情報提供
- オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、町及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

- ア 県営住宅、町営住宅
- イ ホテル、旅館等
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）
- エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

町及び県は、自主防災組織、自治会、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努める。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

町及び県は、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第13 被災者台帳の作成

その他水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第13に準ずる。

第6節 救急・救助活動・消火活動

概要

- ・関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

項目

- 第1 住民及び自主防災組織の活動
- 第2 事業所の活動
- 第3 町、消防機関の活動
- 第4 県消防防災ヘリコプター等の運用
- 第5 消防相互応援等
- 第6 県警察の活動
- 第7 自衛隊の活動
- 第8 消防、県警察、自衛隊との連携強化

実施機関

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、消防団、芳賀地区消防本部、
関係機関 | (総務班、消防団、芳賀地区消防本部、関係機関) |

参考資料

第1 住民及び自主防災組織の活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第1に準ずる。なお、「災害時」については「地震災害時」と読み替える。

1 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはポンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 火災が発生した家庭の措置

- (ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- (イ) 消防機関に通報する。
- (ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到着したときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火氣の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

高压ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 町、消防機関の活動

1 救助活動の実施

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第2の1に準ずる。なお、「消防職員、水防団員（消防団員）」は「消防機関（消防署、消防団）」に読み替える。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区については、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

第4 県消防防災ヘリコプター等の運用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第3に準ずる。

第5 消防相互応援等

1 消防相互応援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第4に準ずる。

第6 県警察の活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第5に準ずる。

第7 自衛隊の活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第6に準ずる。

第8 消防、県警察、自衛隊との連携強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第7に準ずる。

第7節 医療救護活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第8節 (P156)

第8節 二次災害防止活動

概要

- ・地震発生後の余震、降雨等に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、応急対策を実行する。

項目

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

第2 建築物・構造物に係る二次災害防止

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、農政課、観光商工課、建設課、(総務班、農政班、商工班、土木建築班、

消防団 給排水班、消防団)

参考資料

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第3節第1～第3に準ずる。

2 土砂災害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第3節第4に準ずる。なお、「降雨等による」は「余震、降雨等による」に読み替える。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表基準

地震の影響により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と宇都宮地方気象台は栃木県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、地震時における暫定基準を適用する。

第2 建築物・構造物に係る二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

町及び県は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明に努める。

2 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

(1) 注意喚起の実施

県は、町の協力を得て、住民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し、石綿を含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。

(2) 石綿露出状況の把握

県は、町を経由して取得する建築物等の倒壊・損壊の情報等を元に、建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握に努める。

(3) 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

県は、被災建築物等の解体・補修工事（以下「解体等工事」という。）開始前に説明会を開

催するなどして、解体業者、建設・土木業者、町等に対して、解体等工事における石綿飛散防止等について周知するよう努める。

(4) 解体等工事に関する協議・届出受理

県は、吹付け石綿、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材等（以下「特定建築材料」という。）が使用されている可能性のある建築物等が完全倒壊するなどして立入れず、目視による事前調査が不可能である場合は、当該解体等工事において注意解体の飛散防止措置等がとられるよう、解体等工事発注者と作業計画等について協議を行う。

(5) 解体等工事の情報の把握

県は、（2）及び（4）の外、解体等工事の場所や当該工事の内容等の把握に努める。

(6) 解体工事等現場への立入検査等

県は、必要に応じて、倒壊・損壊した被災建築物等の所有者・管理者又は解体等工事受注者・施工者に対して、これらの者が行う石綿飛散・ばく露防止措置についての指導を行うとともに、必要が認められる場合は当該解体工事現場への立入検査を実施する。

(7) 環境モニタリング

県は、石綿飛散によるばく露への懸念等の観点から、必要に応じて大気中石綿濃度のモニタリングを実施する。

第9節 緊急輸送活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第9節（P158）

第10節 物資・資機材等の調達・供給活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第10節（P162）

第11節 農林業関係対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第11節（P165）

第12節 保健衛生活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第12節（P168）

第13節 障害物除去活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第13節（P175）

第14節 災害廃棄物処理活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第14節（P177）

第15節 学校・社会施設等の応急対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第15節（P178）

第16節 住宅応急対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第16節（P180）

第17節 インフラ施設等の応急対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第17節（P183）

第18節 危険物施設等の応急対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第18節（P189）

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故灾害対策編第3部第2章の規定に準ずる。

第19節 広報活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第19節（P190）

第20節 ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第20節（P193）

第21節 孤立集落の応急対策

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第21節（P195）

第22節 観光地の災害予防計画

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第22節（P197）

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第4章第1節（P198）

第2節 住民生活の早期再建

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第2節（P200）

また、震災対策においては、次の事項を追加する。

第1 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、町、県等は、その制度の普及促進に努める。

第2 租税の減免等の措置

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第2節第6に準ずる。

第3節 インフラ施設等の早期復旧

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第3節（P207）

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第1節 総則

概要

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の基礎を記す。

項目

第1 推進計画の目的

第2 推進地域

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務

第4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

全課 (全班)

参考資料

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及びその他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。（令和4年10月3日内閣府告示第99号）

宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町の16市町

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務

本町の地域に係る地震防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節「防災関係機関等の責務と業務の大綱」を準用する。

第4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性を、以下のように取りまとめている。

1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

本町の地域に係る地震防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節「防災関係機関等の責務と業務の大綱」を準用する。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

中央防災会議において、令和2年4月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、日本海溝・千島海溝沿いの地域における積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえた被害想定を推計したところ、北海道・東北地方を中心として、地域によっては東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が想定された。人的・物的被害の主要因は津波によるものであるが、この他にも地震の揺れや火災により、建築物被害やライフライン・インフラ被害などの甚大な被害の発生が想定されている。

また、日本海溝・千島海溝沿いの地域においては、積雪や凍結等による避難の遅れ等の積雪寒冷地特有の課題や都市間の距離が長い等の地理的条件により、津波からの避難や広域的な支援が遅れ、被害が拡大する恐れがあることから、こうした課題を踏まえた防災対策を推進することが重要である。

加えて、一人でも多くの「人命を救う」ことを基本とした防災対応に資するためには、最大規模の地震・津波が発生する前に、地震発生の注意を促す情報を発信し、地震発生に備えた防災行動をとることも必要である。現在の科学的知見では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生時期・発生場所・規模を確度高く予測することはできないものの、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後、更に大きな規模の後発の地震（以下「後発地震」という。）が発生する可能性が高まっていると評価された場合には、国民に地震への備えの再確認等を呼びかけることが重要である。

第5 災害対策本部等の設置

町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されるる規模の地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、益子町災害警戒本部又は益子町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第6 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、益子町災害対策本部条例及び益子町災害対策本部規程に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章「応急対策」第1節「災害対策本部・災害警戒本部等の設置」に定めるところによる。

第7 町の職員の動員配備体制

通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、町内で震度4以上を観測する地震が発生した場合においては、地震の震源地に関わらず、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待た

ずに、直ちに自主参集することとする。

配備体制、動員の方法及び参集場所等の職員の参集計画は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章「応急対策」第1節第1「町の活動体制」に定めるところによる。

第2節 緊急に整備すべき施設等

概要

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に則り、緊急に整備すべき施設等について記す。

項目

第1 緊急に整備すべき施設等

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課 建設課	(総務班、土木建設班)

参考資料

第1 緊急に整備すべき施設等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 土砂災害防止施設
- (3) 避難場所
- (4) 避難経路
- (5) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路
- (7) 通信施設
 - ア 県防災行政無線
 - イ 町防災行政無線
 - ウ その他の防災機関等の無線
- (8) その他の事業

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

概要

- ・インフラや交通機関等、非常時の円滑な避難体制の整備・支援を行う。

項目

第1 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課 消防団	(総務班、消防団)

参考資料

第1 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 避難場所及び避難所の運営・安全確保

- (1) 避難後の救護の内容
- (2) 避難所開設における次の項目にあらかじめ準備すべき事項

2 意識の普及・啓発

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、発災時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップ等を作成・変更し、次の方策により周知を行う。

3 消防機関等の活動

- (1) 町は、消防機関及び水防団（消防団）が円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - ア 自主防災組織等の避難計画作成等に対する支援
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、本計画に定めるところによる。
 - (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 水門等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - ウ 水防資機材の点検、整備、配備

4 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道

地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとる。
- (2) 電気

ア 警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

イ 指定公共機関東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社が行う措置は、次のとおり。

火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等一略

(3) ガス

指定地方公共機関○○ガスが行う措置は、次のとおり。利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報一略

(4) 通信

指定公共機関が行う措置は、次のとおり。

電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策一略

(5) 放送

ア 指定公共機関日本放送協会が行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置

イ 指定地方公共機関が行う措置は、次のとおり。発災後も円滑に放送を継続し、警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置

5 交通

(1) 道路

ア 交通規制

県警察及び道路管理者は、避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

イ 除雪

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪体制を優先的に確保する。

6 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 入場者等の避難のための措置

施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(イ) 出火防止措置

(ウ) 水、食料等の備蓄

(エ) 消防用設備の点検、整備

(オ) 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 動物園にあっては、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安措置
- (イ) 病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- (ウ) 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、
 - a 当該学校等が、避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- (エ) 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には災害に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。

(4) 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、災害に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

7 迅速な救助

- (1) 広域消防本部及び町は、消防署及び消防団詰所等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。
- (2) 町は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。
- (3) 町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

概要

- ・地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

項目

第1 資機材、人員等の配備手配

第2 物資の備蓄・調達

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課 (総務班)

参考資料

第1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なもの
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置

第2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達を行う。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

概要

- ・地震発生時に、後発地震の発生について注意を促す周知を行う。

項目

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

第3 災害応急対策をとるべき期間等

第4 町のとるべき措置

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課 (総務班)

参考資料

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を促す情報等」という。)の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- (1) 町内部及び関係機関相互間の伝達体制
- (2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

2 町の災害に関する会議等の設置

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については次のとおり。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

(後発地震に対して注意する措置)

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6節 防災訓練に関する事項

概要

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備える防災訓練について定める。

項目

第1 防災訓練に関する事項

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課	(総務班)

参考資料

第1 防災訓練に関する事項

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

概要

- ・該当する地震防災上必要な教育及び広報を行う。

項目

第1 町職員等に対する教育

第2 地域住民等に対する教育・広報

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課 (総務班)

参考資料

第1 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

1 職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育・広報

町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

1 地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備

蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

火災・事故災害対策編

第1部 火災対策

第1章 予防

第1節 防災活動の促進

概要

- ・住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、地域防災力の強化を図る。

項目

第1 火災予防対策の推進

第2 地域防災力の強化

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、消防団 (総務班、広報班、消防団)

参考資料

第1 火災予防対策の推進

1 防災意識の普及啓発

町及び県は、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。

2 林野火災に関する防火意識の啓発

県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）等を通じ、町や関係機関等と連携して、林業関係者や林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

第2 地域防災力の強化

1 自主防災組織の育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第3に準ずる。

2 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第4に準ずる。

3 女性防火クラブの育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第5に準ずる。

第2節 火災に強いまちづくり

概要

- ・都市基盤施設の整備・緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、野外堆積物に対する管理指導による火災発生原因の除去や建築物の安全化を総合的に展開する。

項目

- 第1 火災に強いまちづくり
- 第2 火災に強い都市の形成
- 第3 野外堆積物対策
- 第4 林野等の整備
- 第5 火災に対する建築物等の安全化

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、市民くらし課、農政課、観光商工課、建設課	(総務班、広報班、環境衛生班、農政班、商工班、土木建設班)

参考資料

第1 火災に強いまちづくり

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1に準ずる。

第2 火災に強い都市の形成

1 災害に強い都市構造の形成

町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市施設の整備等を図るための市街地開発事業等による都市基盤整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、町、県及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災延焼防止のための緑づくり

震災対策編第2章第6節第1の4に準ずる。

第3 野外堆積物対策

町、県及び消防機関は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、廃棄物担当部局（県環境森林部、町）等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 林野等の整備

1 林野火災特別地域対策事業の推進

町及び県は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

町及び県は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 建物火災安全対策の充実

町、県、消防機関及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

第3節 応急対策への備え

概要

- 平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと町・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

項目

- 第1 情報収集・伝達体制の整備
- 第2 災害応急体制の整備
- 第3 消火活動への備え
- 第4 避難収容活動への備え
- 第5 関係機関の防災訓練の実施

実施機関

- | | |
|-----|-----------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課 | (総務班) |

参考資料

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の充実

宇都宮地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、町の行う火災警報等災害防止のために必要な火災気象通報等の情報充実と適時・的確な発表に努める。

2 情報の収集・伝達

- (1) 町、県、県警察本部、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 町、県、県警察本部、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＣＴ化に努める。
- (3) 町、県、県警察本部、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

3 機動的な情報収集体制の整備

町、県、県警察本部、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

4 多様な情報収集体制の整備

町、県及び県警察本部は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 通信確保対策

町、県及び県警察本部及び関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

第2 災害応急体制の整備

1 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町、県、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。
- (2) 県警察本部は、全職員を対象に災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置を講じられるよう警備体制を確立する。
- (3) 町及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (4) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡し、密接に連携・協力していく。

第3 消火活動への備え

1 消防施設等の整備・強化

- (1) 消防水利の整備
ア 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- イ 町、県及び消防本部（局）は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。
- (2) 消防用資機材等の整備
ア 町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(3) 空中消火活動の積極的な推進

ア 県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの維持管理を適切に行うとともに、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を図り、空中消火を効果的に実施できる体制づくりを推進する。

イ 町、県及び消防本部（局）は、災害発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保すると

とともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

第4 避難収容活動への備え

1 緊急避難場所

町は、公園、河川敷、学校等公共的施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火事 を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

第5 関係機関の防災訓練の実施

町及び県は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被 害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第2章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

概要

- 町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

項目

第1 町及び防災関係機関の活動体制

第2 町への支援

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

全課、消防団 (全班、消防団)

参考資料

第1 町及び防災関係機関の活動体制

1 災害警戒本部の設置

本町は、該当する災害が発生した際に、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編に定める災害警戒本部体制をもって対応することとする。

防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、あらかじめ定めておくものとする。

第2 県の支援

町からの要請があった場合又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、県は、職員を派遣し、当該町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

概要

- ・大規模火災・林野火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

項目

第1 大規模火災

第2 林野火災

第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課 (総務班、広報班)

参考資料

第1 大規模火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

町及び消防本部（局）は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

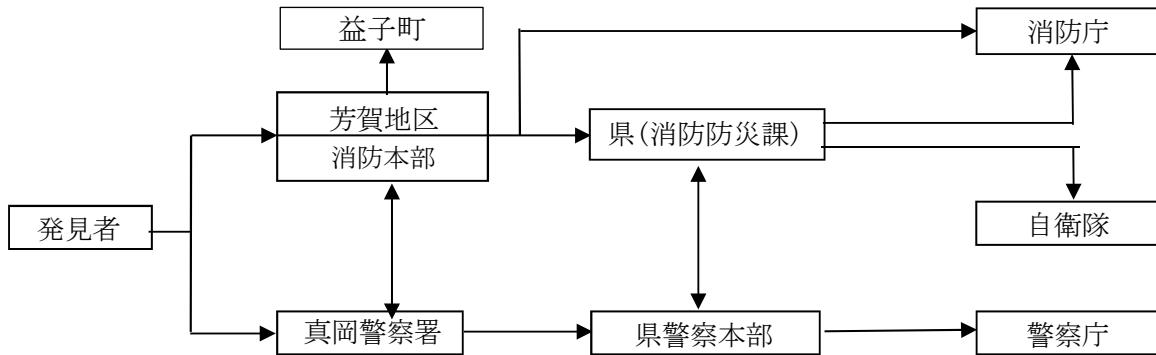
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになつた場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 県の情報収集・伝達

県及び県警察本部は、町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣、災害時協定に基づく無人航空機派遣要請等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



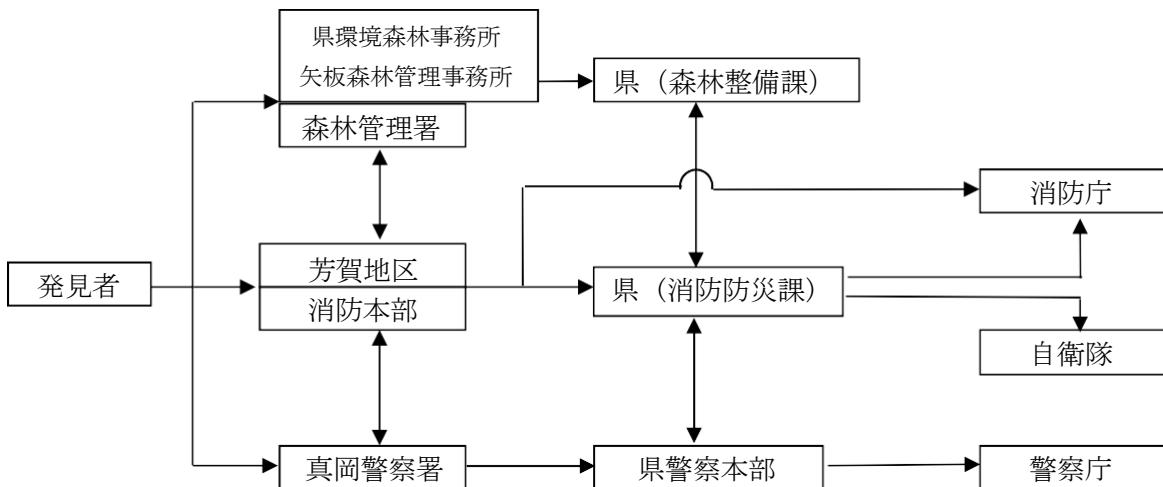
第2 林野火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

- (1) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達本節第1の1（1）に準ずる。
- (2) 県の情報収集・伝達
本節第1の1（2）に準ずる。なお、県は、県に読み替える。

2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5、第6及び第7に準ずる。

第3節 災害救助法の適用

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第5節（P140）

大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは県に情報を提供する。

第4節 消火活動及び救助・救急活動

概要

- ・関係機関連携の下、消火・救助・救急活動を行うほか、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等を要請し、効果的な対策を実施する。

項目

第1 消防関係機関の活動

第2 町の活動

第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

第4 大規模火災対策

第5 林野火災対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、福祉子育て課 (総務班、防疫医療班、消防団)

参考資料

第1 消防関係機関の活動

1 消防本部（局）の活動

消防本部（局）は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

（1）現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

（2）無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

（3）飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

（4）消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

（5）救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部（局）、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

第2 町の活動

1 広域応援の要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第4に準ずる。

2 自衛隊の災害派遣要請

県は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は町長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節第3に準ずる。

第4 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡回、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第5 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活

動にあたる。

4 空中消火活動の実施

町は、県と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第5節 災害拡大防止対策

概要

- ・火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

参考資料

火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節（P141）に準ずる。

第6節 施設・設備の応急対策

概要

- ・火災が発生した場合、県民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

参考資料

町、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7節 広報活動

概要

- ・住民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

参考資料

町、県及び県警察本部は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

第3章 復旧

概要

- ・火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

項目

第1 施設の復旧

第2 林野の荒廃の復旧

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

全課 (全班)

参考資料

第1 施設の復旧

町、県及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

町、県及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第2部 交通関係事故災害対策

第1章 総則

第1節 本町の交通の状況

概要

- ・本県の道路、鉄道、ヘリポートの整備状況と通行・運行状況から、本県の交通に関する環境を明らかにし、効果的な交通事故災害対策の実施に資する。

項目

第1 道路交通の状況

第2 鉄道交通の状況

参考資料

第1 道路交通の状況

本町内には道路は国道121号、123号、294号が、町の北西部を走っており、地域住民の足として通勤・通学や日常生活上重要な役割を果たしている。

また、関東自動車が益子駅と東武宇都宮駅を結ぶバス路線を運航している。

第2 鉄道交通の状況

本町の鉄道は、JR水戸線下館駅と茂木駅を結ぶ第3セクターの真岡鐵道があり、益子町内の益子駅、七井駅から下館駅まで約40分で運行する。また、平成6年より土日祝日を中心に、「SLもおか号」を運転しており、観光客に好評を得ている。

第2章 予防

第1節 情報の収集・伝達

概要

- 事業者・管理者からの安全のための情報の提供や気象台からの気象情報の充実を図る。

項目

第1 事業者・管理者等の情報提供

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課	(総務班、土木建設班)

参考資料

第1 事業者・管理者等の情報提供

1 道路情報の収集・伝達

- (1) 町や県など道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (2) 県警察本部は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 運行の確保

概要

- ・道路・鉄道における施設の被災防災対策や運行体制の充実を図る。

項目

第1 道路交通

第2 鉄道交通

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、真岡鐵道 (総務班、広報班、真岡鐵道)

参考資料

第1 道路交通

1 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

2 交通施設被災防止対策の実施

町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立防止等のため、主要な交通網が集中している地域の交通施設の被災防止対策を重点的に実施する。

第2 鉄道交通

1 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

2 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

第3節 交通施設の整備

概要

- ・鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。

項目

第1 安全な交通施設の整備

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、建設課、真岡鐵道 (総務班、広報班、土木建設班、真岡鐵道)

参考資料

第1 安全な交通施設の整備

1 道路施設の安全対策

- (1) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 鉄道施設の安全対策

- (1) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (2) 道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第4節 応急対策への備え

概要

- ・関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化等を図る。

項目

第1 情報収集・伝達体制の整備

第2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

第3 緊急輸送、代替輸送への備え

第4 関係機関の防災訓練の実施

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、建設課、消防団、(総務班、広報班、土木建設班、消防団、
真岡警察署、真岡鐵道
真岡警察署、真岡鐵道)

参考資料

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 情報の収集・伝達

- (1) 町、県、県警察本部、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。その他の措置は、第1部火災対策第2章第2節第1に準ずる。

第2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む。）への備え

1 救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

2 消火活動への備え

町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

第3 緊急輸送、代替輸送への備え

- (1) 町、県及び県警察本部は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 県及び県警察本部は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。
- (3) 県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。
- (4) 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

第4 関係機関の防災訓練の実施

鉄道事業者、道路管理者、町及び県は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第1節（P114）

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

概要

- ・災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

項目

- 第1 道路事故災害
- 第2 鉄道事故災害
- 第3 航空機事故災害
- 第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

実施機関

- 通常時 (災対本部体制下)
総務課、消防団、真岡警察署、真岡鐵道 (総務班、消防団、真岡警察署、真岡鐵道)

参考資料

第1 道路事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、県警察、消防又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

町及び消防本部（局）は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。

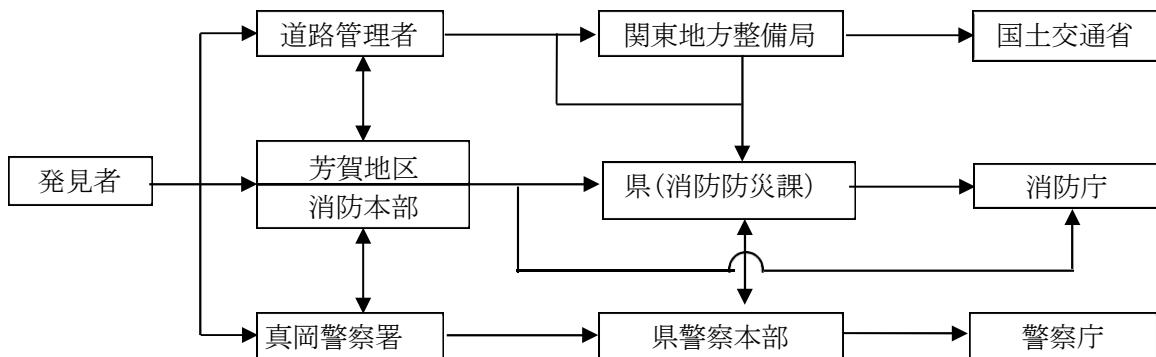
その他第1部第2章第2節第1の1（1）に準ずる。

(4) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 鉄道事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者的情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(2) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

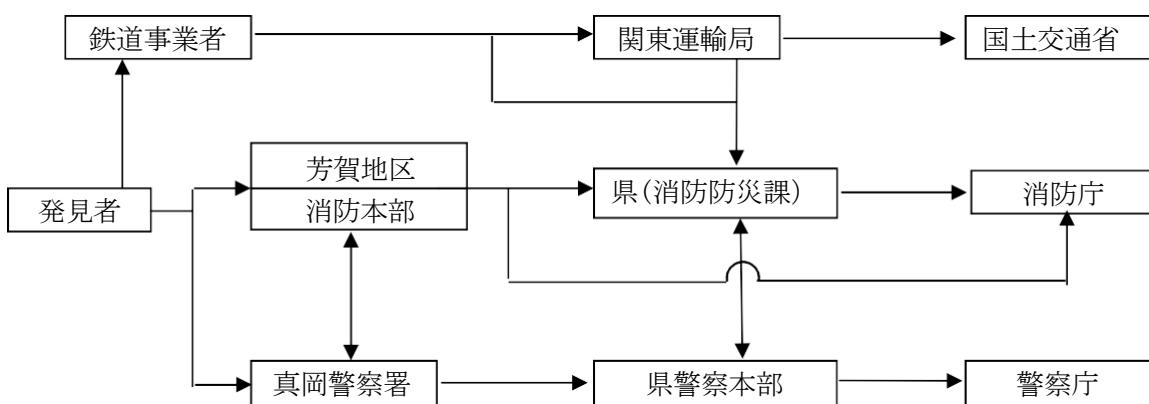
第1部第2章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 航空機事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく町、県警察、消防に通報する。

(2) 航空運送事業者的情報収集・伝達

航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

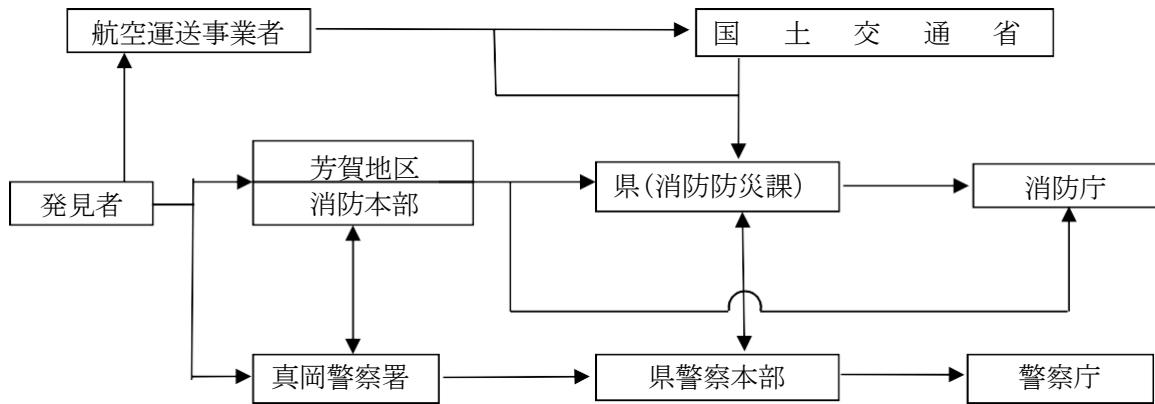
第1部第2章第2節第1の1（1）に準ずる。

(4) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5、第6及び第7に準ずる。

第3節 災害救助法の適用

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第5節（P140）

大規模な交通事故災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 災害拡大防止対策

概要

- 事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

項目

第1 危険物流出対策

第2 避難対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、消防団、芳賀地区消防本部、
真岡警察署 (総務班、消防団、芳賀地区消防本部、
真岡警察署)

参考資料

第1 危険物流出対策

1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 町の活動

町は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示を行う。

3 県等の活動

県、県警察本部及び消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準ずる。

第5節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

概要

- ・関係機関は連携して、捜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

項目

- 第1 捜索活動
- 第2 救助・救急活動
- 第3 医療活動
- 第4 消火活動

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務班、消防団、芳賀地区消防本部、 真岡警察署、真岡鐵道	(総務班、消防団、芳賀地区消防本部、 真岡警察署、真岡鐵道)
参考資料	

第1 捜索活動

- (1) 県、県警察本部、町及び消防機関は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- (2) 自衛隊は、必要に応じて、捜索活動を行う。

第2 救助・救急活動

- (1) 町、県及び県警察本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 道路管理者は、県、県警察本部及び町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに当該活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第3 医療活動

県は、多数の負傷者が発生しDMA Tの派遣が必要と判断した場合、DMA T指定病院に対して、DMA Tの派遣を要請する。

また、医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第4 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

- (2) 県は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。
- (3) 道路管理者は、地方公共団体等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力するものとする。
- (4) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動

概要

- 被害の状況、緊急性度、重要度を考慮した緊急輸送活動及び乗客の速やかな代替輸送を実施する。

項目

第1 緊急輸送活動

第2 代替輸送活動

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、真岡警察署、真岡鐵道 (総務班、真岡警察署、真岡鐵道)

参考資料

第1 緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

県、県警察本部、町及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

県警察本部、町及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第7節 施設・設備の応急対策

概要

- ・住民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、真岡警察署、真岡鐵道 (総務班、真岡警察署、真岡鐵道)

参考資料

県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。

また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

第8節 広報活動

概要

- ・住民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総合政策課、真岡警察署、真岡鐵道 (広報班、真岡警察署、真岡鐵道)

参考資料

町、県及び県警察本部は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

その他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第19節に準じる。

第4章 復旧

概要

- ・被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、復旧事業を実施する。

参考資料

町、県、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定期を明示する。

第3部 放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総則

第1節 本町の危険物等の状況

概要

- 放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送、石油類等危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の本県の状況を明らかにし、効果的な危険物等事故対策に役立てる。

項目

- 第1 放射性同位元素等取扱施設
- 第2 石油類等危険物
- 第3 高圧ガスの状況
- 第4 火薬類の状況
- 第5 毒物・劇物の状況

実施機関

- | | |
|-----------|-----------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課、観光商工課 | (総務班、商工班) |

参考資料

第1 放射性同位元素等取扱施設

「放射線同位元素等の規制に関する法律」に基づき、文部科学大臣から放射性同位元素(以下「R I」という。)又は放射線発生装置の使用を許可された事業所、表示付R I装備機器のみの使用を届け出た事業所、密封されたR Iのみを使用する工場又は事業所であって1工場(又は事業所)当たり総量3.7GBq以下の使用を届けた事業所及び放射性同位元素の販売又は賃貸を届けた事業所を指す。

R I等が厚さ計、レベル計、密度計、硫黄分析計、ガスクロマトグラフ等に利用され、研究機関や医療機関に限らず民間企業においても利用分野が拡大してきてることにより使用事業所の数は、この10年間で漸増傾向にある。

第2 石油類等危険物

平成28(2016)年3月31日現在における危険物施設の総数(完成検査済証交付施設)は、9,425施設となっている。

施設別にみると地下タンク貯蔵所が、1,936施設(全体の20.5%)と最も多く、次いで一般取扱所の1,569施設(同16.6%)、移動タンク貯蔵所の1,456施設(同15.4%)となっている。

第3 高圧ガスの状況

本県において、高圧ガス保安法に基づく製造事業所(第一種、冷凍第一種、第二種及び冷凍第二種)を指す。

第4 火薬類の状況

煙火製造所、火薬類販売所、火薬庫、庫外貯蔵庫を指す。

第5 毒物・劇物の状況

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物を製造している事業所、輸入している事業所、販売している事業所、届出が必要な業務上取扱者を指す。

また、毒物及び劇物取締法に基づく届出の義務のない、その他の業務上取扱者についても、その把握に努めている。

第2章 予防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化

概要

- ・危険物等事故の未然防止のため、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

項目

第1 災害応急対策への備え

第2 防災意識の高揚、訓練の実施

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、観光商工課、消防団 (総務班、商工班、消防団)

参考資料

第1 災害応急対策への備え

1 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 防除資機材等の整備

町及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 関係機関の協力体制の整備

(ア) 町及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

(イ) 県、県警察本部及び町は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

(ウ) 県、県警察本部及び町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

2 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び放送事業者等は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

3 災害復旧への備え

県及び事業者は、円滑に災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2 防災意識の高揚、訓練の実施

1 防災知識の普及啓発

県、県警察本部、町及び消防機関等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災意識の普及啓発を図る。

2 防災訓練の実施

町、県及び消防機関等は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

概要

- ・R I 施設の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、安全指導の徹底に努める。

項目

第1 町、県の対策

第2 消防機関等の対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、観光商工課 (総務班、商工班)

参考資料

第1 町、県の対策

町及び県は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、県が作成した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

第2 消防機関等の対策

1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、厳重な被ばく管理を行うため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

4 除染の効果的実施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

第3節 放射性物質運搬事故予防対策

概要

- 放射性物質運搬の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施に努める。

項目

第1 原子力事業者等の対策

第2 県の対策

第3 町等の対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

観光商工課、真岡警察署 (商工班、真岡警察署)

参考資料

第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合に危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第2 県の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する体制を整備する。

第3 町等の対策

消防機関は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4節 石油類等危険物事故予防対策

概要

- ・危険物の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、住民への啓発活動の充実を図る。

項目

第1 事業者の対策

第2 消防機関等の対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

観光商工課 (商工班)

参考資料

第1 事業者の対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

第2 消防機関等の対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第5節 ガス事故予防対策

概要

- ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理・指導の徹底や訓練の実施、住民への啓発活動の充実を図る。

項目

第1 LPガス・高圧ガス

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
観光商工課、関係機関	(商工班、関係機関)

参考資料

第1 LPガス・高圧ガス

1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

（1）一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落・流出防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

イ 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

（2）災害予防体制の強化

ア 従業員への保安教育を適切に実施するとともに、防災訓練等への積極的な参加等により、体制の充実強化を図る。

イ ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。

エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガスの製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵・消費する者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

（1）高圧ガスの製造、貯蔵、消費等について、関係法令を遵守するとともに、保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

（2）自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、必要に応じて防災訓練を実施する。

また、関係団体である（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会からの応援体制や消防署、警察署等防災関係機関への連絡体制等の充実強化を図る。

3 県の対策

（1）県は、高圧ガス事業者及び販売事業者等に係る許可・届出、立入検査等について、法令に基づく基準遵守の徹底はもとより、ヒヤリハット対策を含むリスクマネジメント等を指導し、事業者の保安体制の充実強化を図る。

（2）県は、栃木県高圧ガス地域防災協議会（以下「高圧ガス協議会」という。）との連携のもと、

消防署、警察署等防災関係機関との連携体制を充実強化する。

- (3) 県は、高圧ガスによる災害事故が発生した場合に、高圧ガス協議会が指定した防災事業所（以下「指定防災事業所」という。）等が速やかに対応できるよう、消防本部（局）、警察署、高圧ガス協議会等関係機関と密接な連携の下、地域防災体制の充実強化を図る。

第6節 火薬類事故予防対策

概要

- 火薬類の事故防止のため、関係機関が連携の下、保安体制の充実を図る。

項目

第1 事業者の対策

第2 県の対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
観光商工課	(商工班)

参考資料

第1 事業者の対策

事業者は、火薬類の取扱いにかかる技術基準を遵守するとともに、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

また、消防署、警察署等防災関係機関、関係団体である（一社）栃木県火薬類保安協会との連携を図りながら、事故等緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた連携体制を充実強化する。

第2 県の対策

県は、煙火製造所等の許可・届出、立入検査等について、法令に基づく基準遵守の徹底等、事業者の保安体制の充実強化を図る。

第7節 毒物・劇物事故予防対策

概要

- ・毒物・劇物事故防止のため、安全管理・指導の徹底や連絡体制の整備等を図る。

項目

第1 事業者の対策

第2 県の対策

第3 医療機関等の対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

観光商工課 (商工班)

参考資料

第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第2 県の対策

- (1) 県は、毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。
- (2) 県は、毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努める。
- (3) 町、県、消防本部（局）及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3 医療機関等の対策

町、県、消防本部（局）及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

概要

- ・県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

項目

- 第1 初動体制の整備
- 第2 危険物等事故災害発生時の措置
- 第3 町及び防災関係機関の活動体制
- 第4 県の支援
- 第5 自衛隊の災害派遣
- 第6 防災業務関係者の安全確保

実施機関

- | | |
|--------|-----------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 全課、消防団 | (全班、消防団) |

参考資料

第1 初動体制の整備

第1部第2章第1節第1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、警戒体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、第1非常配備の災害の態様に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を追加する。

第2 危険物等事故災害発生時の措置

第1部第2章第1節第1に準ずる。なお、危険物等事故災害では「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、次の事項について漏洩物に関する事態を追加する。

1 災害警戒本部の設置

- (1) 設置基準に、「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を加える。
- (2) 解散基準に、「漏洩物により相当の被害発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき」を加える。

2 災害対策本部の設置

- (1) 設置基準に、「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を加える。
- (2) 災害対策本部の組織及び運営に、「また、必要に応じ被災町に連絡調整のため職員を派遣する。」を加える。

第3 町及び防災関係機関の活動体制

第1部第2章第1節第1に準ずる。

第4 県の支援

第1部第2章第1節第2に準ずる。

第5 自衛隊の災害派遣

県は、自衛隊に対する派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保

県は、町及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2節 災害救助法の適用

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第5節（P140）

大規模な危険物等事故災害について、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第3節 災害拡大防止対策

概要

- ・危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

項目

第1 災害の拡大防止活動

第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

第4 避難対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、観光商工課、消防団、 (総務班、商工班、消防団、芳賀地区消防本部)

芳賀地区消防本部

参考資料

第1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (2) 町、県及び県警察本部は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

町、県、県警察本部及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

町、県警察本部及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

町、県及び県警察本部は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準ずる。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

概要

- ・関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

項目

第1 救助・救急活動

第2 医療活動

第3 消火活動

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、福祉子育て課、消防団、 (総務班、防疫医療班、福祉班、消防団、

芳賀地区消防本部、真岡警察署 芳賀地区消防本部、真岡警察署)

参考資料

第1 救助・救急活動

- (1) 町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第3 消火活動

- (1) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。

第5節 広報活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章第19節（P190）

第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

概要

- R I 施設の事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

項目

第1 情報の収集・伝達

第2 事業者の対策

第3 県等の対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、真岡警察署、
芳賀地区消防本部 (総務班、広報班、真岡警察署、
芳賀地区消防本部)

参考資料

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

(2) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

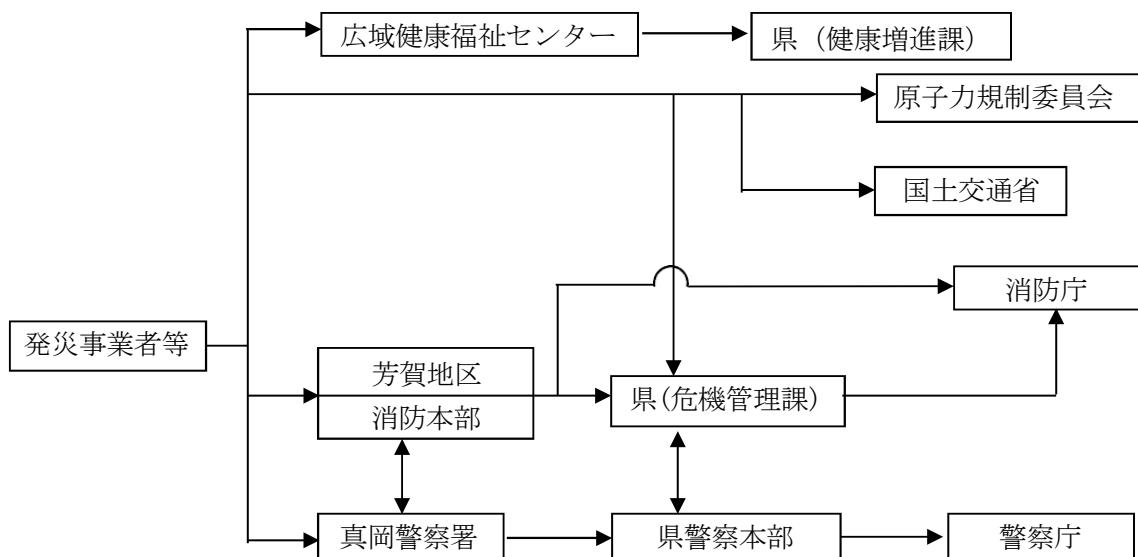
第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（3）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、町、県及び警察に連絡する。

第3 県等の対策

- (1) 県は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関等に提供する。
- (2) 県は、広域健康福祉センターに配備されているサーベイメータや消防本部（局）等から貸与されたものにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの警察・消防機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第7節 放射性物質運搬事故応急対策

概要

- 放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

項目

第1 情報の収集・伝達

第2 事業者の対策

第3 県等の対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、真岡警察署	(総務班、真岡警察署)

参考資料

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

(2) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

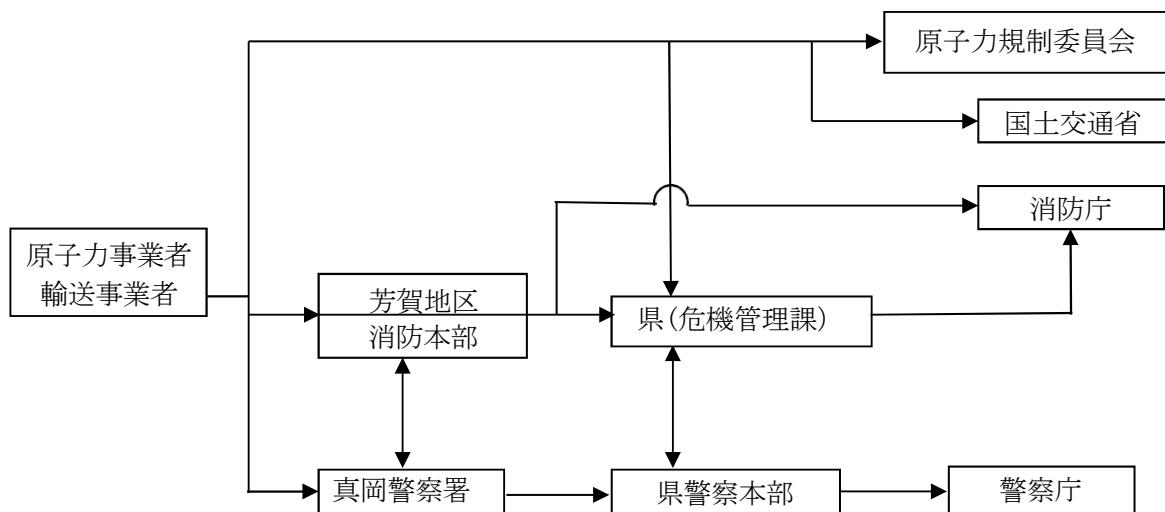
第1部第2章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

- (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象を発見又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を隨時連絡する。
- (2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第3 県等の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第8節 石油類等危険物事故応急対策

概要

- 石油類等危険物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

項目

第1 情報の収集・伝達

第2 火災・爆発応急対策

第3 漏洩応急対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、消防団、
真岡警察署、芳賀地区消防本部 (総務班、広報班、消防団、真岡警察署、
芳賀地区消防本部)

参考資料

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

(2) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

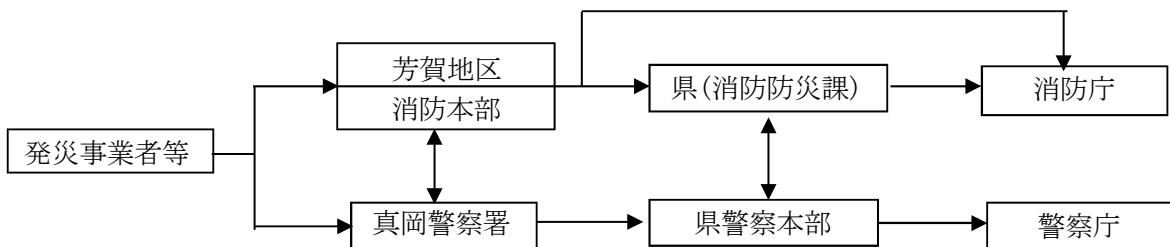
第1部第2章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 火災・爆発応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防

止措置を行う。

- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県の対策

県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3 町、消防機関の対策

- (1) 町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第3 漏洩応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県の対策

- (1) 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、水質汚染状況を監視し、把握情報を隨時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。

3 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

4 町、消防機関の対策

- (1) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (3) 町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第9節 ガス事故応急対策

概要

- ガス事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

項目

第1 情報の収集・伝達

第2 LPガス・高压ガス

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、真岡警察署、
芳賀地区消防本部 (総務班、広報班、真岡警察署、
芳賀地区消防本部)

参考資料

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

(2) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

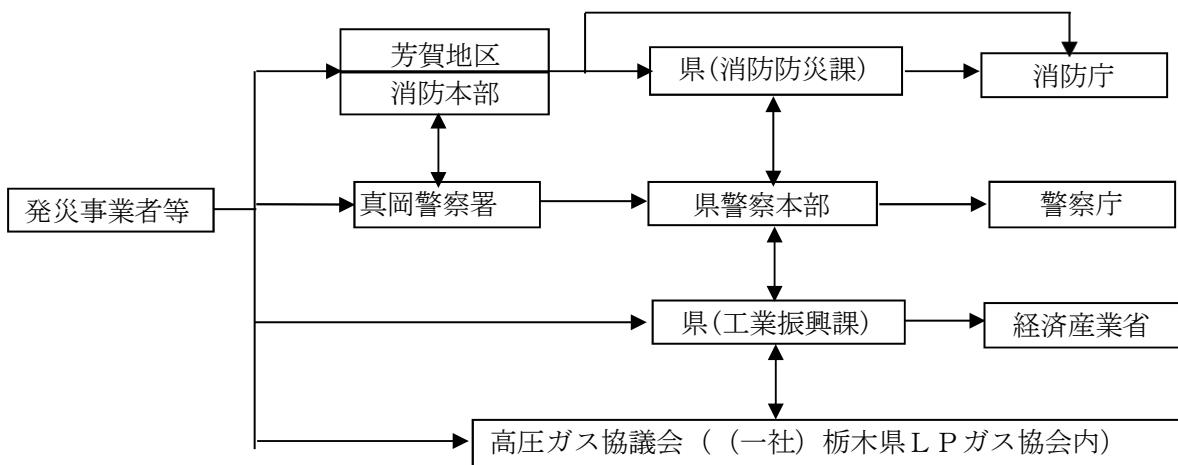
第1部第2章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。なお、県は、県に読み替える。

2 情報の収集・伝達系統

ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 LPガス・高压ガス

1 販売事業者、高压ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止

等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部（局）、警察等関係機関に速やかに通報する。

（2）応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ 高圧ガス事業者は、自らの応急措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会に応援を要請する。高圧ガス協議会は、指定防災事業所と応援、協力について調整を行い、必要な応急措置、復旧措置を講じる。

2 県の対策

（1）県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

（2）県は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡をとりながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。

（3）県は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について町を支援し、周辺の大気の状況等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

3 町、消防機関の対策

（1）町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

（2）消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

（3）消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

（4）消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第10節 火薬類事故応急対策

概要

- 火薬類事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

項目

- 第1 情報の収集・伝達
- 第2 事業者等の対策
- 第3 県の対策
- 第4 町、消防機関の対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課、真岡警察署、芳賀地区消防本部	(総務班、広報班、真岡警察署、芳賀地区消防本部)

参考資料

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

(2) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

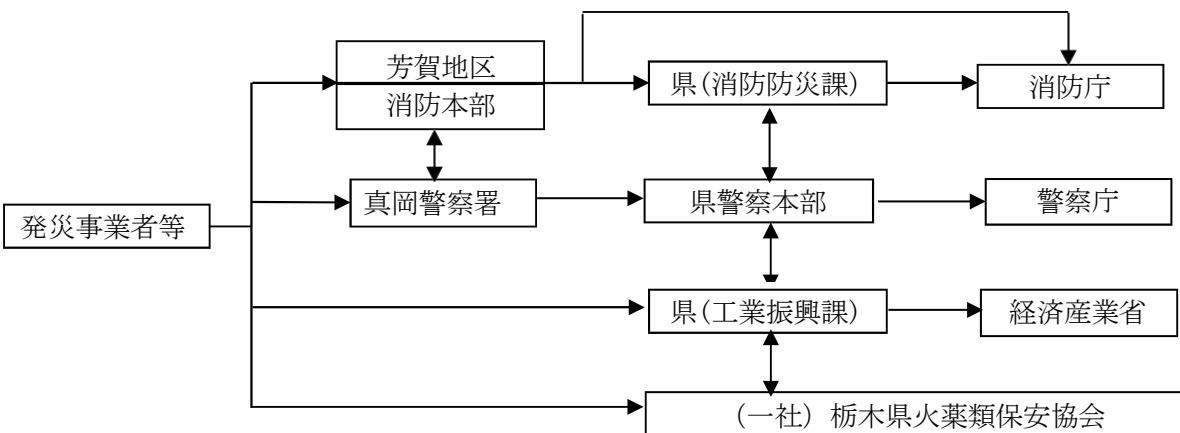
第1部第2章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目塗土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

第3 県の対策

- (1) 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、町へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

第4 町、消防機関の対策

第3部第3章第9節第2の3に準ずる。

第11節 毒物・劇物事故応急対策

概要

- ・毒物・劇物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

項目

第1 情報の収集・伝達

第2 事業者等の対策

第3 県の対策

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、真岡警察署、(総務班、広報班、真岡警察署、

芳賀地区消防本部 芳賀地区消防本部)

参考資料

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

(2) 町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

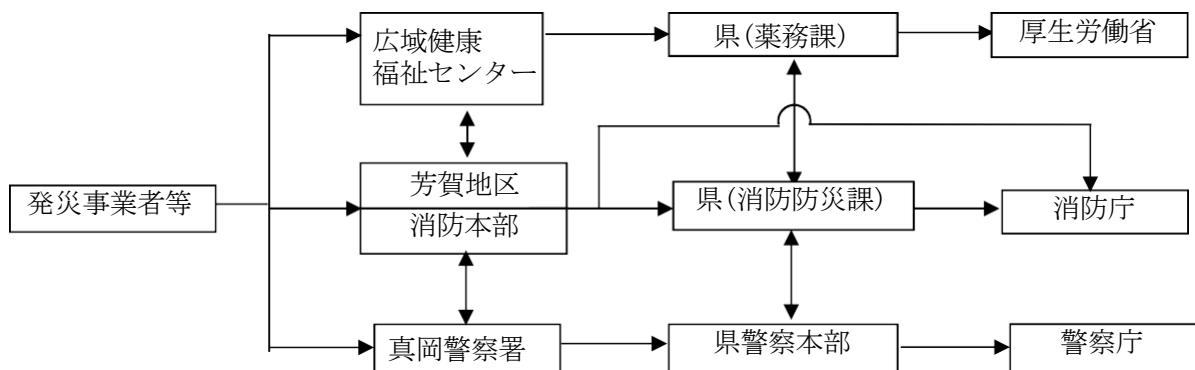
第1部第2章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第2章第2節第1の1（2）に準ずる。なお、県は県に読み替える。

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

(1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、消防本部（局）、警察等へ通報する。

(2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するため

の措置を講じる。

- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第3 県の対策

- (1) 県は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。
- (2) 県は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報提供を行う。
- (3) 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (4) 県は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を隨時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

第4章 復旧

概要

- 被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、建設課	(総務班、土木建設班)

参考資料

町、県及び事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定期を明示する。

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

概要

- ・近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本県の対応を明確にし、より的確な対策に資する。

項目

第1 計画の目的

第2 計画の性格

第3 策定に際し尊重するべき指針

参考資料

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、住民の安全・安心を確保することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、栃木県防災会議が作成する「栃木県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「栃木県地域防災計画（震災対策編）」に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 策定に際し尊重するべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和3（2021）年7月21日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第2節 原子力災害対策重点的区域

概要

- 行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。

項目

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

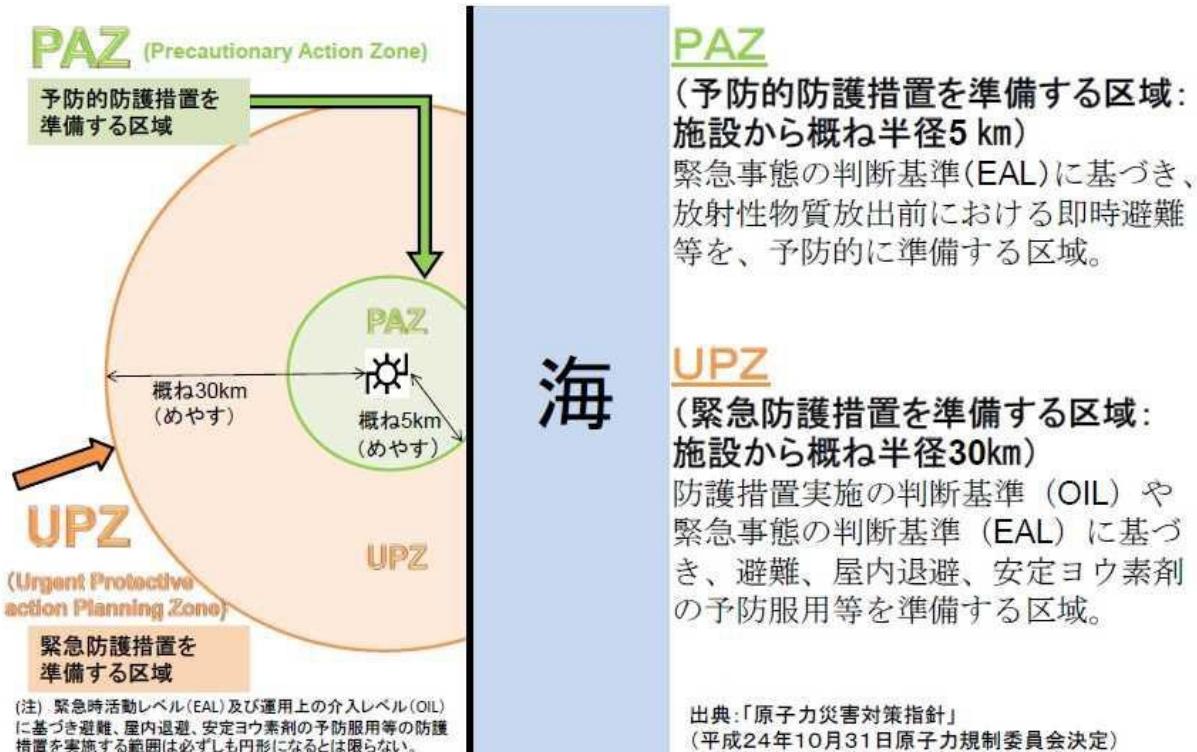
第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

参考資料

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、本県にPAZ、UPZに該当する区域は無い。

※原子力災害対策重点区域



第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

本編第1章第3節第3の1（2）に準ずる。

第3節 原子力災害の想定

概要

- ・対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

項目

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

第2 原子力災害の想定

第3 予測される影響

参考資料

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にある。

計画の対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約82km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46. 3	S49. 7	S51. 3	S53. 10	S53. 4	S54. 10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	約77km				32km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw
運転開始日	S57. 4	S59. 2	S60. 6	S62. 8	S53. 11
備考	停止中				定期検査中

原子力災害対策編

第1章 総則

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約93km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（E P Z : E m e r g e n c y P l a n n i n g Z o n e）にも本県は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 本県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林物の出荷制限や観光業への風評被害など住民生活と本県産業に大きな影響を与えた。

(2) 想定

U P Z 外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。町及び県は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

県においては環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

第2章 予防

第1節 初動体制の整備

概要

- 町は、国、県、隣接自治体との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

項目

第1 情報の収集・連絡体制の整備

第2 情報の分析整理

第3 通信手段の確保等

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、市民くらし課	(総務班、環境衛生班)

参考資料

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、町、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間において、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

1 国・近隣県

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築する。

2 町

町は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

3 原子力事業者

県は、近隣県における原子力事業者と、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等を締結し、緊急時における通報体制や平常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

4 連絡要員の指定・連絡体制の整備

県は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

第2 情報の分析整理

1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努める。

2 人材の育成・確保

県は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、国等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

第3 通信手段の確保等

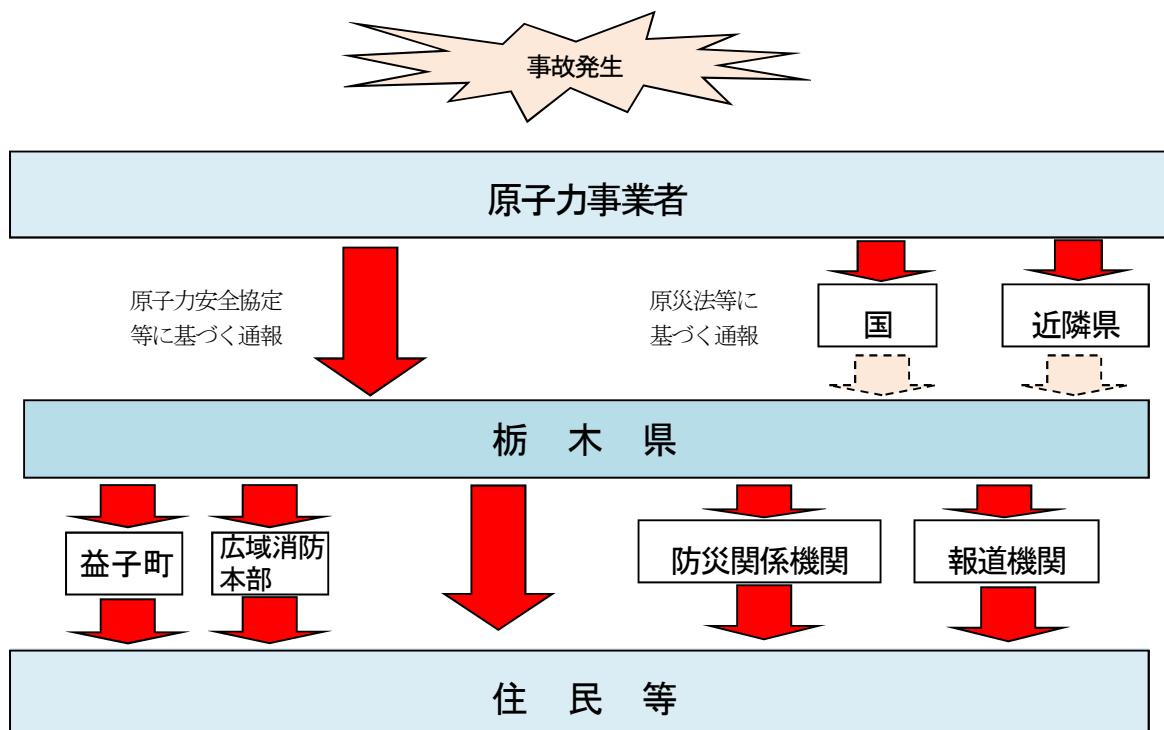
1 通信連絡網等の整備

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣町、県等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 複合災害への備え

県は、国及び町との連携及び原子力事業者の協力を得て、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※緊急時における流れ



第2節 情報伝達体制の整備

概要

- ・災害時における情報について、住民等に対する伝達体制を整備する。

項目

第1 情報伝達体制の整備

第2 要配慮者等への情報伝達

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、市民くらし課、 (総務班、広報班、福祉班、商工班)

福祉子育て課、高齢者支援課、観光商工

課

参考資料

第1 情報伝達体制の整備

県は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、県ホームページ、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第2 要配慮者等への情報伝達

町は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

県は、町が行う要配慮者等への情報伝達について、必要な支援を行う。

第3節 避難活動体制等の整備

概要

- ・モニタリング結果や分析データを踏まえ、避難指示や屋内退避等を決定・実施するための体制を整備する。

項目

第1 避難指示の判断

第2 警戒区域設定の判断基準

第3 要配慮者等への対応

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、福祉子育て課、 (総務班、広報班、福祉班、関係機関)

建設課、学校教育課、生涯学習課、

関係機関

参考資料

第1 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が緊急防護措置等の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

U P Z外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた町及び県は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

町及び県は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

第2 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第3 要配慮者等への対応

県は、町に対し、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するための計画等の整備について助言する。

町は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

概要

- ・緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

項目

第1 モニタリングによる監視の実施等

第2 モニタリング体制

第3 関係機関との協力体制の整備

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、県 (総務班、県)

参考資料

第1 モニタリングによる監視の実施等

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査委託実施計画書に基づき、平常時から国と連携し、環境放射線モニタリングを実施する。

また、県は、環境放射能水準調査委託実施計画書に基づき、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、環境放射線モニタリング強化時の調査等を国と連携して行う。

第2 モニタリング体制

1 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持

県は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(2) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、県は、万一モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

2 要員の確保・育成等

県は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、県は、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

第3 関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者、町、近隣県等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5節 健康対策

概要

- ・住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

項目

第1 資機材の整備等

第2 医療救護活動体制の整備

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、福祉子育て課、高齢者支援課 (総務班、福祉班、防疫医療班)

参考資料

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

県は、国や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、町や関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

さらに、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県は、国及び町等と協力し、被爆の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、被爆の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から国、町、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

町及び県は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

- (1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 広域災害・救急医療情報(EMIS)システムの充実

(2) 情報提供システムの充実・活用

県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの充実・活用に努める。

第6節 農林物等の安全確保の整備

概要

- ・事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う住民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

項目

第1 検査体制の整備

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、農政課、関係機関	(総務班、農政班、関係機関)

参考資料

第1 検査体制の整備

県は、事故発生時における農林物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、町や関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

第7節 緊急輸送体制の整備

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章第15節 (P80)

第8節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

概要

- ・原子力災害に関する知識の普及・啓発や原子力防災に係る研修等を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

項目

第1 住民等に対する普及・啓発

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、総合政策課、福祉子育て課 (総務班、広報班、福祉班)

参考資料

第1 住民等に対する普及・啓発

県は、国、町、原子力事業者等と協力して住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本県の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

県は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ国や関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対し講習会や研修会への派遣等を実施して、専門知識の充実を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 内部被ばく等放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に、県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

概要

- ・栃木県に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部等を設置し、国、市町、近隣県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

項目

- 第1 町の活動体制
- 第2 注意体制
- 第3 災害警戒本部の設置
- 第4 災害対策本部の設置
- 第5 町及び防災関係機関の活動体制
- 第6 県の支援
- 第7 専門家、国、他県への支援の要請
- 第8 防災業務関係者の安全確保

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
全課、消防団	(全班、消防団)

参考資料

第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)	
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等（E A L 1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合	情報収集及び応急対策を行う体制	災害対策関係職員のうち、参集を指定されている者	
警戒体制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（E A L 2） ②危機管理監が必要と認めた場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	警戒体制に該当する職員	
第1 非常配備	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（E A L 3） ②知事が必要と認めた場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	第1非常体制に該当する職員
第2 非常配備		大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、県の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

第2 注意体制

県は、近隣県における原子力発電所等において事故等（E A L 1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。県民生活部及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて町、消防等関係機関への通報
- (4) 必要に応じて危機管理監、知事等への報告
- (5) 災害応急対策(小規模)

第3 災害警戒本部の設置

県は、特定事象発生の通報を受けた場合（E A L 2）又は特定事象発生のおそれがあると危機管理監が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定により、栃木県災害対策・危機管理委員長（危機管理監）を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

- (1) 災害警戒本部の設置基準
 - ア 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
 - イ 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、本部長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
 - ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
 - エ その他、本部長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- その他の事項は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3の1に準ずる。

2 災害警戒本部の業務

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2に準ずる。

3 災害警戒本部の組織及び運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2に準ずる。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

県は、原子力緊急事態発生（E A L 3）の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると知事が認めた場合は、国、市町及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

原子力災害対策編 第3章 応急対策

(1) 設置基準

- 次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。
- ア 原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
 - イ 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
 - ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る）。
 - エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
 - オ その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 設置場所

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3のウに準ずる。

(3) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 国の関係機関（原子力災害対策本部、総務省消防庁等）
- (2) 市町、消防本部（局）
- (3) 近隣県
- (4) 陸上自衛隊第12特科隊
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (6) その他の関係機関

3 災害対策本部の組織及び運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3に準ずる。

4 災害対策本部の業務

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3に準ずる。

第5 町及び防災関係機関の活動体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第6に準ずる。

第6 県の支援

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う、また人的な支援だけでなく物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

第7 専門家、国、他県への支援の要請

1 専門家に対する支援要請

県（県民生活部）は、特定事象の発生等に伴う影響を把握するため、及び原子力災害に関する応急対策の検討及び実施に当たって、必要に応じて、栃木県原子力災害対策専門委員会など、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を要請する。

2 国に対する支援要請

- (1) 県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、国（安全規制担当省庁）に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。
- (2) 県は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

3 その他

県は、応急対策の実施に当たり、必要に応じ原子力事業者、他県等に対し応援要請を行う。

第8 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、町、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、市町、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。
 - ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSvを上限とする。
 - イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。
- (2) 県は、町及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。
- (3) 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、町及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

概要

- ・原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係市町その他関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

項目

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

第3 応急対策活動情報の連絡

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課 (総務班)

参考資料

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や県民等への周知を行う。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

県（県民生活部）は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努める。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

(1) 施設の状況

(2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況

(3) 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市町・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（E A L 3）

（1）要員の確保

町及び県は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

（2）情報の収集等

県は、国や近隣県等、原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、県が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県及び関係市町は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第3節 情報伝達・広報活動

概要

- ・住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

項目

第1 住民等への情報伝達活動

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、総合政策課	(広報班)

参考資料

第1 住民等への情報伝達活動

1 県民等に対する情報伝達

- (1) 町及び県は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 県は、防災行政無線等により各市町に迅速に情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 町及び県は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

町及び県は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

町及び県は、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受け入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

町及び県は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

県は、緊急時には町等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

その他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第19節第2の2（2）に準ずる。

第4節 屋内退避・避難誘導等

概要

- 町及び県は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

項目

- 第1 避難等措置の実施主体
- 第2 屋内退避、避難等の実施
- 第3 安定ヨウ素剤の配布等
- 第4 避難所等の開設、運営
- 第5 県内外からの避難者の受入
- 第6 要配慮者等への配慮

実施機関

- | | |
|-----|-----------|
| 通常時 | (災対本部体制下) |
| 総務課 | (総務班、広報班) |

参考資料

第1 避難等措置の実施主体

住民の避難等の措置を講じるに当たっては、町のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動搖・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県及び関係市町は、住民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

- 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、市町に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。
- 町は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。
- 町及び県は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を把握する。

3 避難状況の確認

町及び県は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、国及び関係機関と連携して対応する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

町は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

県は、町に対し必要な支援を行う。

2 避難所の管理・運営

- (1) 町及び県は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- (2) 町及び県は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。
- (3) 町は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。
- (2) 県は、町から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

第5 県内外からの避難者の受入れ

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本県に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県の市町と下記の県内市町の間で次のとおり協定が締結されている。

避難元市町	避難先市町	協定締結日
水戸市	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、野木町	H30(2018). 5. 21
城里町	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	H30(2018). 3. 28
常陸大宮市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町	H29(2017). 9. 28
笠間市	小山市、真岡市、下野市、上三川町、壬生町	H29(2017). 3. 22

避難先は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

県は、避難受入市町に対し適切な助言を行うとともに、茨城県からの要請に基づき必要な協議、調整及び支援を行う。

また、県は、茨城県からの要請に基づき、被災した病院等の入院患者等の受入れ等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等に対し要請する。（入院患者等の受入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ヘリによる搬送を要請する。）

2 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

県は、可能な範囲で、茨城県が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力をう。

第6 要配慮者等への配慮

町及び県は、避難誘導、避難所での生活に関するニーズを適切に把握し、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

概要

- ・緊急時において国と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを把握する。

項目

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

第2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、県 (総務班、県)

参考資料

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市町と情報の交換、結果の取りまとめを行い、住民に対して広く公表する。

第2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡する。

また、特に必要な場合は、安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡する。さらに、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始する。

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

(1) 県は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、町、関係機関等に連絡する。

(2) 県は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施に当たっては、対策指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

第6節 医療救護活動等

概要

- ・災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し住民等の心身の健康を確保する。

項目

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

福祉子育て課、高齢者支援課 (防疫医療班、福祉班、環境衛生班)

参考資料

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

県は、町や国等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

2 相談窓口の設置

県及び町は、健康福祉センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

1 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

県は、必要に応じて、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。また、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療救護活動を行う。

2 医療救護活動

町及び県は、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。また、医療救護所で対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物等の安全確保

概要

- 放射性物質モニタリング検査を実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、県民に対して広く周知する。

項目

- 第1 食品等の安全性の確認
- 第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等
- 第3 飲料水の安全対策の実施
- 第4 食品等の供給

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課、農政課	(総務班、農政班、環境衛生班)

参考資料

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

県は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、O I Lに基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

また、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、県は、速やかに関係団体や市町等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って住民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体や町等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国から出荷制限の指示があった場合は、速やかに関係市町及び関係事業者に要請するとともに、住民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び住民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

県は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に要請する。

また、県、水道水の安全対策のため、水道事業者等に事故の状況を直ちに伝えるとともに必要な指導等を行う。実施に当たっては、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して指導等を行う。

なお、県、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備するとともに、町に対しても要請する。

第4 食品等の供給

県は、食品等の摂取制限等の措置を市町に指示した際、栃木県地域防災計画（水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編）第3章第11節を参照し、町と協力して関係住民への応急措置を講じる。

第8節 児童生徒等の安全対策

概要

- ・学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

項目

第1 児童生徒等の安全の確保

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
学校教育課、福祉子育て課	(総務班、学校教育班、環境衛生班)

参考資料

第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

県は、国や町と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるように体制を整備する。

第9節 緊急輸送活動

参照

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第1～第3（P158）に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 健康対策

概要

- ・住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

項目

- 第1 住民への対応
- 第2 健康影響調査・健康相談等
- 第3 学校等における対策

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
福祉子育て課、高齢者支援課、 学校教育課	(福祉班、学校教育班)
参考資料	

第1 住民への対応

町は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査・健康相談等

1 調査の検討

町は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

県は、国、町、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水・食品の安全確認

県は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

県は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

3 その他

(1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校等の設置者は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

県は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

(2) 学校等の設置者は、児童生徒等や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

県は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

第2節 風評被害対策

概要

- 農林産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

項目

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

第2 観光業に係る対策

第3 被害者の救済

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、農政課、観光商工課 (総務班、農政班、商工班)

参考資料

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

県は、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

県は、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

2 具体的方法

(1) 国内における対策

県は、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にテレビ、ラジオ新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を県内外に対して積極的に発信する。

(2) 国外への対策

国外に及ぶ風評被害については、県は、国と連携してその払拭に向けて各種施策に取り組む。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

県は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や県のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を国内外に対して積極的に発信する。

2 観光客等への説明

本県を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から誤った情報が拡散されないよう努める。

第3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県は、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・汚染廃棄物の処理

概要

- ・国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

項目

第1 基本方針

第2 除染の実施

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

実施機関

通常時 (災対本部体制下)

総務課、観光商工課、総合政策課、 (総務班、商工班、広報班、環境衛生班)

市民くらし課

参考資料

第1 基本方針

町及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

第2 除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、町、県等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

(1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊娠婦や子ども等に十分配慮する。

(2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。

(3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。

(4) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して(※)、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）

なお、当通知の廃棄物については、除去土壤を含む。

ア 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1mSv／年を超えないようにする。

イ 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1mSv／年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。

ウ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10μSv／年以下とする。

(5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壤の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

町、県、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、県は、早期の処理を図るため、住民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 町及び排出事業者が処理する廃棄物

町、県、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県は、町、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

3 その他

町及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

町及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償

概要

- ・損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

項目

第1 事業者等への支援

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課	(総務班)

参考資料

第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

- (1) 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、県は、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 県は、原子力災害により、県内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 県は、県内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 事業者等への支援内容

- (1) 原子力災害により、県内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、県は、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
 - ア テレビ、ラジオ等の県政広報番組や県のホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
 - イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
 - ウ 関係出先機関等における相談窓口の設置
- (2) 県は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。
町及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

概要

- ・国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係機関に指示する。

項目

第1 状況の把握及び解除の指示

実施機関

通常時	(災対本部体制下)
総務課	(総務班)

参考資料

第1 状況の把握及び解除の指示

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町、防災関係機関等に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認するものとする。

益子町地域防災計画

令和6年3月（予定）
益子町防災会議

発 行：益子町
編 集：益子町 総務課
〒321-4217
栃木県芳賀郡益子町益子 2030
TEL：0285-72-2111